



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

行政対応特別研究
[二国間] 研究資料
第13号

平成21年度カントリーレポート

韓 国,
タ イ,
ベトナム

平成22年 3 月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、世界の主要各国等について、その農業・農産物貿易等の実情・政策の動向を分析するものである。平成19年度から新たな取組として、当研究所国際領域の研究者がとりまとめ印刷・配付することとしたものであり、今年度が3年目である。とりまとめに際しては、単に統計数値を並べて現状を示すというのではなく、対象国全体の状況に目を配り、農業や貿易を巡る論点や問題点とその背景を析出して、その国が現状に至った経緯や、農業・貿易に関連してなぜそのような行動をとるのかが、構造として理解できるような社会的背景等も含めた分析をめざしたところである。

なお不十分な点多々あるかと思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点についてはご指摘を賜れば幸いである。

(平成 19 年度カントリーレポート)

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア，アルゼンチン，EU 油糧種子政策の展開

(平成 20 年度カントリーレポート)

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国，インドネシア

(平成 21 年度カントリーレポート)

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国，インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア，ニュージーランド，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU，米国，ブラジル
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国，タイ，ベトナム

行政対応特別研究

「二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際的な農業・農政動向の分析」

平成 21 年度カントリーレポート

韓国，タイ，ベトナム

目 次

第 1 章 カントリーレポート：韓国

(會田陽久・樋口倫生)	1
1. 序	
(會田陽久)	1
2. 食料消費動向と農産物需給	
(會田陽久)	3
(1) はじめに	3
(2) 最近の食料消費の特徴と変化	4
(3) 最近の消費者の対応	6
(4) 農産物需給	8
(5) おわりに	10
3. 稲作をめぐる動向	
(會田陽久)	11
(1) はじめに	11
(2) 稲作農業	11
(3) 消費と需給	14
(4) 貿易政策	16
4. 農産物輸出振興政策	
(會田陽久)	17
(1) はじめに	17
(2) 農食品輸出支援	17
(3) 政府による農食品輸出支援制度の改善	20
(4) まとめ	21

5. 韓国の農林水産分野における緑の成長戦略 ―親環境農業を中心として―	
(樋口倫生)	23
(1) はじめに	23
(2) 農林水産業での緑の成長	23
(3) 環境保全型農業	26
(4) 韓国の環境に関わる直接支払制度と内容	29
(5) まとめ	39
第2章 カントリーレポート：タイ	
(井上荘太郎)	43
はじめに	43
1. 政治・経済の現状と背景	44
(1) 政治体制と近年の混乱	44
(2) 経済の動向（ブーム，危機，タクシノミックス）	48
2. 農業の状況	51
(1) 経済における農業部門の重要性	51
(2) 国土と自然条件	51
(3) 農産物輸出の動向	54
(4) 農業部門への外国投資	55
(5) 主要品目の生産動向	56
3. 農業政策の動き	63
(1) 農家所得保証政策の導入	63
(2) 「足るを知る経済」と農業開発計画	67
(3) 第10次農業開発計画と農業・協同組合省の政策	68
(4) ケーススタディー：農業部門における政府の支援の二つの事例	70
4. FTA 交渉の動向	74
(1) 貿易交渉のスタンス	74
(2) FTA 締結の状況	74
おわりに	80
参考文献	81

第3章 カントリーレポート：ベトナム ―世界市場に本格参入した農林水産物輸出大国の
動向―

(岡江恭史)	87
はじめに	87
1. 基本情報	89
(1) 地理的環境	89
(2) 経済・貿易	90
(3) 政治・行政	95
2. 農業・農政動向	96
(1) ベトナム農業の脱集団化・市場経済化の過程	96
(2) WTO加盟に伴う輸出入制度の改正	99
(3) 農業生産・食料消費の現状	100
3. コメ	102
(1) 生産の概要	102
(2) 輸出の概況	104
(3) 世界食料危機とベトナムの対応	106
4. その他の品目	109
(1) コーヒー	109
(2) コショウ	111
(3) 水産物	112
おわりに	115
引用・参考文献	117

第1章 カントリーレポート：韓国

會田陽久・樋口倫生

1. 序

會田陽久

韓国では、ガットウルグアイラウンドの締結を端緒として 1990 年代に入ってから、経済の国際化が急速に進展し農産物輸入が増加し、併行して農業構造の転換が進んだ。農業は急速に相対的地位を縮小したが、依然としてわが国と比較して相対的に大きい農業部門を持っている。したがって、1990 年代以降の文民政権では、経済の国際化とそこでの農業の存続という 2 側面を如何に整合させるかが、政策課題であり、農業に厳しい環境を強いながらも農業を守るという事は前提であった。

現政権も農業を産業として維持するという立場に変わりはないが、FTA、EPA 締結による経済発展にさらに重きをおいており、農業部門の防衛よりも優先させている観がある。農業の相対的比重が縮小するのは、もはや致し方ないとし、FTA 締結による貿易振興により GDP を増加させることを優先したといえる。一般経済の振興を重視し、農業は対策を施すことによってよしとする方向へ踏み出したとも言われている。この背景には、韓国経済の貿易依存度が高いことがある。2000 年代に入ってから韓国の貿易依存度は、2000 年に 62.4%を記録して以来、2001 年 57.8%、2002 年 54.6%、2003 年 57.9%、2004 年 66.2%、2005 年 64.6%、2007 年 69.4%と、50～60%台を変化していた。この、ほぼ 70%という依存度は、中国、ドイツとほぼ肩を並べる高さであった。2008 年の依存度はさらに上昇して 92.3%に達している。これは、アジア地域で世界的に見ても貿易依存度が高い、シンガポール、香港、マレーシア、タイ、台湾といった 100%を超える国・地域に続いて 6 番目に位置している。一方、わが国の貿易依存度は 31.6%であり、貿易依存度の低い国のグループにはいる。インド、オーストラリア、英国、スペイン、フランス、ロシアといったようにおおむね人口の多い国や国内市場の規模が大きい国がこのグループにはいる。

政府の方針としては、農業部門について農村人口の高齢化と人口減少、それに伴う農業生産の相対的縮小を前提として捉え、関税の引き下げに伴う輸入農産物の増加は、その状況を補完するものとして国民の理解を得、農業部門は一層の合理化を図ることにより十分生き残りが可能と見ている。農民の激しいデモなどの抗議行動と併行して、農業近代化のために多大な政府による投融資が実行されているが、従来の農業から脱皮させたいという思惑が背景に存在している。

現大統領の李明博氏は、一般経済へ力点を移すと共に韓国農業が今後採るべき方向として、農業の 2 次、3 次産業化を提唱し、生産の工業化や、流通部門の強化を強調している。また、

従来の農業技術の普及事業などとは別に、民間による農業者教育組織である韓国ベンチャー農業大学が設立されビジネスとしての農業の確立や新しいタイプの経営者を作り出そうという動きもある。ここでも、農業の 1.5 次産業化という表現で従来の農業からの脱皮を奨励する考えが見られる。

このような韓国農業の変化は、わが国にとって隣国の事例として捕捉すべきものであろう。また、農業をビジネスとして発展させようという視点からは、国内市場と併せて海外市場が対象となってくるが、農業を輸出産業化するという方向性も打ち出されている。その場合わが国の農産物市場が常にその主要なビジネス対象の内の一つと考えられている。しかし、世界農産物市場での韓国の基本的位置は、穀物を中心とした有数の農産物輸入国であり、国際農産物市場においてはそちらがより重要な問題である。

1990 年代に入ってから韓国農業においては、親環境農業に力を入れる政策が一貫して遂行されている。経済の国際化や環境問題に適応した政策と考えられるが、さらに、環境問題に着目し、温室効果ガスや環境汚染を削減する方向での緑の成長戦略を経済政策として打ち出している。農林水産分野でも親環境農業を包摂する形で、緑の成長戦略に則った政策の展開が図られている。

本稿では、以上のような点に留意して、基本的な韓国の農産物需給の近年の特徴を明らかにする。特に、主要農産物であるコメが国際化の中で生産、消費の局面で如何に変化したかを把握する。現政権の農業政策の一つである農産物輸出振興政策の動向について調べる。輸出振興政策の対象国の一つとしてわが国は常に着目されていると言えよう。また、農業における緑の成長戦略の中で親環境農業を中心に過去の展開と現状を把握する。

2. 食料消費動向と農産物需給

會田陽久

(1) はじめに

第2次大戦後の独立を経て、南北間の戦争を経験し韓国経済は疲弊した状況にあり、農地改革と共に食料増産が農政の主要目標となっていた。当時の経済水準は、東・東南アジアの中でも最貧国といって良い段階にあり、まず、国民に十分な食料を供給することが政府に課せられた課題であった。

日本も戦後の食料不足の時代から米を中心とした主穀の生産増大により食料問題を解決することに努力し、米の自給に成功したが、1962年をピークに1人当たりの米の消費量は減少に転じ、消費の漸減傾向は現在に至っている。戦後の回復期から経済成長期と併行して食料消費は量的に増加し、質的にもでんぷん質食料の消費割合の減少、動物性たんぱく質の消費増加等の変化があり、食生活の洋風化等の言葉で表現、把握された。日本の場合、1973年の第1次石油危機で消費の一時的な減少と停滞を経験し、その後は食料消費が、量的には大きく増加することではなく、その頃の時点から消費の量的飽和期に入ったと捉えられている。

韓国での食料消費も経済成長や農業生産の発展に伴って、量的にも質的にも変化した。基本的には、日本の経験と類似した経路をたどっているが、食料消費が、人間にとって必須なことであるため経済水準の差を縮める以上に急速に量的接近が起こっている。食料消費について、全体水準の比較には食料需給表（フードバランスシート）が用いられることが多い。計算方法等は国による違いもあり、単純に比較することには難しい点もあるが、韓国の消費水準はかなり以前から量的には日本を越えている。30年以上前に量的な飽和が言われていた日本に対し、韓国ではごく近年に至り漸く量的飽和の傾向が見られるようになり、消費に質的なものを求める傾向も強まっている。2000年前後からそのような動きが見られる。また、数量的に非常に安定的に消費されてきた米についても消費の漸減傾向は定着してきている。

東アジア地域での食料消費の変化における特徴を見ると次のような点が挙げられる。元来、米作を中心とした農業を営み、面積当たりで稠密な人口を養ってきたが、社会の近代化に基づく経済成長に伴い、食料消費が量的に増加すると共に内容構成においても、穀物と野菜類を中心としたものから、肉類、油脂類消費の増加が見られ、野菜、果実等の中では伝統的な品目以外の消費増加、加工食品、外食の消費増加等の変化が起こった。従来は比較的狭小な1人当たり耕地面積で養えた人口に対し、これらの変化がもたらしたものは、必要な食料の数量を大幅に増加させることであった。その結果として、輸入農産物の範囲と数量が急激に増えた。このような変化を支える条件としては、経済成長に伴う国民所得の増加があり、日本から遅れて経済成長を果たした諸国もこのような変化を経験している。食料不足の時代や経済成長の初期段階では、消費の傾向的増加を見込んで生産増を考えれば良いが、消費の内容や質の変化が著し

くなるにしたがい、消費動向を把握することが、自国の農業、貿易を考える上で欠くことのできないものとなる。

本節では、韓国の食料消費の特徴、その変化と傾向を踏まえ、最近の農産物需給状況がどのようなになっているかを把握することを目的とする。

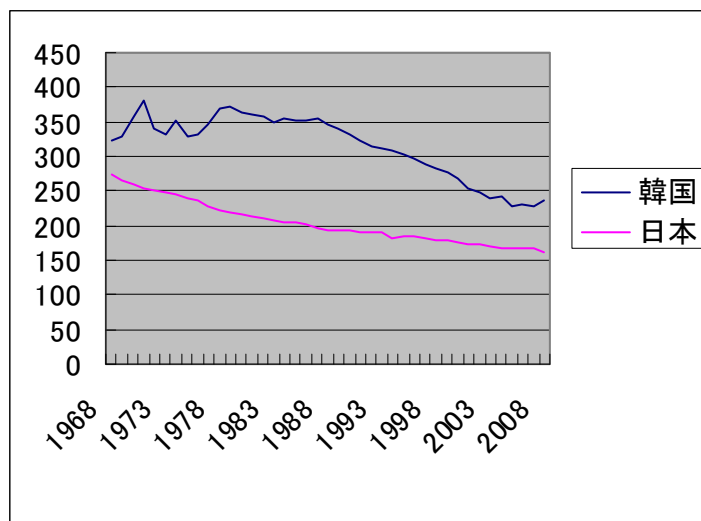
（２）最近の食料消費の特徴と変化

韓国の食品需給表（フードバランスシート）によると、発表が始まった 1962 年度当時の 1 人 1 日当たり供給熱量は 2,218 キロカロリーであり、2000 年には、3,010 キロカロリーとなっている。この 40 年ほどの間で 36% 程度、供給熱量が増えたことになる。ただし、量的にはこの年がピークとなり、2008 年には 2,840 キロカロリーまで低下している。アジア通貨危機の 1998 年も同様であるが、2008 年は世界的な経済危機が、食料消費の落ち込みという結果を招いている。バランスシートの公表形式は国により異なり、栄養成分の換算数値、食料の歩留まり等が違ったりするため異なった国の間で比較をする場合は留意する必要がある。供給数量で見た場合、実際の消費数量とは若干の違いが出る可能性はあるが、62 年の 2,218 キロカロリーは、栄養不足水準とされる 1,400 キロカロリーを上回っており一応生存を保証する消費水準を達成している。ただし、熱量の供給源を見ると、穀物、いも類といったでんぷん質食品によるものが、全体の 89.6% を占めており、典型的な開発途上国型の食料消費形態であった。また、供給たんぱく質についても 72% を穀物等のでんぷん質食品を供給源としていた。

この年は、日本においては、戦後最も米の消費量が多かった年で、1 人 1 日当たり 324 グラムが消費されているが、韓国では既にその時点で 341 グラムが消費されていた。日本では、この年を頂点として米の消費量は、ほぼ毎年減少を続けていった。韓国の場合は、日本のように安定的に減少していったのとは対照的に、豊凶による生産変動に依存して消費量もかなり上下動を繰り返しながら推移していった。1971 年の 382.1 グラムと 1979 年の 372.5 グラムがその中でも比較的大きな数値でそれ以外の年も 300 グラム台で推移している。1990 年代に入る頃から米の消費量の減少傾向が認められるが、このように長期に渡り日本から見ると大量の米が消費し続けられたことは、大変特徴的なことである（第 1 図）。本来、食料消費は、保守的な傾向を持つが、急激な経済成長を経験しながら、米については比較的安定した需要があり、肉類等の副食品の消費増大と共存してきた。かなり経済成長が進んだ段階でもでんぷん質食品により摂取する熱量の割合が大きいという状況であった。

供給熱量が、3 大栄養成分のどれにどの程度依存しているかを数値化したものが PFC 比率であり、食料消費のバランスを評価する指標として用いられることがあるが、たんぱく質、脂質、炭水化物の摂取割合が、最適値とされる範囲にそれぞれ収まっている場合、望ましい食料消費状況とされる。一般に欧米諸国は、脂質の摂取割合が過剰であり、開発途上国は炭水化物摂取が過剰である場合が多い。日本の場合、かなり早い時期からこの数値が最適値の範囲に収まりその傾向が長く続いた。韓国は、1980 年代半ばまで炭水化物の消費が過剰という方向で最適値

の範囲をはずれていた。2008 年では、たんぱく質の比率がやや多めであるが、一応最適値の範囲にある。最近の動きでは、長期的傾向としては穀物についていえば、米の消費量が日本の 1 人 1 日当たり 162 グラムに対し、236 グラムとかなり多いが、穀物全体でも 251 グラムに対し 408 グラムと多くなっている。



第 1 図 米消費量の推移（1 人 1 日当 単位：グラム）

たんぱく質の供給については、畜産物の消費が急速に伸びているものの、依然として動物性たんぱく質よりも植物性たんぱく質の供給の方が多い。2008 年は世界的な金融危機の影響か、2006～2007 年には 100 g を超えていた 1 人 1 日当たりの供給たんぱく質は、97 g まで減少している。供給たんぱく質の動物性と植物性での構成比でいうと各々 48% と 52% である。日本の場合は、1985 年頃に動物性たんぱく質の比率が 50% を越えている。動物性たんぱく質の供給源としての畜産物と水産物の関係は、近年供給たんぱく質の数量で両国が近い数値を示している。共に、畜産物と水産物による供給たんぱく質の比はほぼ 6 対 4 である。畜産物の消費では、肉類の比率が高く、卵類と牛乳類によるたんぱく質摂取が比較的少ない点が特徴となっている。統計上の数値では、供給たんぱく質において日本をかなり上回っているが、鶏卵と牛乳類で日本の方が多という特徴は引き続いて見ることができる。主要畜産物の中では、豚肉の消費が最も多く、牛肉、鶏肉の順で続くが、豚肉の占める比率は 49% である。数年前までは、60% 近い割合を占めていた事から見ると消費の多様化が進んでいる。日本でも、豚肉の消費が最も多いが、その割合は 41% であり、安定的に推移している。また、日本では消費の多い順に、豚肉、鶏肉、牛肉となっており、豚肉と鶏肉の消費量が接近している。一方韓国では、牛肉と鶏肉の消費量が接近しており 19% 前後となっている。鶏肉が、洋風食品の浸透と共に増加したのに対し、牛肉は狂牛病問題により伸び悩んでいると考えられる。

脂質の供給量は、以前はかなり少なかったが、1999 年に 80 グラムを超え近年は 90 グラム

近い水準に達していたが、2008年には、急落して1人1日当たり71.5グラムとなり、日本の79.3グラムに対し数値は再逆転している。食生活の洋風化の指標として脂質消費に占める油脂類の比率があるが、韓国では、脂質の消費量が急激に伸びたことと並んで、油脂類の比率上昇が顕著であった。日本では、一定の水準に達した後、長期的に安定して推移しており、現在の油脂類比率は、48%であるが、韓国では2007年には56%を記録していたが、2008年には47%にまで低下している。

韓国における食料消費は、数量的な上昇を続け、食生活の内容を示す指標も変化してきた。一方、日本では、1973年の第1次石油危機以後食料消費の量的飽和の兆しが見え始め、近年に至るまで安定的に推移している。しかし、韓国でも、熱量、たんぱく質の供給数量は、1990年代の後半から、脂質については2000年頃一時的に停滞的に推移したが、その後はまた漸増している。ただ、経済状況の激変により2008年に大きな変化を記録している。

その他の食品として、野菜を見ると、年による消費数量の変動はあるが、基本的には2000年頃に向けて上昇傾向を維持してきたが、その後減少に転じている。果実については年により変動は大きい、緩やかな上昇傾向を続けていると言える。日本では、野菜については1968年をピークに停滞ないしは減少傾向にあり、果実は1972年以降若干増えつつもほとんど安定的といって良い水準で推移している。OECD諸国の中で、青果物消費において、野菜の消費量が多く、相対的に果実消費量が少ないというのが日本の特徴であり、その点では、韓国はその特徴がさらに顕著に見られるといえる。

フードバランスシートによる国の間の食料消費の比較は、利用可能な統計資料の中では比較的問題がないものの、数値の計測、加工上の相違があるため、留意しなければならないということは前述したが、基本的には、両国の個性はあるものの日本と韓国では、経済面で先を行く国とそれを追いかける国としての差は、食料品目においてはほとんどないといってよい水準に達しているといえる。食品の需要関数の計測ということで先行研究をみると、主に、1960年代の日本と70年代の韓国を比較した場合、両国とも、肉類、乳卵類、果実、外食が上級財という計測結果が出ている。数値的には、肉類について日本の所得弾性値がより弾力的であったが、その他の品目については韓国の数値の方が弾力的であった。ただ、この10年を隔てた期間についての計測で、ほとんどの品目で上級財か必需財かが一致していた。両期間について、消費者の購買行動が類似していたといえよう。

(3) 最近の消費者の対応

一般的な食料消費の特徴は、前節の通りであるが、最近になってみられる動向について触れてみる。消費数量の傾向的増加が比較的最近まで続いたが、2000年を過ぎた頃から停滞的な推移に変わってきたように見受けられる。日本では、30年ほど前から消費の量的飽和と停滞がいわれたのと比べると、韓国では経済成長の進展状況と合わせて考えて消費停滞期に入った時期が遅い印象がある。食料消費の傾向的变化についていえば、日本がかつて経験したことと

多くの共通性を持つが、日本と比較して穀物消費量がまだかなり多い点、鶏卵、牛乳類の消費量が少ない点等が特徴的な相違点といえる。これが、韓国の個性的特色として今後も安定して定着するかは分からないが、現在までそういう特徴を保持しながら推移してきたことは確認できる。

食料消費に関していわれることに、生産、流通段階ではなく、最終の消費の時点で廃棄されるものが多いという指摘もある。食堂等、家庭外での食事で顕著に見られる習慣であるが、出された食品は最後には幾分かの量を残して食事を終えるということが広く行われている。日本でも食品の食べ残し、廃棄部分について関心を持たれたことがあるが、韓国での恒常的な食品の廃棄について関心を持つ向きもある。

最近での消費の量的飽和の兆候に関し、1997年のアジア通貨危機の影響も考えられる。日本では、1973年の第1次石油危機の時に食料消費の量的後退が見られ、その後回復へと向かったが、量的に飽和水準に近づいたときにちょうど経済的ショックがあり、続いて消費水準の上昇傾向が鈍化し、停滞したことが観察できる。この当時、新興工業国・地域であった韓国、台湾では、若干の後退はあったが、すぐ増加基調に復しており、食料消費水準の段階がまだ成長途上にあったことが推察される。アジア通貨危機の後、IMFの管理下に入り、食料消費では、たとえば即席めんの消費が増えるなど出費を抑えて対応するといった傾向等が見られたが、量的には飽和期に入りつつあることが重なり、停滞傾向を示していると考えられる。

第1表 食料費支出に占める外食費率とエンゲル係数

	韓国		日本	
	1985年	2007年	1985年	2007年
外食比率(%)	8.2	49.5	15.1	25.2
エンゲル係数	37.5	25.2	27.6	23.6

資料：『家計調査年報』総務省統計局、『韓国統計年鑑』韓国統計庁。

経済成長に伴う食料消費の変化として、数量面での増加、消費する食品の内容、構成の変化等がまず挙げられ、それらについては、先行事例である日本と特に遜色のない状態となっている。そのような傾向的变化の一つに食料消費行動の外部化がある。端的に言えば、家庭での調理行動を外部化する調理食品、外食消費の増加であるが、これらについても近年の急速な変化が見られる。都市勤労家計についてみると1985年当時、食料費に占める外食比率は、韓国8.2%、日本15.1%であった。2007年で見ると、韓国49.5%、日本25.2%である。韓国の外食費支出は、アジア通貨危機により1998年には若干下がっているが、急激な上昇を示している。韓国の家計調査には、日本で中食という分類でとらえられる支出項目がないので、やはり単純には比較できないが、急速に食料消費の外部化が進んでいるといえる。また、エンゲル係数も2007年には25.2の値を示しており、1980年代半ばまで、30%台後半であった同係数も急速に低下して、20%台半ばを安定的に推移している日本の数値に近づいている（第1表）。

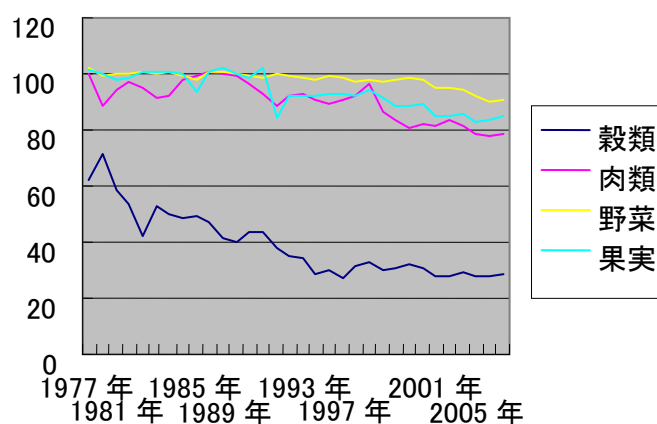
量的にもまた質的にもある程度の水準に達したと見られる韓国の食料消費だが、それに呼応するように消費者のニーズは、さらに質の良い食生活を求めているようである。韓国の最近の農業政策に見られる親環境農業、トレーサビリティ、GAPといった施策の導入は、環境問題、農業生産者問題への対応、食料農産物の規格を国際対応できるものにすること、国際化時代に輸入農産物や国際市場での外国農産物と競争力を持てるようにすることといった側面だけでなく、国内の消費者が、食品に対し良質のもの、安全・安心が保証されたものを需要する傾向が強まっていることが背景にあるといえる。そのような傾向は、とうもろこしを初めとする一部作物での遺伝子組換え農産物の国内市場流入に、最近の消費者がやはり敏感に反応していることから看取できるし、牛肉の輸入に際し、米国産牛肉の中に輸入が禁止されている特定危険部位が混入していたことが発覚し、政権を揺るがすほどの大騒動となった。

（４）農産物需給

日本に典型的に見られる、アジアで工業国化を果たした国の特徴は、当初は、農業部門が工業部門への資源供給の役割を果たし、比較的廉価な労働力により国際競争力のある工業製品を生産するため低農産物価格政策が採られることが多かった。また、農産物輸入は、経済成長を抑制するため、自国での農業生産向上と自給の達成が目標となる。しかし、経済が離陸し成長過程にはいると、国民の生活水準が向上し、食生活もそれに応じて変化し、国内農産物だけでは対応が難しくなり、輸入増加と自給率の低下が始まるといったことが一般的にみられる。韓国の農業と農産物需給もこの変化のパターンをほぼ踏襲しているといえよう。

2008年時点での食品自給率をみると穀物自給率が28.4%、カロリーベースの自給率が48.7%である。穀物自給率の低下の主要な要因は、畜産物消費の増加に伴う飼料作物の輸入増加、小麦の輸入増加といったことによるが、ガット・ウルグアイラウンド締結によるミニマムアクセス米の受け入れによる米の輸入が近年傾向的に増加している。前述した通り、韓国の米消費はかなり高い水準を示してきたが、当初、食生活の向上の中で生産が消費に対応できず、米の増産政策を採ると共に、米の消費抑制政策をあわせて行うことにより需給を均衡させようとした。需要に対応しきれない米穀生産に対し、IR系統の多収穫品種の育種と普及、化学肥料の増投により増産政策が採られた。これは、1970年代のセマウル運動の中で展開された。米穀消費抑制政策としては、行政命令により飲食店での大麦の混食を義務化したりした。多収穫品種は食味が劣るといった問題点もあったが、米自給を達成し、86年頃には混食の義務化も解除された。近年は、ミニマムアクセス米の受け入れと共に完全自給の状態ではなくなり、一方では米の消費量が減少しており、過剰が問題となってきた。小麦と飼料作物の自給率は微々たるものでほとんどを輸入に頼っている。しかし、このことが却って国内製粉産業の強みとなっている。大麦は、国内生産量が急速に縮小しており、90年代に入る頃から輸入が始まり、その後の自給率は50%程度にまで下がり、一時は若干上昇し60%まで回復したが2008年では再び41%に低下している。

他に自給率が低い農産物に豆類と油脂類がある。大豆を初めとして、韓国でも豆類は、飼料よりも食用に供されるが、豆類の消費量は安定的に推移している。大豆について、輸入量が国内生産量を上回ったのは、1979 年からで、現在の自給率は、8.6%である。豆類全体の自給率も 9.3%であり、これらも一時的に自給率を回復していたが 2008 年に低下が見られる。



第2図 韓国の食品別自給率

生鮮食品である野菜と果実の消費量は 2000 年頃まで増えていたが、現在の自給率は、野菜 91.0%，果実 84.8%であり、低下傾向は続いている。共に、自給率が 100%を割ったのは 1980 年代後半である。中国等からの輸入と日本への輸出が共存している品目である。野菜の生産消費については、特定の野菜に偏っている点に特徴がある。キムチ等の伝統的な消費形態の原料となる、はくさい、だいこん、たまねぎ、ねぎ、きゅうりとトマトの生産が多い。果実については、以前は日本と同じくりんとみかんが多かったが、1990 年代後半にみかんの生産量がりんごの生産量を上回り、現在はみかんが一番多く、続いてりんご、なしが拮抗して生産されており、ぶどうはその次になっている。ぶどうは FTA 締結に当たり生産の縮小を想定していた品目であり、離農の促進、農家一戸当り規模拡大の対象となった。

肉類については、自給率は 78.6%を維持しているが、1980 年代後半に完全自給を達成した後、自給率は徐々に低下している。70 年代後半から牛肉について輸入が増加し、80 年代後半に再び国内生産が上昇して再度自給を達成したという推移となる。80 年代後半からの牛肉の輸入増加と自給率の低下は著しく、最近の自給率は一時 36.3%まで低下したが、現在は 47.6%である。鶏肉については、1990 年代前半から自給率 100%を割るようになり、その後自給率は 76.0%まで下がったが現在は 86.4%まで持ち直している。豚肉は、基本的には自給率 100%前後で推移してきたが、現在は、76.5%まで下がっている。豚肉の場合は、輸出農産物であると共に輸入農産物であることが、このような自給率変化の背景にある。特に、韓国では部位別に独特の嗜好があるため、消費者ニーズの強い部位の需要に対応するための輸入が必要であり、一方では、あまり需要されない部位を中心に輸出されている（第2図）。また、米国産牛肉への不信感が

豚肉消費を促進した側面もある。

鶏卵と牛乳については、消費のところで述べたように、1人当たり消費量では日本より小さい数値を示している。自給率では、鶏卵類は大体100%で推移している。牛乳類は1980年代までは100%を越える年もあったが、90年代から低下し始めて現在72.3%である。生乳の輸出実績はないが、練乳、粉乳は輸出入されている。2008年では、練乳は輸出超過、粉乳は輸入超過である。自給率が低下しつつある品目ではあるが、一部には、経済の国際化の中で近隣国への輸出可能性が取りざたされてきた品目である。

水産物では、海藻類が常に100%を大きく越える自給率を保っており、韓国の農林水産物の中で唯一完全自給を達成しているものといえる。魚介類もかつては100%を大きく越える自給率を示す品目であり、輸出品品であったが、近年自給率が急速に低下し、2004年には55.7%まで下がったが、2008年には72.4%まで回復している。漁獲高が減ったことと国内の需要が安定的に増加していることによると考えられる。また、水産物は、輸出と輸入が共存している品目であり、かつては、ほとんど輸出向けに生産されていた品目が、国内の需要増加に対応して国内向けに転換されたものもある。農産物の自給率の低下は、韓国にとっても農政上の重要問題となっており、その回復に対し有効な農業政策があるのか模索しているところである。

（５）おわりに

韓国の食料消費は、基本的パターンとして、他の東アジア諸国と同じく穀物消費を中心とした構造を持ち、経済成長に伴う変化としては、日本のかつての変化と類似の道を歩んできたといえる。一方では、米を中心とした穀物の消費量が比較的多く、最近漸く消費の減少傾向が見られるものの、水準においては日本と比べてまだ大きな数値を示している。

経済成長による所得の増加が食生活を変化させ、食料消費の内容も変わってきたが、それに伴い、国内生産だけでは消費者のニーズに対応しきれなくなり輸入の増加が傾向的に見られるようになった。これは、近隣諸国を含めアジアの新興工業国に一般的に見られる傾向である。現在の世界的な経済の開放体制を目指す潮流もその動きを助長している。また、韓国は、世界市場でも日本に続く農産物の巨大輸入国となりつつある。この点についても世界市場の影響要因として考察の対象となる。

農産物の純輸入国として、今後の国内農業をいかに維持していくかということが韓国農政の課題であり、その一環として、農産物輸出も視野に置いて農政を進めようとしている。その点については、日本を初めとする近隣諸国にとって、韓国の農産物の国内需給の動向は関心の対象となりうる。食料消費の構造と変化のパターンにおいて、日本の経験した変化が、次第に他のアジア諸国においても確認されるようになった。韓国における変化は、ごく近年になってさらに付け加えられた部分があり、さらに今後どのように変化するのが、現在関心を持たれている事柄である。

3. 稲作をめぐる動向

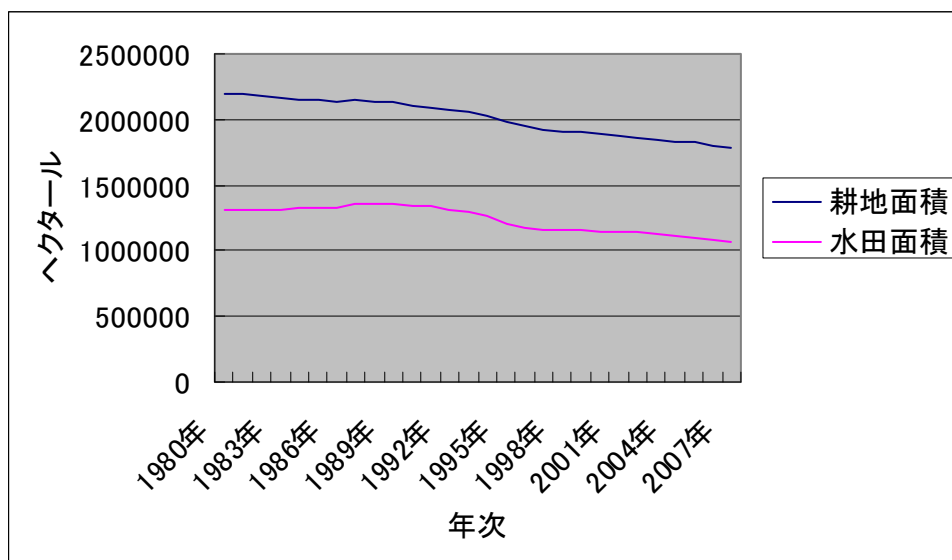
會田陽久

(1) はじめに

韓国は、貿易依存度が高く、GDP に占める貿易の割合が高い。したがって、今後の経済発展は EPA, FTA の推進に負う所が大きいと考えており、自由化の中で農業をいかに維持するかということに腐心している。つまり貿易自由化により現在の経済水準をさらに向上させることを政策目標としている。1990 年代のガット・ウルグアイラウンド交渉の結果、貿易自由化が促進されたが、当時の金泳三政権以降の農業政策は自由化の中でいかに被害を食い止めるかという動きであった。現在の李明博政権下では前政権に引き続き、積極的に EPA, FTA 締結交渉を進めており、農業については厳しい環境の中で適応していくという方向への変化が見られる。ただし、コメは国際交渉上除外品目という立場を堅持している。また、コメは自由化品目から外れており、輸入割当を受け入れている。コメは最も重要な農産品と位置づけられているが、MA 米の増加で現在の自給率は、92.5%となっている。

(2) 稲作農業

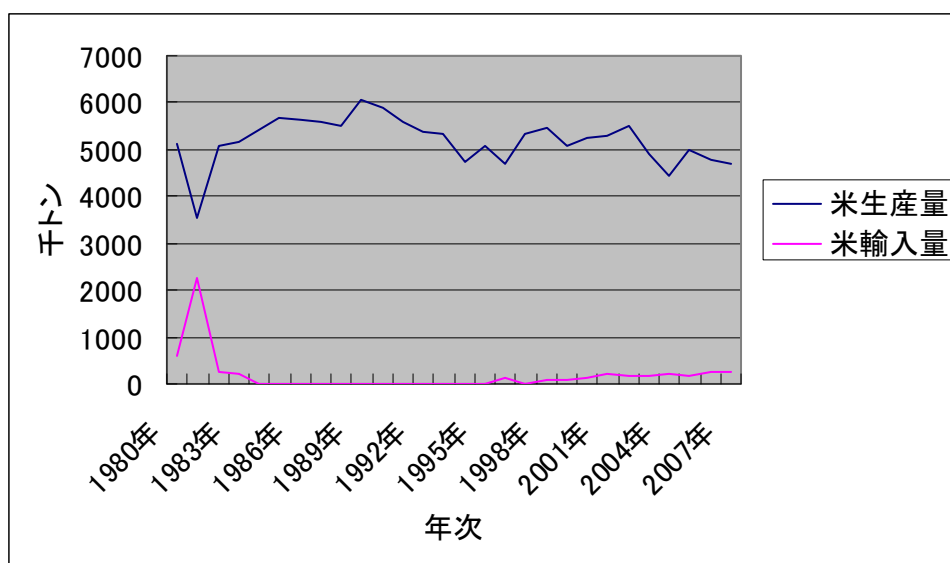
建国以来の農業政策の目標は、わが国の過去の経験と同様にコメの自給達成であった。1 人当たりのコメ消費量の一つのピークであった 1979 年以降、耕地面積は、漸減しているが、UR 締結直後の減少が大きかった。耕地面積が最大であったのは、1968 年であり、国土面積の 23.6%



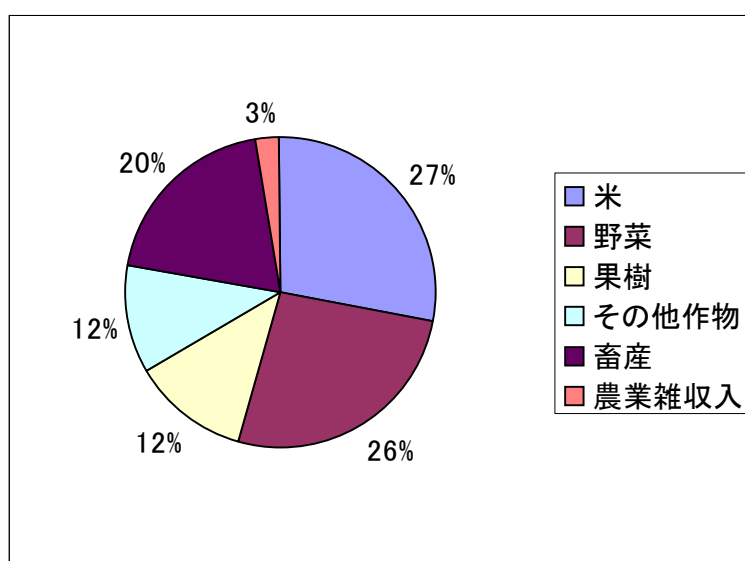
第1図 耕地面積の推移

を占めていた。2007 年では、国土面積に占める耕地面積は、17.9%となっている。一方、水田面積については 1980 年代の自由主義農政と位置づけられている時期に農業者がかなり自主的に農業経営を行ったため若干増加傾向を示しているが、その後は耕地面積の減少と併行して漸減している。水田面積が最大となったのは、1988 年で国土面積の 13.7%を占めていた（第 1 図参照）。

コメの自給を達成し、100%国内生産をしていたのは、1984～95 年の期間でそこに至る過程では多収穫品種の開発、導入などもあり、自給達成のための様々な努力がなされた。その後は、交渉結果に基づく割り当て数量の増加に伴い輸入量は上昇を続けている（第 2 図参照）。



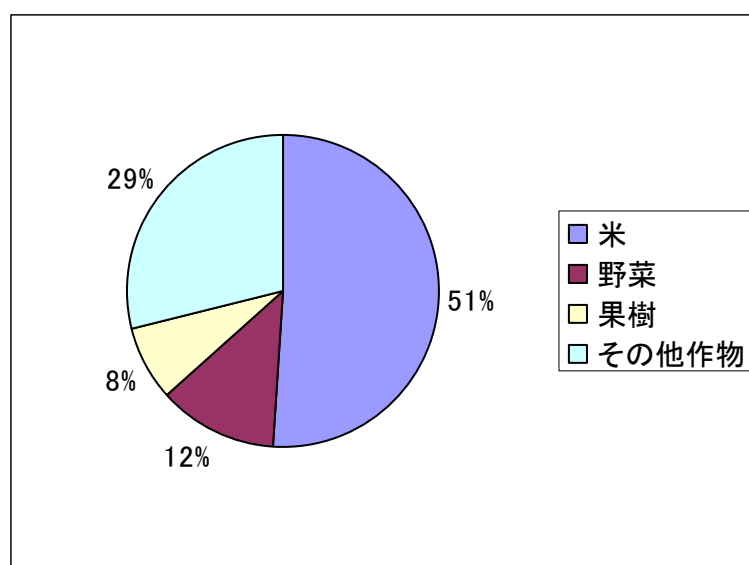
第 2 図 米の生産量と輸入量



第 3 図 農業総収入の内訳 (2007)

稲作が農業総収入に占める割合は、全体の4分の1強であり、最大の収入をもたらしている作目である。また、農業者にとって重要な作目であるという位置づけに変化はない。ただ、1988年当時は、農業収入に占める稲作収入の割合は、61.2%であり、相対的な地位は大きく後退している。野菜と畜産がコメに続いているが、それらに果樹を加えたものが、今後の農業を担う重要作目と考えられている（第3図参照）。

稲作は作付面積では耕地のほぼ半分を占めている。この数値は以前からそれ程大きくは変化していない。前述の通り1988年に水田面積は最大となっているが、この年でも作付面積に占めるコメの割合は、49.8%であった。また、耕地面積に占める水田の割合は60%程度で安定している。2007年の割合は、60.1%であり、1988年では63.5%を占めていた（第4図参照）。



第4図 作付面積の構成比（2007）

水田面積は1988年の135万8千ヘクタールから2007年の107万ヘクタールまで28万8千ヘクタール、割合でいうと21%程度減少している。水田面積の減少部分に占める休耕地の割合は、2007年を見ると7%程度である。ここ数年の変化をでは、2002～4年が、5%程度、2005年が7%、2006年が3%というように推移している。2006年は、水田の減少面積が突出して大きかった年であり、休耕地の面積は、毎年少しずつ増加しているというのが現状である。また、増加面積を差し引いた純減少面積に占める割合は10.5%である。水田の減少面積の転用先としては、最大のものは田畑転換であるが、増加面積は、ほとんどが逆の転換面積である。2007年では、転換で水田面積が、1万2,600ヘクタール減少し、5,500ヘクタール増加している。それ以外では減少面積は建築物、公共施設に多く転用されている。2007年で建築物が20.1%、公共施設が9.6%を占めている。

稲作農業を維持していく一方で、農業人口の減少、高齢化、農業生産の相対的縮小は不可避免と考えられており、自由化による輸入増加はそれを補う方策の一つとして位置づけられている。

(3) 消費と需給

1) 消費

「食品需給表」のデータを見ると、コメの消費量はわが国に比べて多く、朝鮮戦争の混乱から回復し消費量が最大となったのは、1979年で1人1年当たり136kgであった。一方、わが国で戦後の回復で最高値に達したのは、62年の118kgであった。2007年では、82.8kgまで減少しているが、わが国の過去の変化で見ると1977、78年当時の水準に近い。

コメの消費量が多いことと並んで穀物消費量もわが国に比較して多いが、漸減傾向は続いている。2007年現在で、供給熱量に占める穀物の割合はまだ50%程度を維持している。コメは日韓両国において、主食と位置づけられており、共に消費量が最も多かった時点では、供給量のほぼ50%はコメに依っていた（第1、2表参照）。

第1表 食料消費に占める米の位置(2007)(1人1日当)

	韓国(供給熱量)	日本(供給熱量)
米	843.84kcal(28.4%)	596.9kcal(23.4%)
その他穀物	642.82kcal(21.7%)	338.2kcal(13.3%)
肉類	223.35kcal(7.7%)	164.9kcal(6.5%)
魚介類	110.41kcal(3.7%)	126.4kcal(5.0%)
その他	1146.26kcal(38.6%)	1324.9kcal(51.9%)
合計	2966.68kcal	2551.3kcal

資料：韓国『食品需給表』(農村経済研究院)

日本『食料需給表』(農林水産省)

第2表 食料消費に占める米の位置(1人1日当)

	韓 国		日 本	
年度	1979年	2007年	1962年	2007年
米の供給熱量	1266.56kcal(48.7%)	843.84kcal(28.49%)	1137.4kcal(47.9%)	596.9kcal(23.4%)
総供給熱量	2598.73kcal	2966.68kcal	2372.5kcal	2551.3kcal
米の供給たんぱく質	24.21g(31.8%)	14.52g(14.6%)	20.1g(27.8%)	10.2g(12.4%)
総供給たんぱく質	76.23g	99.67g	72.4g	82.3g

資料：韓国『食品需給表』(農村経済研究院)

日本『食料需給表』(農林水産省)

食料消費の内容は、コメ、穀物消費の減少に伴い変化し続けている。熱量消費は、2000年頃まで増加を続けてきたが、今世紀に入り横ばい状況になっている。この点では、1970年代に入ってから顕著な伸びを見せていないわが国の食料消費とは対照的である。

コメを除く穀物、豆類、油脂の自給率は低い、全般にわが国に比べて自給率は若干高い水準を維持している。コメの自給率は自給を達成した1985年以降もかなり上下動が見られ MA

米が定着した今世紀では 90% 台の自給率で推移している。全体の自給率は漸減傾向を示している。

最近のコメ消費の状況を統計庁の資料から見ると、国民 1 人当たりの消費量は、2000 年以降、年平均約 2% 程度の減少を示しており 2008 年には、75.8kg まで減少している。この 10 年で 1 人当たり年間に 23.4kg のコメを食べなくなっていることを表しているが、所得の上昇による肉類の消費増加とコメに代わって穀物加工品の消費が増加したことなどの結果である。食生活の多様化も進んでいるが、伝統的な大家族が減少し、単身世帯や共働き世帯が増加しているため、コメに代わって家事労働が少なくて済む食パン、もち、そば、ラーメン、即席飯、シリアル等の消費が増加しており、米の消費は持続的に減少している。また、酒を含めた米加工食品の原料は、国産米ではなく中国産をはじめとする輸入米が多くを占めている。

韓国の 1 人当たり年間コメ消費量は、日本の 61.4kg (2007 年)、台湾の 47.5kg (2007 年) に比較するとまだ多いが、この 3 カ国の中でコメ消費の減少速度は最も速い。最近 10 年間の減少率は、年平均 2.3kg (2.4% の減少率) であるのに対し、日本は 0.4kg (0.6%)、台湾は 1.0kg (1.8%) である。

2) 需給

韓国の農産物市場は、1990 年代の貿易自由化と農業構造改善政策により、農産物の供給量が増え、一方では価格が低迷したため、家族経営の重視や所得政策の振興によって対応してきたが、最近になって、コメ市場は構造的な供給過剰状態になっている。コメ生産は安定的であり、消費は前述したとおり、減少傾向にあり、在庫量が増加している。さらに、義務輸入量 (MMA) が増えていることもその原因となっている。

2000 年以降の統計数値を見ると、糧穀年度 (11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日まで) を基準にして、稲の栽培面積は、年平均 1% 内外で緩慢に減少しており、2009 年に 92 万 4 千ヘクタールになっている。2001 年に水田農業直接支払い制が導入されて、2005 年には、米所得補填直接支払い制へと改編されながら稲作所得が安定的になり栽培面積の減少が鈍化していると判断できる。

10a 当たりの収量も安定的に増加している。単収 500kg 以上の奨励品種が普及しており、栽培技術も向上しているからである。2009 年の 10a 当たり収量は、534kg であり、近年の平年作 496kg を 38kg 程上回っており、生産量統計を作成してからの最高値を記録している。これについての統計庁の見解は、稲の穀粒が形成される時期 (7 月中) に長雨があったが、以後、収穫期まで生育全般にわたって、気象条件が良好で、1 株当たりの穂数が増加しただけでなく穀粒の実入りが良かったということである。また、昨年に続いて台風の被害がほとんど無かったことも影響している。

このように生産の安定と輸入米の増加による供給量の増加と一方では、需要の減少傾向が続く中で供給が超過するという状況が継続している。

（４）貿易政策

コメについては、WTO 交渉では、一貫して関税化を避けており、EPA、FTA 交渉においては、交渉自体は積極的に進めている中で、コメは常に自由化の除外品目として位置づけている。ウルグアイラウンドの結果、韓国はコメについては開発途上国の立場を確保したが、コメの関税化を猶予される代わりに、義務輸入量（MMA）を増加させてきた。また、2004 年の交渉では関税化猶予を 2014 年まで延長したが、一般食用米の輸入を許容し、その輸入数量は毎年少しずつ増加している。2010 年には、MMA 米 32 万 7 千トンと一般食用米 9 万 8 千トンを輸入することとなった。

2004 年の交渉での関税化猶予の 14 年までの延長の対価として、義務輸入量を 2005 年の 22 万 5,575 トンから 14 年には基準年度(1986～88 年)のコメ消費量の 7.966%に当たる 40 万 8,700 トンを輸入することで合意している。輸入量の一部は一般食用米として流通される。輸入量に占める一般食用米の比重は、2005 年の 10%から 14 年には 30%まで増加されることになっている。また、関税猶予期間中に関税化へと転ずる権限は韓国にある。

2004 年に関税化よりも関税化猶予を選択したのは、カンクン閣僚会議決裂など DDA 農業交渉が 2～3 年遅延する可能性が大きかったからと考えられる。また、DDA 農業交渉は実質的な市場接近の改善を標榜しており、韓国の農業に大きな負担になるものと予想されている。このような危険を回避するためにも関税化の猶予措置を選択したようである。

最近の対外与件は急激に変化しており、DDA 農業交渉が遅延されていて、仮に妥結されても当初の目標であった実質的な市場接近機会の拡大から大きく後退すると予想されている。コメが開発途上国特別品目の待遇を受けるなら、関税の削減と関税割当（TRQ）の増量が無く、先進国センシティブ品目として分類されると関税が 46.7%削減されるが、TRQ は 3.5%だけ増量される可能性が高い。韓国は、現在、自国がどういう待遇を受けるかということと、国際コメ価格、為替レートの変化の可能性などをシミュレーションしながら関税化猶予の延長と関税化との選択を検討している。

4. 農産物輸出振興政策

會田陽久

(1) はじめに

韓国の農産物輸出振興政策は「100 億ドル農食品輸出」というスローガンで行われている。

農食品輸出の意義としては、今後とも国内の生産基盤を維持し、農家所得を向上させると言えることがある。次に、農食品を国際的に通用する水準へと品質を高める事が挙げられる。それにより輸入農産物に対し効果的な防衛ができると考えられている。輸出金額を高めることは国民経済にとってもプラスとなるといったことも政策振興の理由となっている。

韓国の輸出拡大の可能性が高い農畜産物の国際的な交易規模は韓国の生産量の5～18倍になるという点に着目し輸出規模の拡大を図っている。りんごと鶏肉の交易規模は韓国の生産量の18倍に至り、トマトと豚肉は各々12倍と10倍になっている。最も大きい市場は欧州であるが、EU加盟国間の交易が大きいと韓国は輸出増大の可能性は市場規模ほど大きくないと見ている。一方、ロシア市場は、果実、野菜、肉類等、韓国の輸出潜在力が大きい市場である。また、韓国の農産物輸出マーケティングは輸出市場としての潜在力が大きいアジアと北米、ロシア市場を集中的に対象にしようとしている。価格競争力問題を克服し、潜在輸出市場で韓国の農産物を選好する消費階層を作り出すために地理的利点、品質と品種の違いを利用したマーケティングが必要と考えられている。

(2) 農食品輸出支援

1) 中央政府

現在の農食品輸出支援は農林水産食品部と農水産物流通公社等で構成された中央政府の輸出支援事業と個別地方自治体で行われている支援事業とがある。農林水産食品部と農水産物流通公社で運営している輸出支援事業は、海外市場開拓事業、農産物販売促進事業、輸出政策資金支援に分けられる。輸出支援政策は、1990年代中盤から積極的に推進されている。

輸出支援事業の規模は、1995年から2008年の間では、年平均10.4%の割合で増加している。事業別に見ると、同期間で農産物販売促進事業が年平均23.2%で増加し、海外市場開拓事業が年平均18.4%、輸出政策資金支援が年平均9.7%で増加している。ただし、輸出政策支援資金は、2008年時点で、4,026億ウォンであり、海外市場開拓事業の198億ウォン、農産物販売促進事業の327億ウォンに比較して元々の事業規模は、格段に大きい。

(i) 海外市場開拓事業

海外市場開拓事業の内訳を見ると農食品輸出基盤造成事業、輸出成長動力拡充事業、海外マーケティング事業からなっている。2009年予算は、対前年比22.5%増加した、242億6千万ウ

オンであり、1995 年～2008 年の年平均増加率を上回っている。海外市場開拓事業の中の輸出基盤造成事業には、輸出先導組織及び専門家育成事業、輸出安全管理、海外情報インフラ事業等が含まれる。2009 年の輸出基盤造成事業の予算は、40 億 6 千万ウォンであり、対前年比で 73%増加した。輸出基盤事業の中で、輸出先導組織育成は、2009 年基準で、パプリカ、なし、キムチ、ゆり、柚子茶、みかん、エリンギ、いちご、甘柿、バラの 10 品目を対象としている。また、対象とする組織は 13 にのぼる。この事業は、事業費の一部を支援するだけではなく、品質改善、品質管理、物流改善、組織化・運営管理等というように全般にわたって体系的な支援をめざすものである。

支援の規模は、初年度である 2009 年には、組織体当たり 1 億 5 千万ウォン、次年度には 1 億 2 千万ウォン、最終年度には 1 億ウォンをととなっている。輸出先導組織としての資格を維持するためには、2009 年輸出目標量の 50%以上を輸出しなければならず、栽培実行面積としては、2009 年末基準で当該年度の目標契約面積の 90%以上を維持しなければならない。

輸出成長動力拡充事業は、食材料輸出活性化事業、輸出有望品目育成事業、共同ブランド管理運営、及び品目別共同マーケティング事業に分けられる。輸出成長動力拡充事業の予算は、2009 年に食材料輸出活性化事業が新規に加えられ、対前年比で 101%増加した 56 億ウォンとなった。一方で、輸出有望品目育成事業は対前年比で 22%減少した。

海外マーケティング事業は、国際博覧会への参加支援、新規市場進出支援、輸出広報を含んでいる。2009 年の海外マーケティング事業予算は、前年に比べて 59 百万ウォン減少した 146 億ウォンであった。各事業別に見ると国際博覧会参加支援が、16 億 9 千万ウォン、海外販促支援が 8 億 7 千万ウォン増加したが、主要国家農特産物博覧会事業がなくなったため輸出広報マーケティング事業が 15 億 5 千万ウォン減少した。海外販促事業はこの間、指摘されていた中央政府と地方自治体との間での重複問題があったが、規模を拡大し統合化することにより両者の連携を図るようになった。

(ii) 農畜産物販売促進事業

農畜産物販売促進事業は、輸出物流費の支援、為替変動保険加入支援、輸出農産物検疫支援の各事業で構成されている。2009 年の農畜産物販売促進事業予算は、前年より 17.1%増加した 382 億 8 千万ウォンであった。

物流費の支援対象は、登録申請日を基準に過去 1 年以内の輸出実績が 20 万ドル以上である法人、あるいは個人である。単一の輸出品を扱う輸出組織は 15 万ドル以上の実績が必要で、園芸専門生産団地等の輸出農産物生産者を対象としている。物流費支援額は、輸出物量と品目別国家別支援単価をかけて、算出する。品目別支援単価は、標準物流費の 20%と国内運送起点によった追加支援を足して計算する。

支援限度を見ると、輸出事例別の支援額は輸出金額 (FOB) の 20%を超過しない。単一輸出品では、輸出企業別の支援限度額は該当輸出品についての年間申請総額の 30%を超えない。それ以外に園芸専門生産団地、共同ブランド (フィモリ)、輸出先導組織、新市場開拓等に対してのインセンティブとして物流費支援が役割を果たしている。物流費支援については、今後の

DDA 交渉の結果として予想される輸出物流費の縮減、または撤廃に対応して、輸出企業と生産農家の体力強化によって基本物流費の支援水準を段階的に縮小していく計画である。

(iii) 輸出政策資金支援

輸出政策資金支援は、2008 年基準で支援事業全体予算の 88%を占めている。また、支援は融資という形で進められている。輸出支援事業の内、農食品輸出企業が輸出するための原料や附属資材の購入、貯蔵、加工といった目的のための輸出企業運営活性化資金支援が、予算全体の 60.8%を占めており、最も比重が大きい。それ以外の資金支援には、輸出事業者支援、施設現代化資金支援、水産物資金支援がある。資金支援は、利子率を年 4%（生産者、生産者団体では年 3%）で融資しており、貸出額の 50%以上を輸出する義務が付加される。

2) 地方自治体の輸出支援

(i) 自治体の農食品輸出支援事業

最近では、中央政府だけでなく地方自治体でも輸出支援事業が活発になされている。地方自治体ごとに若干の差異はあるが、おおむね、輸出農業者や団体を対象にした、輸出教育及びコンサルティング、輸出団地支援及び経営支援事業、海外市場開拓及びマーケティング事業、そして物流費支援及び対内、対外向けの品質認定事業等に区分される。

中央政府の輸出支援事業と比較すると規模は小さいが類似した事業を各自治体が同じように推進している。地方自治体の輸出支援事業では、大体、輸出農産物生産基盤造成と物流費支援が最も高い比重を占めている。

地方自治体の輸出支援事業の中で、輸出教育及びコンサルティング事業は、生産、流通、輸出の各段階での隘路といえる事項の解決と段階別の指導、教育を意味している。また、農水産物流通公社の協力を得て施行する場合が多い。慶尚北道の場合は、輸出団地へのコンサルティングを年 25 回開催し、全羅北道では、大学の貿易学科の学生と産学が密着した食品輸出サービスを支援することにして 5 千万ウォンの予算を割り当てている。

輸出団地支援及び経営支援事業には、輸出専門団地または地域特化農産物生産団地造成、農産物流通基盤の構築、輸出農産物加工工場の現代化等の生産及び輸出基盤造成事業と輸出包装材料支援や包装デザイン開発費支援等がある。

自治体別に輸出農産物生産団地支援を見ると、慶尚南道が近年、生産基盤造成事業として 171 億ウォンの予算を策定しており、他の自治体では 10～20 億ウォンの予算を輸出団地育成及び優秀経営体施設現代化等の名目で配分している。

海外市場開拓及びマーケティング支援事業には、国内外の輸出情報及び広報、海外の輸入業者の招請及び輸出相談、国際博覧会、農食品の販促、海外市場開拓団の派遣等がある。京畿道は国際博覧会参加と海外販促支援金とに 3 億 4 千万ウォンを支出している。済州道は輸出マーケティングに 1 億 4 千万ウォンを支援しているが、多くの地方自治体が 1～2 億ウォン程度の資金を支援している。

物流費支援及び品質認定支援事業は、輸出物流費支援と海外での品質認定に必要とされる諸

経費を支援するものである。輸出物流費支援は、自治体により違いが大きいが、忠清南道は 34 億ウォン、済州道は 17 億ウォン、全羅北道は 16 億ウォンを支援しており、それ以外の自治体は、10 億ウォン内外の物流費あるいは輸出奨励金を支援している。

（３）政府による農食品輸出支援制度の改善

政府は、農食品輸出の安定的な成長傾向を維持するために 2008 年に農食品輸出支援制度を改編して、それを推進している。以下のような改善事業がある。

１）輸出農食品公正取引申告制度の運営

海外市場での低価格輸出等、輸出秩序を乱す行為をなくし、公正な取引秩序を確立し、円滑に安定的な輸出基盤を構築するために導入された制度である。制度の適用を受けるのは、政府から輸出物流費の支援を受けている輸出企業または、農家である。輸出物流費支援を受けている輸出主体が、海外市場でダンピングにより韓国産商品のイメージをダウンさせたり、市場秩序を乱す行為を行った時適用される。期間を決めて支援を中止するという制裁がある。

２）系列化した輸出専門組織の育成及び支援

2007 年で農食品輸出企業は 3,900 あまりあるが、このうち物流費支援を受けている企業は、253 に過ぎない。大部分が小規模零細企業であり、国外、国内で過当競争を行っているという産業構造である。輸出企業の内、契約栽培を行っているのは半分以下であり、自身で品質管理している企業は 6.5%に過ぎない。

そのような現状から、生産から輸出まで一貫した系列化された輸出専門組織が育成される必要があり、系列化された企業に対しては標準物流費の 30%を、優秀組織については標準物流費の 5%をインセンティブとして与えると共に各種政策事業の対象としている。

３）農食品輸出保険制度の改善

既存の農水産物輸出保険はあるが、必ずしも利用率が高くないため、最近の為替レート変動等の輸出与件変化に備えた輸出保険が作られ加入が勧められている。

４）輸出農産物残留農薬検査費の支援拡大

最近、農食品の安全性問題が国の内外を問わず重要なものとなっているので、生鮮野菜と果実類等について残留農薬検査費用が支援されるようになっている。

5) 輸出政策資金（運営活性化支援）割り当て限度の拡大

今まで、5 つにわかれていた輸出政策資金支援を運営活性化資金支援として統合し、割り当て限度を前年度輸出実績の 2 倍まで拡大した。主な変更内容は、統合と割り当て限度の拡大に加え、輸出が多くなされる有望品目を生産する企業が割り当てを多く受けられるように制度が改善されたことである。

6) 地方自治体農食品販促行事の効率化

各自治体で海外販促事業を推進しており、それが、農水産物流通公社の市場開拓事業と類似している。時期と地域が重複して非効率となる傾向がある。そこで、各自治体の事業を連携させることにより販促行事の大規模化と効率化が図られるようになった。

その他の改善事項としては、輸出農産物共同ブランド（フィモリ）制度の改善、輸出農食品の安全性確保のための安全性協議会の常設化、対日生鮮農産物輸出関連の PLS（日本の農薬許容基準、ポジティブリストシステム）適用対象の拡大等が主要な内容としてあげられる。

また、韓国の農食品輸出に係わる問題点としては、農食品輸出に占める生鮮食品の比重が低いこと、生産者が、国内価格の水準を見て輸出契約を破棄してしまう場合があること、輸出物量の拡大により、国内需給が不安視される場合があること、中央政府と地方自治体の農食品輸出支援が重複すること、中長期的な観点で輸出支援がなされなければいけないのに短期的な成果にとらわれること等が挙げられている。

(4) まとめ

かつて、工業化が進展する前の韓国では、貿易額も小さく、そこに占める農食品輸出額の比重は大きかった（1971 年では、26.7%であった）。工業化が進展し、農食品の純輸入国として定着した韓国で、規模としては小さいが、農食品の輸出促進政策がとられている。前述した諸項目が、その対応策であり、改善が進められた点である。

目標は、2012 年までに農食品の輸出額を 100 億ドルまでに増やすというものであるが、2009 年での達成額は、48 億ドルあまりである。全貿易額に占める比重は 1.3%に過ぎない。輸出先は、以前は日本に偏重していたが、次第に多角化が進んでいる。効果という点で、疑問視する向きもあるが、韓国農業の将来へ向けた対応策の一つであるということは認められる。

〔参考文献〕

- 〔1〕 韓国農林水産食品部（2008）『農林水産食品統計年報』，韓国農林水産食品部。
- 〔2〕 韓国農林水産食品部（2009）『農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』，韓国農林水産食品部。
- 〔3〕 韓国農村経済研究院（2009）『農業展望』，韓国農村経済研究院。
- 〔4〕 韓国農村経済研究院（2010）『農業展望』，韓国農村経済研究院。
- 〔5〕 韓国農村経済研究院（2009）『農食品輸出増大戦略』，韓国農村経済研究院。
- 〔6〕 韓国農村経済研究院（2008）『食品需給表』，韓国農村経済研究院。
- 〔7〕 韓国統計庁（2008）『韓国統計年鑑』，韓国統計庁。

5. 韓国の農林水産分野における緑の成長戦略 ―親環境農業を中心として―

樋口倫生

(1) はじめに

2008年8月に、韓国の李明博大統領は、63周年光復節及び60周年記念辞のなかで、緑の成長⁽¹⁾は、漢江の奇跡に続いて、朝鮮半島で奇跡を生み出す未来戦略であるとした。また温室効果ガスや環境汚染を削減する持続可能な成長であって、新たな成長エンジンとなり、雇用を創出する新国家発展パラダイムであると強調した。このように、現政権は、低炭素化を通じた緑の成長を新しい成長戦略の軸とし、経済成長の実現を目指している。つまりグリーン成長の目的は、炭素排出量の削減ばかりでなく、低炭素化を契機として、経済の量的な成長を実現させることにもおかれている。

いうまでもなくこの政策は、農林水産分野に対しても、等しく適用されるものである。そこで本稿では、農林水産業部門の緑の成長戦略について、特に、経済成長へ大きな貢献が期待されている親環境農業に焦点を当て、その内容を把握する。また併せて、親環境農業政策の歴史的展開と現状に関して説明を加え、今後の課題を探りたい。

(2) 農林水産業での緑の成長

1) 緑の成長を推進する背景

なぜ農林水産分野で、緑の成長を推進する必要があるのだろうか？ この点については、農林水産食品部緑の成長政策官（2009）に詳しく述べられており、いくつかの憂慮が背景となっている。まず地球温暖化が進むなかで、干害、洪水、山火事、雪崩などの気象被害が頻発しており、温暖化が農林水産業に対しても大きなリスク要因として作用するようになったことが挙げられている。また農林水産業が依存するエネルギーの大部分は石油であり、このため国際石油価格の変動で、生産費上昇などの直接的な悪影響を受けうることも言及されている。

その他にも、韓国の農業は、化学肥料、農薬を多量に投入する環境高負荷産業であり⁽²⁾、現在、投入量を減少させる親環境農業を支援しているとはいえ、全体に占める比率は非常に低い水準⁽³⁾であると記述されている。さらに農林水産業の炭素集約度⁽⁴⁾が2.457と、製造業・建築業のそれ（1.599）よりも格段に大きい点、食品の安全性や原産地に対する消費者の関心が高まっているが生産者側の対応が十分でない点、などが指摘されている。

韓国政府は、以上のような危惧が背景となって、持続可能な農業に転換する必要性があると認識し、緑の成長政策を推進するようになったといえる。

2) ビジョンと目標

本小節では、緑の成長戦略のビジョンや目標をみていこう。ビジョンとして掲げられているのは、「国民の幸福と国家の繁栄を先導する農林漁業・農山漁村」であり、このビジョンを現実のものとするため、「二酸化炭素排出量の削減」「生物燃料の供給比重の引き上げ（2007年6.6%から2020年15.7%）」「親環境農産物比重の向上（2007年3.0%から2020年に15%）」という三つの大きな目標が立てられている。このような目標を達成させるべく、3大戦略、9大推進課題を設定し、これに対応させて50の実践プロジェクトを活用することになっている。

3大戦略は、「低投入・高効率の緑の産業化」、「自然資源の持続可能な利用・管理」、「国民健康増進と国の品格向上」からなり、この戦略に照応する9大推進課題は、「緑の産業化」では、①バイオマスエネルギー化の促進、②緑の技術・装備の普及拡大、③気候変化への対応力強化、である。

「持続可能な利用・管理」に関しては、④農山漁村の活力増進、⑤炭素吸収、グリーン空間の拡大、⑥高付加価値生命産業の育成であり、「品格向上」では、⑦親環境農業基盤の拡充、⑧低炭素国家食品システムの構築、⑨緑の生活実践の拡散、である。また3大戦略に対する総投融資額は5年間（2009～13年）に24兆ウォン強で（第1表）、「緑の産業化」と「持続可能な利用・管理」にそれぞれ10兆ウォン、「品格向上」に3.7兆ウォンを配分する計画である。

本稿では、9つ推進課題のなかで今後農業の生産性向上に大きく寄与すると期待される⑦新環境農業基盤の拡充に関心があり、次にこの部分に焦点を当てて説明を行う。

第1表 緑の成長戦略における投融資計画 (億ウォン)

推進課題	2009年	2010	2011	2012	2013	合計
低投入・高効率の緑の産業化						
① バイオマスエネルギー化促進	8493	6956	5633	5786	5964	32832
② グリーン技術・装備普及拡大	466	1760	6220	9390	3791	21626
③ 気候変化への対応力強化	7294	8312	9951	10713	11818	48087
小計	16253	17027	21803	25889	21573	102545
自然資源の持続可能な利用・管理						
④ 農山漁村の活力増進	12192	13474	23354	24469	13534	87023
⑤ 炭素吸収、グリーン空間拡大	2500	2355	1815	1844	1680	10194
⑥ 高付加価値生命産業の育成	820	947	1404	1541	1536	6248
小計	15512	16776	26573	27854	16750	103464
国民健康増進と国の品格向上						
⑦ 親環境農業基盤の拡充	3551	5324	5879	5883	5885	26522
⑧ 低炭素国家食品システム構築	633	1503	2563	2917	2217	9833
⑨ 緑の生活実践の拡散	45	67	81	87	95	375
小計	4229	6894	8523	8887	8197	36730
合計	35994	40697	56899	62629	46520	242739

出所：農林水産食品部緑の成長政策官（2009）p.29.

3) 緑の成長戦略における親環境農業

3 大戦略でみたように、国民の健康を増進させ、国の品格を向上させるための手段の一つとして、「親環境農業基盤の拡充」が用意されており、これに対する投資は（第1表）、2009～13年に全体比が11%になる2兆6522億ウォンとなっている。

具体的な数値目標は、2013年までに親環境農産物が全体農産物生産に占める比率を10%にまで拡大させ⁽⁵⁾、2020年までに微生物や天敵を用いた生物農薬の製造などからなる親環境産業規模を5倍にするというものである。2007年の市場規模（微生物農薬が120億ウォン、天敵農薬が200億ウォン）から計算すると、2020年に、それぞれ、600億ウォン、1000億ウォンまで引き上げることになる。

以上の親環境農業に関わる計画は、さらに5つに分けて小課題が設定されており、①親環境農業地区、広域親環境農業団地などの親環境農産物生産基盤の拡充（2008～12年）、②親環境農畜産物の流通拡大及び有機加工食品認証の強化、③生物農薬（天敵など）、有機質肥料などの親環境農産物育成、④親環境海面養殖団地の造成及び漁具などの資材産業の育成、⑤冬期の遊休農地、河川敷などに食糧・食料作物栽培、土地利用の効率性向上など、第二の緑の革命を持続推進、とある。

各小課題に対しても、数値目標が設けられており、①の親環境農産物生産基盤の拡充では、10ha規模の村単位親環境農業地区を1,092カ所、1,000ha規模の広域親環境団地を50カ所造成するとある。②では、2009～2012年に240億ウォンを費やして首都圏に「親環境農産物総合物流センター」を造り、親環境農産物に対する消費地の売り場を、2009年の10カ所から2017年に200カ所まで拡大することになっている。

③については、生物農薬市場の拡大を図るため、生物農薬による防除面積を2012年に3,000haまで拡大し、R&D支援額を88億ウォン（2009～2012年）にする計画である。また有機質肥料、土壌改良剤への支援を通じて、有機質肥料は、2008年の200万トンから2012年に250万トンまで、土壌改良剤は、2008年の49万トンから12年に65万トンまで増加させることにしている。

④の海面養殖団地に関しては、漁場栽培地を通じて、親環境養殖団地のモデルを造成（2012年までに30カ所）、沿近海の網仕切り漁場352ha（総免許面積の30%）を外海に移設し、生分解性高分子合成樹脂を利用した親環境漁具開発・普及させるとある。

⑤の第二の緑の革命を持続推進することに対しては、国産小麦は、契約生産などの安定的な需要拡大を通じて、2017年までに自給率を10%（2009年では0.9%）にまで引き上げ、青麦などの飼料作物は、貯蔵牧草（silage）製造費、機械・装備購入費の支援を通して、栽培面積を2008年の11万8千haから12年に26万haまで拡大させることにしている。

以上で、緑の成長戦略において期待される親環境農業の貢献をみた。次節以降で、緑の成長戦略につながる、これまでの韓国政府の親環境農業に対する取組を詳述しよう。

（３）環境保全型農業

１）環境保全型農業への取組

韓国の環境保全型農業は、1970年代後半に、「政農会」，「有機農業環境研究会」などの民間団体が主導し、一種の宗教的信仰運動として一部の農家によってはじめられた。この時期には、「緑の革命」を通じて、いかにして増産させるかが政府の主要な関心事であったため、政策として環境農業の育成が採用されることはなかった。しかし多投入・化学農法による被害を憂慮する、あるいは実際に経験した生産者が自発的にこのような農業に取り組んでいった（鄭（2005），金（2004），農林部（1997, p.166））。

韓国政府が環境農業の促進に本格的に力を入れはじめるのは1990年代に入ってからである。1991年に農林水産部内に有機農業発展企画団を設置し、1993年には国立農産物検査所で有機農産物品質認証制を実施、さらに翌1994年に農林水産部内に環境農業育成支援業務を担う環境農業課を設置した（第2表）。こうした一連の流れのなかで、1996年に、「21世紀に向かう農林水産環境政策」が発表され、1996年から2010年までを三段階に分けて各期間での目標が設定された。1997年には、「環境農業育成法」を制定し、2001年にそれを、新たに「親環境農業育成法」と改称・改正した。

2001年の改正時に、農産物品質認証事業が「親環境農業育成法」を根拠とした親環境農産物認証制度になった。この点には、それまでの農産物品質認証事業において、品質認証の根拠は「農産物品質管理法」、品質表示の根拠は「環境農業育成法」であったことで、消費者や生産者に無用の混乱をきたしていたため、この解消を狙って統一された経緯がある（糸山（2006））。

では以上で述べたように、1990年代に入り韓国政府が環境農業に積極的に取り組むようになった背景はどのようなものであったのだろうか？考えられる一つとして、農産物の貿易自由化の進展を挙げることができる。WTO体制下で急速に貿易が開放されるなかで、規模の拡大による効率性向上が困難な中小農に、安全な農産物という高付加価値生産物をつくらせて、輸入農産物に対抗させる、という意図があったと思われる（農林部、1996, p.167）。

親環境農業を実践する目的に、環境保全ばかりでなく、安全な食品の提供による競争力の向上ということが含まれているという点は、「農業生産の持続性確保と消費変化などの条件変化に応じ、国際貿易環境変化などに能動的に対応しながら、国産農産物の競争力向上と所得安定のために、親環境農業を積極的に育成する必要がある」と農林部親環境農業政策課（2006b p.2）で述べられていることや、親環境農業の定義で（親環境農業育成法 2009年改訂・施行、第2条）、「合成農薬、化学肥料、抗生・抗菌剤など化学資材を使わないか、最小量で生産し、農業生態系と環境を維持、保全しながら、安全な農産物を生産する農業」とあることから明らかである。

第2表 韓国における環境農業政策の展開

年	環境農業に関わる施策	認証・直接支払制度
1990		
1991	有機農業発展企画団設置	
1992		
1993		有機，無農薬栽培農産物の品質 認証制実施
1994	農林部に環境農業課を新設	
1995		
1996	「21 世紀に向かう農林水産環境政策」 の樹立。	低農薬栽培農産物の品質認証制 実施
1997	環境農業育成法制定(1998 年施行)	
1998		有機農産物加工品の品質認証制 実施
1999		親環境農業直接支払
2000	親環境農業育成 5 ヶ年(2001～2005 年) 計画樹立	
2001	親環境農業育成法（一部改正，施行）	水田農業直接支払
2002		コメ所得補填直接支払 ¹⁾
2003		
2004	親環境農業育成と農産物安全性確保 対策発表	親環境畜産直接支払制モデル事 業（～2006）
2005		（統合された）コメ所得補填直 接支払 ²⁾
2006	親環境農業育成 5 ヶ年(2006～2010 年) 計画樹立	
2007		
2008		
2009	低炭素緑の成長推進戦略公表	親環境安全畜産直接支払

出所：筆者作成。

註 1) 環境に直接関わる制度ではない。実際の補填実績はなかった。

2) コメ所得補填直接支払は変動直接支払金に，水田農業直接支払制は固定直接支払金に変更された（農林部，2005 p.344）。

2) 計画目標

韓国政府が、環境保全と安全な食品の供給のどちらを重視したかは、必ずしも、明確ではない。しかしいずれにしても、1990年代以降、親環境農業を強力に推し進め⁽⁶⁾、今回公表された緑の成長戦略で、その拡充を中心課題の一つと位置づけた。

政府による計画は、緑の成長戦略以外にも、これまで親環境農業育成5ヵ年計画(2001～2005年)、親環境農業育成と農産物安全性確保対策、親環境農業育成5ヵ年(2006～2010)計画と、3度発表されている。

そこで言及されている目標値を確認すると、親環境農業育成5ヵ年計画(2001～2005年)では(第3表)、化学肥料投入を1999年の84.2万トンから2005年に58.9万トンへと30%減少させ、農薬も、1999年の2.5万トンから30%削減させて2005年に1.75万トンにすることになっている。また土地投入、つまり栽培面積に関しては(農林部 2001 p.30)、1万ha(1999年)から49万ha(2002年)に、そして最終年の2005年に75万haまで拡大する計画である。

生産面をみると、低農薬以上の親環境農産物比率を、総生産量基準で1%(1999年)から3%(2002年)に、2005年には5%にまで高めることを目標としている。

最初の5ヵ年計画期間以降は、「親環境農業育成と農産物安全性確保対策」(農林部 2004 p.2)で目標が設定されており、2013年までに化学肥料と農薬の使用量を、1999年から2003年の平均使用量の40%に削減することにした。

具体的な数値をみると、化学肥料を、1ha当たり375kgから2005年に320kgにし、2013年には225kgまで減らし、合成農薬を、12.4kgから2005年に11.2kg、2013年に7.4kgまで削減させる計画である。また親環境農産物の生産比率を、2010年に10%まで引き上げることにしている。

なお計画目標は、2006年に出された「親環境農業育成5ヵ年(2006～2010)計画」(農林部 2006)で、最終的な目標値は同じであるが、途中年度の数値に修正が加えられ、新たに提示されている(第4表)。

ここでこれまでの実際の使用量を確認すると、農薬使用量は、1998年以降、増加傾向にあったが、2002年から減少しはじめ、2007年には24万トンとなっている。化学肥料は、1990年の110.4万トンから、一時的に増加するが全体では減少傾向にあり、2007年に63.1万トン水準まで低下している(韓国農林水産食品部 2008 p.201)。

第3表 2005年までの改善目標

区分	化学肥料		農薬	
	使用量 (1000t)	比率 (%)	使用量 (1000t)	比率 (%)
1999	842	100	25	100
2002	716	85	21.3	85
2005	589	70	17.5	70

出所：農林部(2001) p.30.

第4表 2013年までの親環境農業育成目標

区分	化学肥料		農薬		生産 ¹⁾	
	使用量 (kg/ha)	比率 (%)	使用量 (kg/ha)	比率 (%)	生産量 1000t	対全体比 %
5年平均(99～03)	375	100	12.4	100	-	-
2005	374	99	11.8	95	798	4
2006	350	93	11.2	90	940	5
2008	290	77	10.1	81	1400	7.5
2010	260	70	9.1	74	1850	10
2013	225	60	7.4	60	-	-

出所：農林部親環境農業政策課（2006a）p.22.

註1）生産量は、有機農産物だけでなくすべての親環境認証農産物を示す。対全体比を算出する際の全体生産量は推定値。

（4）韓国の環境に関わる直接支払制度と内容

2010年現在韓国では、いくつかの直接支払制度が実施されており、親環境農業、親環境安全畜産物直接支払、コメ所得等補填直接支払、条件不利地域直接支払、景観保全直接支払、経営委譲直接支払がある⁽⁷⁾。ここでは、環境保全に関わる直接支払制度として、（1）親環境農業直接支払、（2）親環境安全畜産物直接支払、（3）コメ所得補填直接支払、を取り上げる。

1）親環境農業直接支払

この制度の法的な根拠は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」、「農産物の生産者のための直接支払制度施行規定」、「親環境農業育成法」である⁽⁸⁾。1999年に導入され、環境保全型農業に取り組む農家に対し、初期に被る所得減少への補填、あるいは環境農業がもたらす環境保全機能などの公益維持への対価として支援されている。

支給対象は、親環境農産物認証を受けた農家⁽⁹⁾である。認証の基準は、「親環境農業育成法」で定められており、農薬、化学肥料などの使用量にしたがって、「有機農産物」、「無農薬農産物」、「低農薬農産物」の3種類に分類されている⁽¹⁰⁾。以前に、「転換期栽培」という「有機農産物」とは別の認証が存在したが、親環境農業育成法の改正に伴って、2007年3月29日から「有機農産物」に統合された。ただし、有機と表示する場合にも、転換期であることを示す必要がある⁽¹¹⁾。

各農産物の認証基準については、有機農産物は、有機合成農薬と化学肥料を全く使わないで栽培されたものであり、無農薬農産物は、有機合成農薬を全く使わず、化学肥料の利用が推奨施肥量の1/3以内でつくられたものである。

低農薬農産物は、化学肥料の使用が推奨施肥量の1/2以内で、農薬散布回数が、「農薬安全使用基準」の1/2以下のものである。使用時期は安全使用基準時期の2倍数を適用し、除草剤

を使ってはならない。また残留農薬が、食品医薬品安全庁長が告示した「農産物の農薬残留許容基準」の 1/2 以下である必要がある。

なお低農薬農産物に対する新規認証は、2010 年度から中止することが決定している。このため 2010 年の直接支払申請は、2009 年 12 月 31 日までに認証を申請し 2010 年の直接支払受給申請時までに認証書の発給を受けた農家、あるいは 2009 年以前に認証書の発給を受け、申請時まで認証書が有効である農家に限って可能となる。

親環境農産物の認証業務は、国立農産物品質管理院または親環境農産物認証機関（民間団体）で行われており、農家は 1 年以上の営農日誌（天候、温度、作業など）などを提出しなければならない。申請料は、一件当たり 50,000 ウォンであり、通常の場合、いくつかの農家が同時に申請する⁽¹²⁾。また審査出張費用が別途に必要となり、各種の分析費用は、地下水検査が 109,300 ウォン、重金属検査が 40,000 ウォン、残留農薬検査が 152,000 ウォンである⁽¹³⁾。

認証の推移を確認すると（第 5 表）、2001 年には、親環境認証農産物を栽培する農家は 4,678 戸、その栽培面積は 4,556ha であったが、その後継続して増加し、2008 年に農家数は 17 万戸、栽培面積は 17 万 ha となっている。2008 年に関し、韓国全体の値を用いて新環境農業が占める比率を計算すると、農家数は 14%、面積は 9.9%となる（第 6 表）。しかし有機農産物に注目すると、2008 年に栽培農家が 8,460 戸、栽培面積が 1 万 2 千 ha で、全体に占める比率がそれぞれ 0.7%、0.68%であり（第 6 表）、極めて小さな値である。

次いで親環境農業直接支払の手続きを説明する。申請は農地所在地の邑・面・洞（韓国の行政区分）役場のみで可能である⁽¹⁴⁾。申請時に、親環境農業直接支払の支給対象者選定申込書 1 部と国立農産物品質管理院長または民間認証機関の長が交付した親環境農産物認証書のコピー 1 部を提出し、この際、コメ所得補填直接支払制の対象農家は、田と、それ以外の場合は、畑と申告する。したがって、申請時点で、既に親環境農産物認証を受けている者だけが支払い対象となる。

第5表 親環境農産物認証の推移

	区分			合計
	有機 ¹⁾	無農薬	低農薬	
2008年				
件数 (件)	2135	8255	9287	19677
農家数 (戸)	8460	45089	119004	172553
面積 (ha)	12035	42938	119136	174109
出荷量 (トン)	114649	554592	1519069	2188310
2007年				
件数 (件)	1778	6514	7895	16187
農家数 (戸)	7507	31540	92413	131460
面積 (ha)	9729	27288	85865	122882
出荷量 (トン)	107179	443989	1234706	1785874
2006年				
件数 (件)	1576	4723	5182	11481
農家数 (戸)	7167	21656	50812	79635
面積 (ha)	8560	18067	48371	74998
出荷量 (トン)	95404	320309	712381	1128094
2005年				
件数 (件)	1166	3599	3952	8717
農家数 (戸)	5403	15278	32797	53478
面積 (ha)	6094	13803	29909	49806
出荷量 (トン)	68091	242068	487588	797747
2004年				
件数 (件)	781	2494	2545	5820
農家数 (戸)	3283	9776	15892	28951
面積 (ha)	4622	8440	15154	28216
出荷量 (トン)	36746	167033	256956	460735
2003年				
件数 (件)	713	1999	2180	4892
農家数 (戸)	2748	7426	13127	23301
面積 (ha)	3325	6757	12157	22239
出荷量 (トン)	33287	120358	211558	365203
2002年				
件数 (件)	437	1370	1112	2919
農家数 (戸)	1505	4084	6303	11892
面積 (ha)	1602	3728	5912	11242
出荷量 (トン)	21116	76830	102432	200378
2001年				
件数 (件)	183	441	504	1128
農家数 (戸)	442	1645	2591	4678
面積 (ha)	450	1295	2811	4556
出荷量 (トン)	10672	32274	44334	87280

出所：国立農産物品質管理院（2010b）。

註1）有機農産物には、転換期有機が含まれる。

第 6 表 親環境農産物が全体に占める比率 (%)

	有機	無農薬	低農薬	合計	全国(戸、ha)
2008年					
農家数	0.70	3.72	9.82	14.24	1212050
面積	0.68	2.44	6.77	9.90	1758795
2007年					
農家数	0.61	2.56	7.51	10.68	1231009
面積	0.55	1.55	4.88	6.99	1781579
2006年					
農家数	0.58	1.74	4.08	6.40	1245083
面積	0.49	1.03	2.75	4.26	1800470

出所：筆者作成。

註：親環境農産物は第 5 表，全国は韓国統計庁（2010）の値を利用。

申請した者に対しては，認証機関で継続して認定を与えて良いか，つまり親環境農業を実践しているかの履行点検を行い，その結果を行政機関に報告する。この報告に基づいて，行政機関が最終的に支援対象者を決定し，直接支払金を支給する。

支給期間は，3 年間であり，3 年継続して申請しない場合には，合計 3 回が限度となる。つまり支給される期間が，親環境農業直接支払全体に適用されるため，低農薬で 3 年間受けた後に，有機農としての支援を受けることはできない。

農家に対する支援限度は 0.1～5.0ha で⁽¹⁵⁾，支払単価（1ha 当たり）は，時期，田と畑によって異なり，次のようになっている。まず 1999～2001 年には，対象地域を，上水源保護区域，特別対策地域，自然公園地域などの環境規制地域内の農耕地として，52 万 4 千ウォン/ha が支援された。対象農家は，一定基準⁽¹⁶⁾以上の親環境農業農法を履行し，5 人以上の作目班の構成員でなければならない。

2002 年になると，支給対象を環境規制地域から全国地域に拡大した。しかし年間親環境農産物の販売金額が 100 万ウォン以上で⁽¹⁷⁾，環境規制地域では低農薬，それ以外の地域では無農薬以上の親環境農業認証を持つ農家に限定した⁽¹⁸⁾。

2003 年からは低農薬農産物も対象となり，親環境農産物の認証基準にしたがってインセンティブが設けられた。有機（及び転換期）栽培では 27 万ウォン/ha，無農薬栽培では 15 万ウォン/ha が基本単価に加えられる（2003～2005 年）。畑の場合，52 万 4 千ウォン/ha の基本単価とインセンティブを合計すると，有機（及び転換期）では 79 万 4 千ウォン，無農薬では 67 万 4 千ウォン，低農薬では 52 万 4 千ウォンとなる（第 7 表）。田の場合，2003 年と 2004 年には水田農業直接支払金（50 万ウォン/ha）に，2005 年にはコメ所得補填直接支払制度の固定支払単価（60 万ウォン/ha）に，先ほどのインセンティブが加えられる（第 7 表）。

2006 年には，田と畑の支援体系を統合し，畑は 2003～2005 年と同一の単価とし，田は，コ

メの所得補填の固定支払単価に、有機（及び転換期）では 39 万 2 千ウォン、無農薬では 30 万 7 千ウォン、低農薬では 21 万 7 千ウォンのインセンティブが加算された。2006 の固定支払単価は 1ha 当たり平均 70 万ウォンであり、1ha 当たりの単価は第 7 表のようになる。表から分かるように、2006 年に田の有機栽培を行うと 109 万 2 千ウォンを受け取ることができる。なお 2007 年以降も、2006 年と同一の単価が適用されている（第 7 表）。

第 7 表 親環境農業直接支払単価¹⁾（単位：万ウォン/ha）

期間	区分	有機	無農薬	低農薬
2003～04	田	77	65	50
2005	田	87	75	60
2006～08	田	109.2	100.7	91.7
2003～08	畑	79.4	67.4	52.4

出所：筆者作成。

註 1) 田については、第 9 表の平均を利用して算出。

第 8 表 親環境農業直接支払制度に対する支援実績

年	支援額 百万ウォン	対象面積 ha	農家数 戸	ha 当たり ウォン	一戸当たり ウォン
1999	5731	10572	36133 ¹⁾	542092	317217 ²⁾
2000	5731	10572		542092	
2001	5650	10480	18806	539122	300436
2002	2757	5274	6589	522753	418425
2003	2988	10459	12195	285687	245018
2004	4507	12827	14520	351368	310399
2005	8180	20780	22119	393648	369818
2006	14106	35030	45567	402683	309566
2007	20807	53682	60090	387597	346264
2008	28655	72444	87416	395547	327800

出所：1999、2000 年：農林部（2000）p.1713、2001 年：農林部（2002）p.210、2002 年以降：農林水産食品部（2009c）p.293。

註 1) 1999 年と 2000 年の合計(農林部 2002 p.210)。

2) 1999 年と 2000 年の平均。

では実際に支援された金額や面積を第 8 表で確認しよう。1999 年に、全国で 1 万 ha に 57 億ウォンほどが支援されていたが、2008 年には大幅に増額されており、72 万 4 千 ha に対し 287 億ウォンが投入された。ただし、2008 年の 1ha 当たりあるいは 1 戸当たりの支払額は、1ha 当たり 40 万ウォン、1 戸当たり 32 万ウォンである。したがって農業所得に占める比重を考えるとこのような金額で十分なインセンティブとして働いているか疑問がある。

2) 親環境安全畜産物直接支払⁽¹⁹⁾

この制度の主目的は、親環境農業直接支払同様に、親環境畜産の拡大を図るため、初期時点で農家が被る所得の減少分を補填することにある。また環境汚染の発生を最小化して持続可能な畜産基盤を構築すること、畜産物に対する社会的不信の解消や安全な畜産物を生産して消費者の信頼を確保すること、なども主要な目的である。

根拠となる法令は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」の第 11 条第 2 項と「畜産法」の第 3 条である。事業の対象者は、「畜産法」第 22 条による畜産業登録者で、申請時に、「畜産物加工処理法」第 9 条の規定による HACCP 農場指定を受けており、「親環境農業育成法」第 17 条の規定で親環境畜産物の認証を受けた農業者となっている。

支援対象と資格は、HACCP 農場、環境親和的畜産農場（HACCP 農場に対して農林部が審査・指定）として指定されており、親環境畜産物認証を受け、認証機関の履行点検の結果、適格と通知を受けた者である。

親環境畜産物認証は、「有機畜産物」と「無抗生剤畜産物」の二つに区分され、「有機畜産物」は、有機畜産物認証基準にあうように栽培、生産された有機飼料を与えつつ、認証基準を順守してつくられた畜産物である。一方「無抗生剤畜産物」は、抗生、抗菌剤などが添加されない一般飼料を給餌しつつ、認証基準を満たして生産された畜産物である。

支給単価（2009 年）をみると、韓牛は、有機畜産：170,000 ウォン/頭、無抗生剤畜産：65000 ウォン/頭となっており、肉牛の場合、韓牛の 50%を減額して支給される。また乳牛(牛乳)は、有機畜産：50 ウォン/l、無抗生剤畜産：10 ウォン/l、豚は、有機畜産：16,000 ウォン/頭、無抗生剤畜産：6,000 ウォン/頭、産卵鶏（鶏卵）は、有機畜産：10 ウォン/個、無抗生剤畜産：1 ウォン/個となっている。肉鶏は、有機畜産：200 ウォン/羽、無抗生剤畜産：60 ウォン/羽とし、地鶏の場合、肉鶏の 30%を増額して支給される。

支援限度額は、農家当たり年間 2,000 万ウォンであり、環境親和畜産農場として指定を受けている場合には、補助金として支給される金額の 20%をインセンティブとして追加支給される。親環境畜産物を継続して生産する場合、最初支給年度から 3 年間のみ支給され、不連続の場合は合計 3 回だけ受けることが可能である。

3) コメ所得補填直接支払⁽²⁰⁾

もともとコメ所得補填直接支払制度は、2002 年に当時の豊作と MA 米の輸入による米価下落で農家所得が減少するのを緩和するために導入された。その後、ミニマムアクセス延長交渉結果による市場のさらなる開放で、米価が一層下落することが憂慮され、2004 年 11 月に農業者の所得安定を図る目的でコメ農家所得安定法案が発表された。これをもとに、コメ所得補填基金法を改定し 2005 年 7 月から新たに施行して、水田農業直接支払制度も取り込んで導入したのがコメ所得など補填直接支払制度である（第 2 表）。

では次に、2005 年にコメ所得補填直接支払制度として統合される二つの制度、つまり水田農業直接支払制度とコメ所得補填直接支払制度を概説し、そして統合された制度をみておこう。

i) 水田農業直接支払制度

2001年に導入された水田農業直接支払制度は、農家の所得支持ばかりでなく、水田の公益的機能を最大化するため、肥料・農薬の適正使用などを要件に支援が実施されている。公益的機能の維持・向上には、たとえば、土壌改良材の施用、冬期湛水、景観作物の植栽、生態系の保護、草刈り等が想定されている。

支払い対象は、1998～2000年に継続して水田農業に利用され、水田の形状と機能を維持している農地であり、また土壌検査と残留農薬検査を実施し農薬安全使用基準や施肥基準量を遵守していると認められた農家である。ただし2002年からは、湛水義務が解除され、水田に稲以外の野菜、大豆、飼料作物などの作物を栽培した場合にも、補助金が支給されるようになった。

第9表 固定支払金単価 (千ウォン/ha)

年度 ¹⁾	農業振興地域		平均
	地域内	地域外	
2001	250	200	467
2002	500	400	
2003	532	432	500
2004	532	432	500
2005	640	512	600
2006	746	597	700
2007	746	597	700
2008	746	597	700

資料：農林水産食品部（2009a）p.28，農林部（2002）p.331.

註1）2001～2004年は、水田農業直接支払金単価である。

農家への支給は、2003年に0.1～2.0haの範囲で行われ、親環境認証農家の場合0.1～5.0haとされていたが、2004年には水田農業直接支払の上限が4.0haに拡大された。支払単価は、第9表に示されており、初年度の2001年は、振興地内で25万ウォン/ha、振興地域外で20万ウォン/haであったが、2002年には、それぞれの地域で50万ウォン/ha、40万ウォン/haへと二倍に増額された。

ii) コメ所得補填直接支払制度

2002～2004年に実施されたコメ所得補填直接支払制度は、2002年に大統領諮問機構である農漁業・農漁村特別対策委員会で議論され、米産業総合対策の一環として2002年産米にはじめて適用された。この時期のコメ政策は、基本的に需給の均衡を市場に委ねる方向にあったが⁽²¹⁾、そのことによる所得の不安定性に対処するため、水田農業直接支払制度だけでは不十分な所得安定機能を補う目的で、この制度が活用されることになった。

同制度では、基準価格（過去5年間平均の収穫期コメ価格）より当該年のコメ価格が低くな

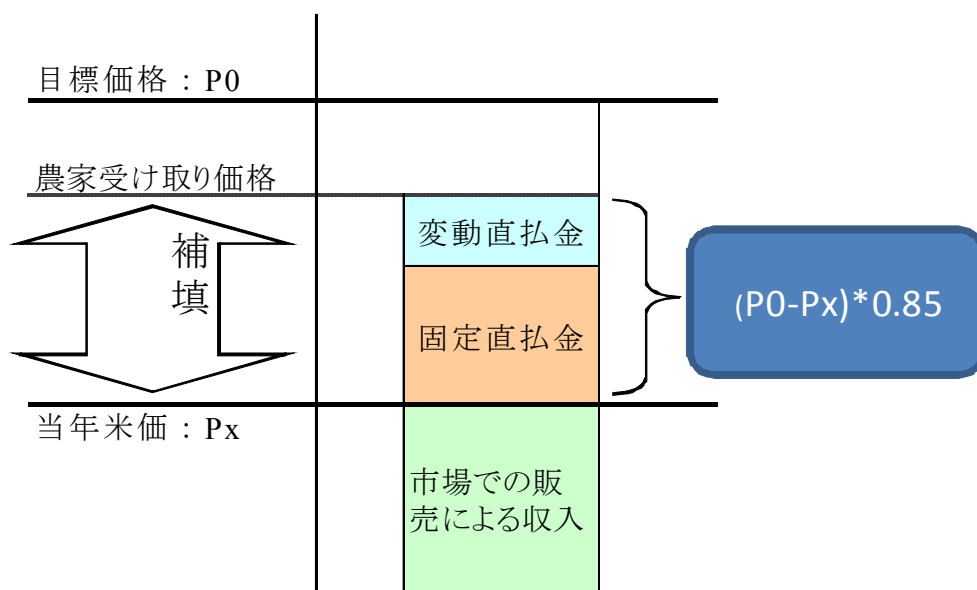
った場合、下落した 80%を補填することになっている。対象者は、水田農業直接支払制度の対象農家で、基準価格の 0.5%を事前に納付し、実際にコメを生産した耕作者である⁽²²⁾。

コメ所得補填直接支払金の予算は、実際に納付した農家数、米価の下落の程度によって変動するため、事前に予測するのが難しく、政府出えん金と農家の納付金の積立金からなる基金で運営している。米価下落時の対策として導入された制度であるが、2002 年以降、悪天候や援助米の増加で米価が上昇したため、実際の補填は 3 年間に一度も行われなかった。

iii) 新たなコメ所得補填直接支払制度

以上の二つの直接支払制度は、2005 年から、コメ所得補填直接支払制を変動支払部分、水田農業直接支払制を固定支払部分が引き継いで、コメ所得直接払い制度に統合された(第 2 表)。この制度では、政府が目標価格を定め、収穫期(10 月から翌年 1 月)の産地平均価格(精米)が目標価格よりも低い時に、一定額の補填を行う。2005~2007 年の目標価格は、2001~2003 年の平均収穫期産地価格に、秋穀買入制の所得効果、2003 年の水田農業直接支払所得効果を総合的に反映させ⁽²³⁾、80kg 当たり 170083 ウォンとした⁽²⁴⁾。

第 1 図 (a) を用いて、具体的にコメ所得補填直接支払制度の内容を説明しよう(以下、80kg 当たり)。目標価格が P_0 、当年の米価が P_x ($<P_0$) であったと仮定する。この場合、まず固定直払金が支払われ、変動直払金として、 $(P_0 - P_x) * 0.85$ から固定支払部分を引いた差額が与えられる。したがって農家の受取価格は、実際の米価 P_x に $(P_0 - P_x) * 0.85$ を加えた値となる。



(a) 農家受取価格が目標価格より低いケース

農家受取価格		173782ウォン/80kg
目標価格：P0	固定直払金	
当年米価：Px	市場での販売による収入	162307ウォン/80kg

(b) 農家受取価格が目標価格より高くなるケース（2008年）

第1図 コメ所得補填直接支払制度

出所：農林水産食品部（2008）を参考にして，筆者作成．

註．固定直払額は，2005年に9,836ウォン/80kg（60万ウォン/ha）であったが，2006年以降，1万1,475ウォン/80kg（70万ウォン/ha）となっている．

先述したように、固定部分は水田農業直接支払部分を引き継いでおり、公益機能への対価として支払われるものである。この点が明確になるのが第 1 図 (b) のようなケースである。この図では、2008 年の収穫期平均米価が比較的高く形成されたため、固定部分のみを含めた農家受取価格が既に目標価格を超過しており、変動部分が 0 となっている。このように、環境保全への対価である固定部分は目標価格以上となっても支払われるが、所得補填機能としての変動部分は消滅することになる。

この制度の対象農地は、1998 年 1 月 1 日から 2000 年 12 月 31 日まで水田農業（コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ）に利用された土地である。対象者は、対象農地で水田農業に従事している農家であり、営農組合法人、農業会社法人も該当する。上限面積は、農家の場合、30ha、農業会社法人であれば 50ha である。

固定支払部分の支給は、2001 年以降、コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ以外の作物を栽培するようになった水田、あるいは休耕している水田にも適用される。ただし、この場合にも農地の形状や機能の維持が条件となっており、農作物の生産が可能なように土壌の維持、管理がなされている、隣接農地との区分が可能なように境界が設置、管理されている、農地周辺の用・排水路が維持、管理されている、ことなどが必要である。

一方変動部分は、現時点でコメを生産する固定直払い対象農家に限って与えられる。この場合には、農地の形状や機能の維持条件以外に、農薬、化学肥料の使用量が一定の基準値を満たしていなければならない。

直接支払による単価を固定支払金でみると（第 9 表）、2005 年に振興地域が 64 万ウォン、振興地域外が 51 万 2 千ウォン、平均 60 万ウォンであったが、2006 年～08 年には増額されており、振興地域で 74 万 6 千ウォン、振興地域外で 59 万 7 千ウォン、平均 70 万ウォンとなっている。また総支給額は（第 10 表）、2005 年に 6,070 億ウォンであったが、2008 年には 1,000 億ウォン近く増え 7,118 億ウォンであった。この金額は、親環境農業直接支払制度の 287 億ウォン（2008 年、第 8 表）と比べると圧倒的に大きな値である。

第 10 表 固定直払いの支給額

年	農家数 (1000戸)	面積(1000ha)			固定支払い金 (億ウォン)
		合計	振興地域	振興地域外	
2005	1033	1007			6070.24
2006	1050	1024			7183.97
2007	1077	1018	699	319	7120.04
2008	1097	1013	699	314	7118.03

出所：農林水産食品部（2009a）p.28.

第 11 表 変動直払いの支給額

年	変動直払い			固定+変動 総支給額 億ウォン
	農家数 (1000戸)	面積 (1000ha)	金額 (億ウォン)	
2005	984	940	9007	15045
2006	1000	951	4371	11539
2007	1020	933	2792	9912
2008 ¹⁾	0	0	0	7118

出所：農林水産部（2009c）p. 367.

註 1) 収穫期の米価が高く形成されたため支給されなかった.

第 12 表 稲作所得に占める直払金 （万ウォン/戸，%）

年	固定支払い A	変動支払い B	合計 A+B	稲作所得 C	比率 (A+B)/C
2005	58.8	91.5	150.3	980.8	15.3
2006	68.4	43.7	112.1	1079.1	10.4
2007	66.1	27.4	93.5	951.8	9.8
2008	69.9	0	69.9	886.7	7.9

出所：筆者作成.

註. 稲作所得は，韓国統計庁（2010）.

変動部分は，支給された農家数が固定支払の場合よりも少なく，支給総額では（第 11 表），2005 年に 9007 億ウォンであったが，米価の上昇に伴い，2007 年に 2792 億ウォン，2008 年に 0 となっている。

一戸当たりの所得補填率は（第 12 表），2005 年に 15.3%であったが，その後，低下しており，2008 年には，7.9%であった。

（5）まとめ

本稿では韓国の緑の成長戦略を概観し，特に，親環境農業に注目して詳細な制度の内容について説明を行った。1990 年代に入り，政府が親環境農業政策を積極的に推し進めた背景には，WTO 体制下で貿易の開放速度が高まるなかで，規模の拡大による効率性の向上が困難な中小農に，安全な農産物の生産に着手させ，輸入農産物に対抗させるという意図があったことをみた。この点は，今回出された緑の成長戦略にも引き継がれており，親環境農業を育成し国際競争力を向上させることで，農業分野の成長を促進させようとしている。

しかしながら，近年では，欧米において廉価な有機農産物が大量生産方式でつくられており，有機農業あるいは環境農業で輸入農産物と対抗していく戦略がどの程度成功を収めるかは，未

知数である。1990年代に市場開放に対応するため、規模拡大などによる効率性向上とは異なる手段として推進された親環境農業であるが、今後は要素費用、特に労働費用の削減がより一層要求される厳しい状況にある。

〔参考文献〕

日本語

足立恭一郎「資料でたどる韓国の親環境農業政策—UR 農業合意後の展開—」農林水産政策研究所ディスカッションペーパー第1号 2002年 a

足立恭一郎「親環境農業政策路線に向かう韓国農政」『農林水産政策研究』NO.2, 2002年 b

糸山健介「韓国における親環境農業政策の展開過程と到達点」『農経論叢』Vol.62 pp.53-64, 2006年

鄭銀美「韓国における親環境農業政策の展開と意義」『農林業問題研究』159号, 2005年
pp.272-283

深川博史「韓国の環境直接支払いに関する調査研究」アサヒビール学術振興財団研究助成報告 2006年

金種淑「韓国における親環境稲作の現況と課題」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 vol.4 有機農業』コモンズ 2004年

李哉ヒョン「IV.韓国」岸康彦編『世界の直接支払制度』農林統計協会 2006年

韓国語

農林部『農業動向に関する年次報告書』1996年, 1997年, 1998年, 1999年

農林部『2001年度 農林事業施行指針書』2000年

農林部『親環境農業育成5ヵ年計画(2001~2005)』2001年

農林部『農政に関する年次報告書』2002年

農林部『親環境農業育成と農産物安全性確保対策』2004年4月

農林部『農政に関する年次報告書』2005年

農林部親環境農業政策課『親環境農業育成5ヵ年(2006~2010)計画』2006年2月 a

農林部親環境農業政策課『2006年度親環境農業育成政策』2006年3月 b

農林水産食品部『2008年度 農業・農村及び食品産業に関する年次報告書』2008年

農林水産食品部『糧政資料』2009年 a

農林水産食品部『2010年度 農林水産事業施行指針書 第3巻』2009年 b

農林水産食品部『2009年度 農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』2009年 c

農林水産食品部緑の成長政策官『農林水産食品分野 低炭素緑の成長推進戦略』2009年

国立農産物品質管理院「認証制度」

(http://www.enviagro.go.kr/portal/certi/certifi_sign.jsp) 2010年 a

国立農産物品質管理院「親環境認証統計情報」

(http://www.enviagro.go.kr/portal/info/Info_statistic_cond.jsp) 2010年 b

韓国統計庁「KOSIS 国家統計ポータル」(<http://kosis.kr>) 2010年

注

- (1) 韓国では緑色成長という。
- (2) 2008 年の数値をみると、農業投入が OECD で 1 位 (13.2kg/ha)、肥料利用が 5 位 (311kg/ha) となっている。
- (3) 2008 年に親環境農産物が全体生産に占める比率は 3.6%である。
- (4) 単位エネルギーを消費する際に排出される二酸化炭素量。
- (5) 低農薬農産物を除く、より厳しい目標である。なお後述するように、低農薬農産物の認証は 2010 年に廃止される。
- (6) 「規模拡大・コスト削減」農政から「親環境農業」への推進には、許信行、崔洋夫、そして金成勲、以上三人の農業経済学者の役割が大きかったとされる (足立 2002b)。
- (7) 条件不利地域直接支払は、農業生産性が低く定住条件が不利な地域に補助金を支援して、所得補助及び地域活性化を図ることを、また景観保全直接支払は、農村景観の維持、都市民の余暇需要への対応、農村地域社会の活性化を目的としたものである。経営委譲直接支払制度は、農業経営を委譲する高齢引退農家への所得補助金支援であり、その目的は、引退農家の生活の安定を図り、また専業農の営農規模の拡大を促進することにある。
- (8) 親環境農業政策に関わる法律は、足立 (2002a) を参照。
- (9) 後述するように、1999～2001 年は、親環境農業実践基準を履行する農家。
- (10) 制度の詳しい内容は、深川 (2006)、国立農産物品質管理院 (2010a) を参照。
- (11) 「転換期栽培」は、無農薬・化学肥料不使用を実践している点で、「有機栽培」と共通するが、土壌汚染の可能性を考慮して、区別している。転換期は、多年性作物で 3 年、それ以外で 2 年としている。
- (12) 平均的に有機農は 4～5 戸、無農薬は 7～8 戸、低農薬は 10～12 戸である。
- (13) 申請料と分析費用は、2009 年の値。
- (14) 申請受付期間は、2009 年の場合、3 月 1 日～31 日であった。
- (15) ここから分かるように、最低 0.1h の農地を耕作していることが前提条件となる。
- (16) 親環境農法実践基準 (農林部 (2000) p.1727) は、①農村振興庁長が作成した作物別の標準施肥量に従い、市長・郡長または農業技術センター長が栽培圃場別に勧奨する肥料の使用量を遵守する。②農産物の栽培時、有機合成農薬の散布回数は、農薬管理法第 23 条第 2 項の規制による安全使用量基準の 2 分の 1 以下にし、有機合成農薬は品目別収穫初日の 30 日前までに限って利用する。③残留農薬を、食品衛生法第 7 条第 1 項の規制により、保健福祉部長官が告示した農産物農薬残留許容基準の 2 分の 1 以下にする。以上の三つからなる。
- (17) 販売額に関する規定は、2005 年まで存在したが、2006 年以後は適用されなくなった。
- (18) 2002 年には、親環境農業直接支払を受ける農地は、水田農業直接支払の受給対象から除外される。
- (19) 以下、農林水産食品部 (2009b) pp.1160-1172 を参考にした。なおこの制度は、以前にモデル事業として一時 (2004～2006 年) 実施されていた (第 2 表)。
- (20) 本節は、農林部『農政に関する年次報告書』(各年版)、李 (2006)、パクほか (2004) を参考にした。
- (21) いうまでもなく、国境措置は存在している。
- (22) 以上から分かるように、この制度は、細部で異なるが、日本の品目横断経営安定化政策の収入減少影響緩和対策に類似している。
- (23) 目標価格設定の詳細は、パクほか (2004) pp. 41～48 を参照。
- (24) 目標価格は 3 年間ごとに変更する予定であったが、2009 年初の国会で、2008～2012 年の 5 年間も 2005～2007 年と同一価格の 170,083 ウォンにすることになった。

第2章 カントリーレポート：タイ

井上 荘太郎

はじめに

近年のタイでは、タクシン元首相を支持するグループと現政権を支持するグループとの間での対立が続き、政治的緊張が続いている。2008年の反タクシン派による首都の国際空港の占拠や、2009年の親タクシン派の過激な行動によるASEAN首脳会議の中止、そして2010年のバンコク中心部での騒乱は、内外の耳目を集めている。

タイは、世界最大の米輸出国であり、ASEAN諸国の中でも、特に重要な農産物輸出国である。また、わが国にとって長い間の友好国であり、両国間の貿易額も大きい。タイは日本の輸出相手国として第7位である。一方、わが国は米をはじめ、鶏肉、ゴム、エビなど、多くの食品や農産物をタイから輸入しており、両国間の経済連携協定（JTEPA）は2007年に発効している。

このように、わが国とも関係の深いタイの農業情勢には、多くの関心が持たれているところである。特に、近年の政治的混乱の中でタイの農業政策が向かっている方向や、中進国レベルに達したとされるタイ経済における農業の位置づけなどを整理しておくことは意義があると考えられる。

本稿は、以上のような意識から、タイの農業と農政をめぐる現状を取りまとめ紹介する。

まず、近年激動が続いている政治情勢について、タクシン首相派と反タクシン首相派に分かれて対立している概略を紹介する。そしてタイ経済の基本的動向について、長期的な視点から重要と思われる事実について簡潔に示す。

次にタイ農業をめぐる諸条件や基本的動向について触れる。タイ農業は多くの品目で増産基調にあるが、新たに農地を拡大することが難しくなっているため、土地利用型の品目で土地生産性の向上が顕著に見られることや、市場需要の変化に合わせて、生産される品種や加工形態などが変化していることなどを紹介する。

農政では担保融資制度による財政負担が大きくなったことから、新たな農家所得保証政策が導入され、農家への直接的な支援に政策の舵が切られたことや、国王が提唱する「足るを知る経済」の哲学に基づいて、持続可能な農業の振興が図られていることを述べる。

最後に貿易交渉の動向について、タクシン時代の積極的なFTA締結の動きが2006年のクーデター後中断し、現在はASEAN+1の枠組みでの自由化が進展していることを示す。

タイの農業や経済情勢については、新しい情報を提供する資料も多い。本稿の執筆にあたっては、なるべくデータの羅列にならぬよう、簡潔にかつ大きな流れを押さえるように記述する

ことに心がけた。しかしながら、不十分なところも多い。ご批判、ご指導いただければ幸いです。

1. 政治・経済の現状と背景

(1) 政治体制と近年の混乱

現在のタイ農業にとって、これまで政府の行ってきた政策の影響は大きい。特にタクシン政権の発足以来、農村部への政策的関与が拡大した。ここでは、現政権側とタクシン元首相支持グループとの間の政治的対立を中心に、「立憲革命」以後のタイ政治の動きをトレースする。

タイは1932年6月の「立憲革命」により、絶対王政から現在の立憲君主制に移行した。この体制の下では、1936年から2006年までの間に、成功したものだけでも11回のクーデターが繰り返され、17回に及ぶ憲法改正が行われてきた。こうした度重なる政変にもかかわらず、立憲君主政自体は安定的であり、現在のプミポン国王（1927年生、即位1946年）は、長く国民からの敬愛を受けていることで知られている。

開発独裁と呼ばれる、軍出身の首相による強権的な体制は、サリット政権時代（1958年～1963年）に強化された。その後、王室の高い権威を背景に、長年、軍人政治家による政府と官僚とが国政をコントロールする政治が続いた。タイの民主化運動は1970年代に高まり、一旦は低調になるものの、冷戦の終わった1990年代に再び大きく進展する。1991年の軍部によるクーデター後、1992年4月に成立した軍人内閣への反発が高まった。そして、同年5月には活発化した反政府運動に対する制圧行動から流血事件が発生し、この事件への批判の高まりから、スチンダー首相は辞任することとなる。そして、文民のみが首相となることを認める1992年憲法の成立に至る。その後、1997年の憲法では民主的な性格が一層強化された。政党と首相の権限を強化するために、小選挙区比例代表制が採用され、下院では無所属の議員が認められないこととなった。

以上の民主化運動の進展の結果として生まれた1997年憲法の下での初めての総選挙により、愛国党を組織したタクシンによる内閣が2001年に成立し、タイの政治と経済の歴史に画期をなすこととなった（第1表）。

タクシン政権は、首相の強いリーダーシップにより、新たな経済政策や行政改革を次々に行った。政権の下で経済は良好な実績を示したが、強権的な政治スタイルと急速な行政改革、そして首相のネポティズムと巨額の蓄財に対する反発から、2005年には反タクシン運動が活発化する。そして2006年1月に首相一族が所有するシン・コーポレーションの全株式を外資に売却した際、売却益の733億バーツが課税を免れていたことで、首相への批判が一気に高まった。首相は局面打開を目指して国会を解散し、2006年4月に総選挙を実施した。しかし、当時の野党3党（民主党、タイ国民党、タイ大衆党）は選挙をボイコットした。選挙結果は与党の勝利であったが、国王が「この総選挙は非民主的であり裁判所が適切に対処するべきである」

との発言を行い、急遽、憲法裁判所が総選挙無効の判決を出すに至る。その結果、10月にやり直し選挙の日程が決められたものの、ついにはタクシン首相がアメリカ訪問中の9月に軍によるクーデターが発生する。クーデターを起こしたグループはスラユット元陸軍司令官を首相に任命した。この内閣は端的に言えば、タクシン政権以前の体制への復帰を図ったものといえる（末廣（2009））。

クーデター後、タイの政治は混乱を続けることになる。

タイ愛国党は解党命令を受け、幹部は公職から追放された。またタクシン首相一族の銀行預金凍結が行われた。こうした前政権に対する事後処理が行われたのち、国民投票を経て新憲法が2007年8月に公布された。この憲法では小選挙区制度は改正され、小規模な複数議席選挙区制度と8つの比例代表区を組み合わせた新しい選挙制度が採用された。そして首相の権限は縮小されることとなり、首相の任期は最大8年に制限された。国家予算作成における政治家の役割も縮小し、特定の利益を選挙公約とすることも制約されることとなった。

しかし2007年12月に行われた総選挙では、解党した愛国党の事実上の後継政党である人民の力党（PPP）が第一党となった。その結果、サマック人民の力党党首による連立政権が成立し、タクシン政権の政策の復活が図られるようになる。そして2008年2月にはタクシン元首相が帰国し、自身に対する訴追を無効にするための憲法改正と政界復帰を目指すこととなった。

これに対し反タクシン派は抗議活動を活発化させ、8月には首相府と国営テレビ局を占拠する。しかしサマック政権側は、これを強硬手段で排除することは避け、首相府の機能を旧国際空港であるドンムアン空港に移して執務をとった。一方、タクシン夫妻に対しては脱税容疑で実刑判決が下り（タクシン氏には10月）、タクシン夫妻は滞在中の北京から帰国せず、そのままイギリスに渡ることとなる。

さらに9月には、サマック首相が、憲法裁判所から違憲判決を受け失職することになる。理由は、テレビの料理番組の出演料の受領が兼職禁止規定に触れるということであった。その結果、タクシン元首相の義弟であるソムチャイ副首相が後継首相となった。

ところがこのソムチャイ新首相の所信表明演説の当日、反タクシン派が国会を包囲したため、強制排除のため催涙弾などが使用され2人が死亡する流血の惨事となった。そして催涙弾が直撃して犠牲となった女性の葬儀にシリキット王妃が参列したことから、反タクシン派は勢いづき、ついには11月にスワナブーム国際空港の占拠という行動を起こす。

国際的な影響も甚大な空港占拠という瀬戸際戦術に緊張が高まったが、結局、事態は再び司法により收拾される。憲法裁判所は、選挙違反を理由として、与党3党の解散、ソムチャイ首相以下の党幹部の政治活動禁止（5年間）、閣僚13名の失職を命令した（12月2日）。そしてアピシット党首が率いる民主党が愛国党の派閥であったネーウィン派を引き込むことで多数派を形成し、現在の7党連立内閣が発足する。

アピシット政権に対しては、攻守ところを代えて、タクシン派が攻勢をかける。デモと路上集会を繰り返し、2009年3月末の反政府集会では、ビデオで参加したタクシン首相が、枢密院議長をクーデターの首謀者と名指したため、混乱が一層広がった。そして4月にはパタヤの

ASEAN 諸国の東アジアサミット会場に、タクシン派の群衆が流れ込み会議が中止になった。

2010 年に入ると、2 月に最高裁判所がタクシン元首相の凍結資産の没収と国庫への返還を命じ、両派の対立はさらに激しくなる。3 月には、アピシット政権の退陣と総選挙の実施を求めて、タクシン派が大規模な反政府集会を開始する。政府とタクシン派との協議は、総選挙の時期をめぐって合意に至らず、バンコクを中心部を反政府集会が占拠する事態が続く。結局、5 月 19 日に、反政府集会に対して強制的排除が行われ、多数の死傷者が出ることとなる。混乱の中で、暴徒化した集会参加者による放火も発生し、日系のデパートを含む商業施設などにも大きな被害が残った。

第1表 タクシン政権成立後の主な政治・経済の動き

年	主な出来事
2001	1月 1997年制定の新憲法の下での総選挙でタイ愛国党勝利。 2月 タクシン内閣発足。 緊急経済社会対策（30パーツ健康保険、農民負債3年間猶予、村落基金）。
2002	10月 省庁再編、行政改革によりトップダウン型政策実施体制の整備が進む。
2003	2月 麻薬撲滅キャンペーン開始 5月 ボーター教授招聘。競争力強化戦略の検討進む。5つの重点産業の指定。 10月 中国との間で野菜・果物116品目の関税撤廃。
2004	6月 政府が産業クラスター創出計画発表。
2005	2月 総選挙でタイ愛国党が圧勝。 4月 新空港に関する贈賄スキャンダル発覚。 7月 首相一族の口利き疑惑が公表される。
2006	1月 首相一族によるシン社株売却益（733億バーツ）の課税逃れが問題化。 4月 総選挙を野党民主党等がボイコット。 憲法裁判所が選挙無効の裁定。 9月 タクシン首相が国連総会出席中にクーデター発生。 10月 スラユット（陸軍大将、無所属）内閣発足。
2007	5月 前年の選挙違反により、タイ愛国党解党判決、幹部111名参政権停止。所属議員の多くは「国民の力党」へ移籍。 6月 タクシン元首相一族の資産凍結。 8月 新憲法公布。 12月 総選挙で親タクシン派（人民の力党）勝利。
2008	1月 サマック（人民の力党）内閣発足。 2月 タクシン元首相帰国。 8月 PAD（反タクシン派）が首相府等政府機関、南部の3空港占拠。国軍出動せず。タクシン元首相、滞在中の中国から帰国せず渡英。 9月 PADとUDD（親タクシン派）が衝突。サマック首相が非常事態宣言するも陸軍はPADの強制排除を拒否。 10月 PADと警官隊が衝突し、死傷者が発生。シリキット王妃が死亡したPAD支持者の葬儀に参列。 11月 サマック首相、憲法の副業禁止規定に抵触するとして首相資格喪失。ソムチャイ首相代行が人民の力党党首に就任し新首相に選出される。PADがバンコクのドンムアン、スワナブーム両空港占拠。 12月 人民の力党、タイ国民党、中道党に対し憲法裁判所が選挙違反判決。3党は解党し、党首らは5年間の政治活動禁止。ソムチャイ首相は失職、内閣は総辞職。人民の力党の議員の多くは後継のタイ貢献党に移籍。野党第1党の民主党は、人民の力党の一派であったネーウィン派を含む多数派工作に成功し、アビシット（民主党）内閣発足。
2009	3月 UDDが政府機関を包囲。政府との対立激化。 4月 UDDがパタヤのASEAN会議会場ホテルに乱入し、ASEAN会議中止になる。パタヤに非常事態宣言（11日）。バンコクに非常事態宣言（12日）。PADリーダーのソンティ氏襲撃される（17日）。 5月 農業・協同組合副大臣がスバチャイ氏（ネーウィン派幹部）に交代。 7月 ASEAN外相会議、ASEAN地域フォーラムがブーケットで開催される。 10月 フアヒンでASEAN+3首脳会議、東アジア首脳会議。 11月 タクシン元首相、カンボジアを訪問し、経済顧問に就任。
2010	2月 最高裁がタクシン元首相の凍結資産のうち約464億バーツの没収、国庫返還を命じる（26日）。 3月 UDDが、政権の退陣と総選挙実施を求めて大規模反政府集会開始（12日）。政府が年末の国会解散を提案するも、UDDは即時解散を求めて拒否。 4月 UDDが都心部で座り込み開始（3日）。治安維持部隊とデモ隊が衝突し、日本人含む25人が死亡（10日）。政府とUDDの対立が激化する。 5月 政府とデモ隊の協議が継続する中で、UDD幹部カティヤ少将狙撃事件発生（13日）。両派の対立は収束せず、政府は強制排除を行う（19日）。UDD幹部は警察に出頭し、集会の解散を宣言するが、暴徒化した参加者の一部がバンコク市内で放火し、商業地区などに大きな被害。タクシン元首相にテロ容疑で逮捕状（25日）。

資料：筆者作成。

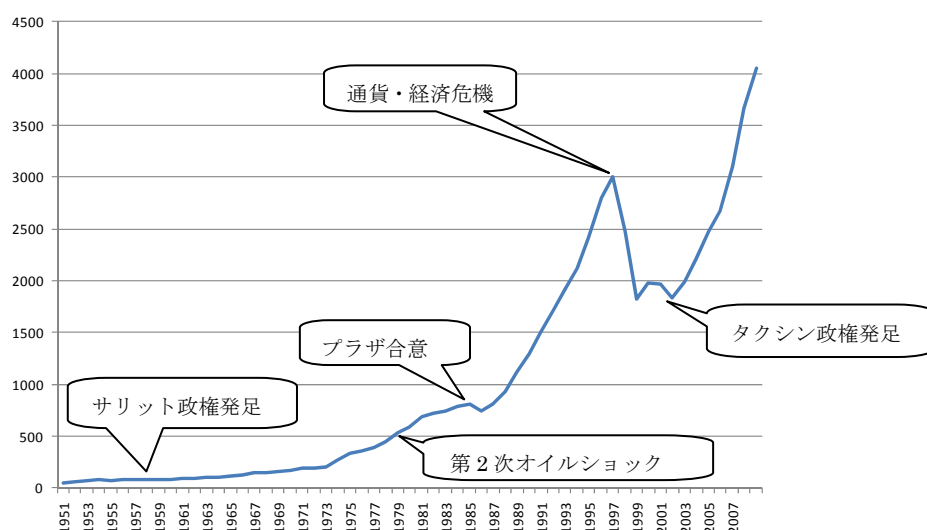
（２）経済の動向（ブーム、危機、タクシノミクス）

１）長期的動向

タイの１人あたりの GDP は 4,073 米ドルで、中進国の水準に達している。ASEAN 諸国では第４位である（付表１参照）。以下では 1950 年代からのタイ経済の動向を要約し、いくつかの画期を経ながら、経済成長が加速してきていることを確認する（第１図参照）。

タイ経済は 1958 年成立のサリット政権で経済開発計画が導入され、輸入代替工業化という形で工業化が始まった。1960 年代から 1970 年代にかけては、コメ、砂糖、天然ゴムなどの一次産品の好況を受けて経済成長が続いた。しかし、1979 年の第２次オイルショック後の一次産品市況の悪化から、タイ経済は不況に陥り、累積債務問題を抱えた。そして 1981 年から 1983 年にかけては、IMF、世界銀行から構造調整融資を受けることとなった。

こうした 1980 年代前半までの経済の停滞は、1985 年のプラザ合意にともなう外国投資の急激な流入により、一転する。巨額の海外資本（主に日本、アジア諸国）を得て、工業化が進み、その結果、新興企業グループである、チャロンポカパン（CP）、シンコーポレーション、TPI、TCC 等が成長する。しかし 1990 年代半ばには、経済は過熱傾向となり、不動産価格が高騰するなどバブル経済化する。そして 1997 年のバーツ急落に端を発した通貨・経済危機に直面し、再び IMF と世界銀行から緊急融資を受けることとなる。融資の見返りとして金融引締め、財政支出削減が行われ、金融部門を調整過程が進む。2000 年代初めまで、この不況は続くが、その後、2001 年に発足したタクシン政権が採用した経済政策（デュアルトラックポリシー）のもとで、タイ経済は経済危機から急速に回復し、新たな好況局面に入る。



第１図 １人あたり GDP の推移 (US\$/人)

資料：Inter National Financial Statistics, IMF.

2) 2006 年クーデター以降の経済の動向

2006 年クーデター以降の政治的混乱は、経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。しかしクーデター後に成立した政権も前政権の経済政策を基本的に引き継いだことから、経済への影響は軽微であったとされる。

2008 年には、国際商品市況の変動が大きな影響を与えた。前半は、輸出品価格が上昇したものの、原油高騰によるインフレが急激であった。タイの主要輸出農産物（コメ、天然ゴム）の価格は高騰し、中東産油国や中国など新興国向け工業製品の輸出も拡大した。ところが、後半になると国際商品市況は急落し、農産物価格も低迷した。商品作物を生産する農家は高価格時にはメリットを享受したが、小規模な自給的農家にとって、この価格変動は、資材の高騰によるマイナスの影響のほうが大きかった。

2008 年以降の世界的な不況により、タイの工業製品の輸出も縮小した。加えて国内の政治混乱は、外国人投資資金の引き上げや海外からの観光客の減少を招いた。政府は緊急の景気刺激対策として、2009 年から 2012 年までで総額 1 兆 2,916 億バーツの景気刺激対策（タイケムケーン（強いタイの意味））を行っている。そして政府は 2009 年の第 4 四半期には成長率の低下が鈍化しているとして政権の経済政策の成果を強調している。

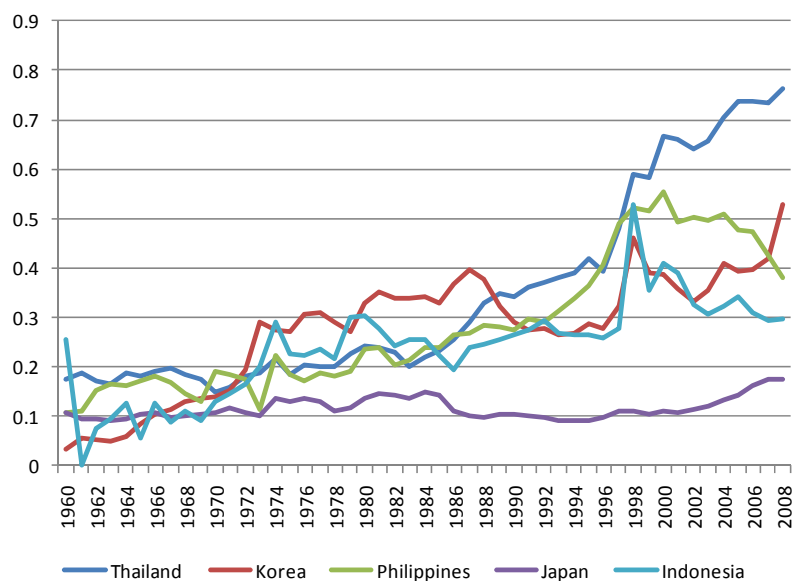
しかし、2010 年 3 月から 5 月における、政府とタクシン派との間の政治的対立の激化は、タイに深刻な社会不安をもたらすとともに、経済部門にも相当な悪影響を与えている可能性がある。特にタイ国債の信用格付けの低下や観光業への悪影響が懸念されている（週刊タイ経済 2010 年 05 月 24 日）。国家経済社会開発庁（NESDB）は、2010 年通年の GDP 伸び率見通しを、2 月時点の予想であるプラス 3.5—4.5%で据え置いているが、アピシット首相は、2010 年第 2 四半期については、大規模な反政府デモによる影響で成長が押し下げられる可能性があることを指摘している（ロイター 2010 年 5 月 24 日）。

3) 開放度の高いタイ経済

タイの経済は、石油や鉱物資源そして機械部品を輸入し、それらを加工した自動車や機械などの工業製品を輸出するという、加工貿易の拡大を中心に成長してきている。

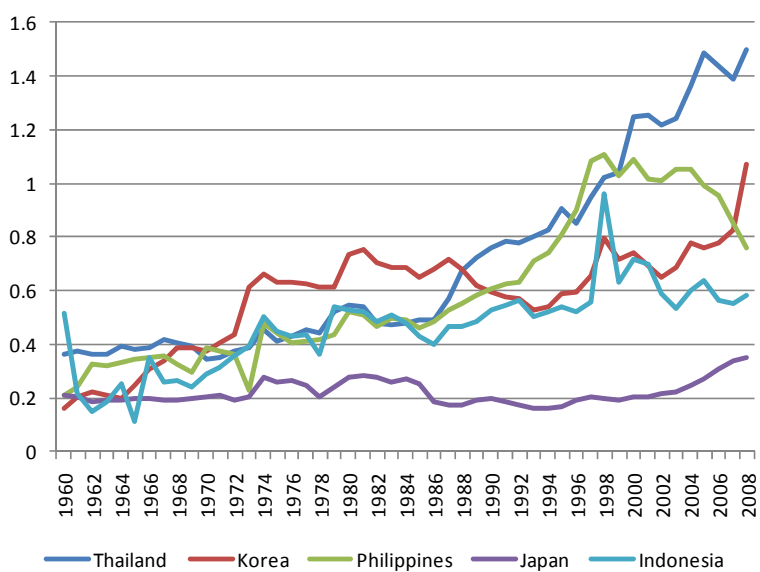
輸出の GDP に対する割合をみると 1980 年代半ばから急速に高まっていることが分かる（第 2 図）。そして輸出と輸入を合わせた貿易全体の大きさと GDP との比率を示す、開放度指数も同時に急上昇しているのである（第 3 図）。これは比較のために示した日本、韓国、フィリピン、インドネシアと比べても顕著な動きである。

こうした輸出部門に偏った成長は、国内の他部門との格差を拡大させている。また、輸出市場の状況や為替変動に対するタイ経済の脆弱性を高めている。いまだ国内に多くの貧困層を抱えるタイにとって開放経済のこうした負の側面は軽んずることはできない。



第2図 輸出とGDPの比率の各国比較

資料：Inter National Financial Statistics, IMF.



第3図 経済の開放度指数（輸出額+輸入額）/GDP

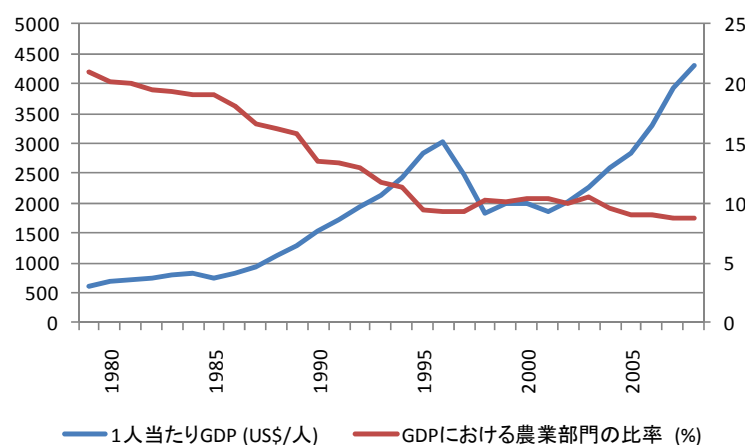
資料：Inter National Financial Statistics, IMF.

2. 農業の状況

(1) 経済における農業部門の重要性

経済の中に農業とアグロインダストリー部門が強固に存在していることがタイ経済の一つの特徴といえる。GDP に占める農業部門のシェアは 2008 年で約 9%である（第 4 図）。その地位は徐々に低下傾向にあるとはいえ、経済が高成長を続ける中で、これだけの農業部門のシェアが維持されているのである。

タイの農業の注目すべき特徴として、海外の需要変化に対する柔軟な対応力があげられる。1995 年以前には、米、キャッサバ、トウモロコシ、大豆、サトウキビ、ゴムといった品目が次々と生産を拡大し、主要な輸出品となってきた。この時期を原料農産物輸出期とも呼ぶことができる。また、土地利用型の農産物の作付拡大が、土地の制約から徐々に限界に直面する 1995 年ごろからは、鶏肉、養殖水産物、果物、野菜といった品目が重要な輸出品となる。この時期以降はアグロインダストリー開発期と区分することができる。



第4図 1人あたりGDPとGDPにおける農業部門の推移

資料：Bank of Thailand

(2) 国土と自然条件

1) 概要

タイは平野部が広く、国土面積の約 40%が農地になっている。豊かな土地資源と比較的穏やかな気候は、東南アジア諸国の中でも特に農業に好適な自然条件といえる。

タイの国土はインドシナ半島の中央部にあり、北緯 5 度 37 分～20 度 28 分、東経 97 度 21 分～105 度 38 分に位置している。ミャンマー、ラオス、カンボジア、マレーシアの 4 国と国

境を接する。513,115 平方キロメートルの国土面積は、フランスとほぼ同じ大きさであり、日本やドイツの約 1.4 倍に相当する。

ほぼ全土が比較的穏やかな熱帯モンスーン気候下にある。季節は、湿った高温の南西モンスーンの吹く雨季（6 月～10 月）、乾いた低温の北東モンスーンの吹く涼季（11 月～2 月）、乾燥して気温の高い暑季（3 月～5 月）に分けられる。年間の平均気温は バンコク周辺では約 28℃である。一方マレー半島の地峡部では年間を通じて高温多湿である（第 2 表）。

タイの地形は、北部の山岳地帯、中央部のチャオプラヤ川のデルタに位置する平野部、メコン川の水系にある東北部のコラート平原、山地部の多いマレー半島部の四つに大きく分けられる（第 5 図）。

第 2 表 2008 年の気温と降水量

	北部	東北部	中央部	南部	平均
平均気温 (℃)	26.2	26.0	27.9	27.2	
最低気温 (℃)	7.2	7.6	14.5	17.2	
最高気温 (℃)	42.4	39.2	39.3	38.1	
年間降雨量 (mm)	1,333	1,727	1,537	2,545	1,786
年間降雨日数 (日)	139	134	132	157	140.5

資料：タイ農業統計（2009 年版）。

2) 各地域の特徴

国内における自然条件の違いは、各地域の農業にそれぞれ独特の性格を与えている（第 3 表、第 4 表）。

北部は、山岳地帯が多く、森林が比較的残っている。涼しい気候から、温帯果実、野菜の生産が盛んである。輸出向けの加工野菜、冷凍野菜の工場も多く立地している。果実はロンガン、タンジェリン、ライチなどが多い。

東北部はコラート台地からなり、山岳部は少ない。そのため、伐採による農地開発が進展した。主な作物は、米、キャッサバ、トウモロコシ、サトウキビである。多くは非灌漑地域で栽培されており、土地生産性は低い。

中央部は首都バンコクがあり、チャオプラヤ川が流れる地域である。中央部はさらに、中部、東部、西部の 3 地域に分類することができる。中部は肥沃な土壌と灌漑の普及から大規模な穀倉地帯を形成している。またバンコク周辺では都市近郊農業が拡大している。東部は、降雨量に恵まれることから果実の栽培が盛んで、マンゴー、ドラゴン、マンゴスチンなどが多い。西部の山岳地域では降雨が多い。東部のバンコク近郊では食品加工場の集積がある。

南部は山岳部が多く、顕著な熱帯モンスーン気候の下にあり、降雨量が多い。果樹と永年作物の割合が大きく、他の 3 地域とは異なり、永年作物を中心とした農業が展開している。主な作物は天然ゴム、パーム椰子、パイナップルである。

第3表 タイの土地利用

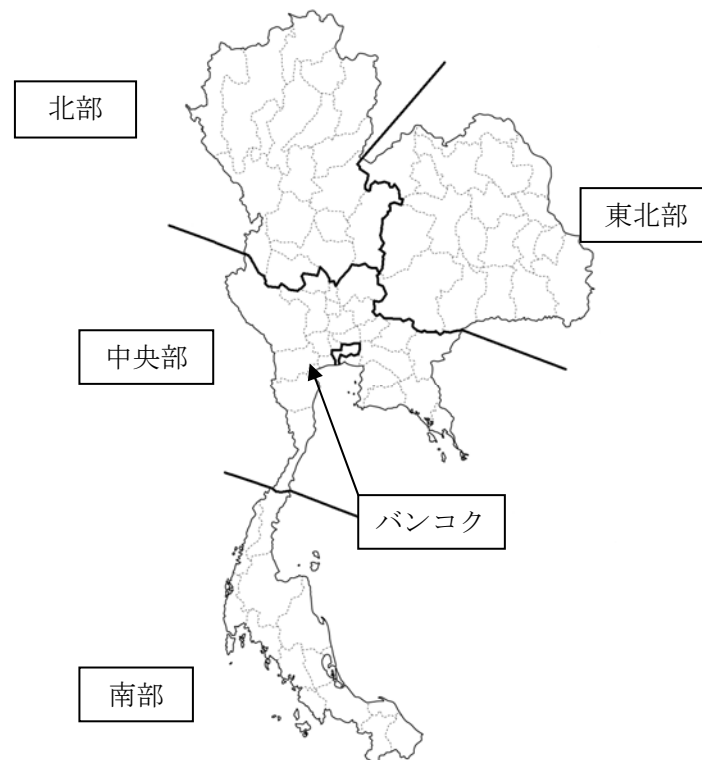
	全国	北部	東北部	中央部	南部
総面積 (ha)	51,311,502	16,964,429	16,885,434	10,390,120	7,071,519
森林面積 (ha)	15,865,260	8,836,811	2,454,988	2,843,869	1,729,591
森林面積比率 (%)	30.9	52.1	14.5	27.4	24.5
農家所有地面積 (ha)	20,856,529	4,439,931	9,131,758	4,123,137	3,161,703
農家所有地面積比率 (%)	40.6	26.2	54.1	39.7	44.7
農家数 (戸)	5,778,338	1,326,019	2,688,561	877,310	886,448
1農家あたりの所有地面積 (ha/戸)	3.6	3.3	3.4	4.7	3.6
非区分地面積 (ha)	14,589,712	3,687,686	5,298,687	3,423,114	2,180,224

資料：タイ農業統計（2009年版）。

第4表 タイの農業土地利用

	全国 (%)	北部 (%)	東北部 (%)	中央部 (%)	南部 (%)
農家所有地総面積	20,856,529 100.0	4,439,931 100.0	9,131,758 100.0	4,123,137 100.0	3,161,703 100.0
住宅地	588,483 2.8	149,328 3.4	228,957 2.5	123,312 3.0	86,887 2.7
水田	10,220,394 49.0	2,224,128 50.1	5,939,241 65.0	1,667,672 40.4	389,354 12.3
畑作地	4,259,059 20.4	1,368,057 30.8	1,714,363 18.8	1,169,280 28.4	7,358 0.2
果樹と永年作物	4,649,820 22.3	531,367 12.0	696,026 7.6	906,850 22.0	2,515,577 79.6
野菜と観賞用植物	194,537 0.9	60,151 1.4	44,582 0.5	71,340 1.7	18,464 0.6
草地	179,372 0.9	38,744 0.9	88,871 1.0	32,192 0.8	19,565 0.6
廃棄地	352,720 1.7	23,530 0.5	246,560 2.7	38,833 0.9	43,798 1.4
その他	412,145 2.0	44,626 1.0	173,159 1.9	113,659 2.8	80,701 2.6

資料：タイ農業統計（2009年版）。



第5図 タイの国土と地域区分

(3) 農産物輸出の動向

2008 年において、タイの輸出総額は、約 5 兆 8500 億バーツである。農業、農産物の輸出は約 1 兆 3400 億バーツと、全体のうちの約 23%を占める（第 5 表）。近年の動向を見る限り、輸出全体に占める農業・農産物輸出のシェアが低下していないことが大きな特徴といえる（第 6 表）。

品目別の動きを見ると、上位 10 品目には、ゴムとゴム加工品、米、魚類、エビ、木材、果物、砂糖、鶏肉、キャッサバ、紙があげられる（それぞれ加工されたものを含んでいる）。これらの主要品目のシェアは安定的である。これは比較優位を有する品目が固定化していることを示している。

これまでタイの農業・農産物輸出は、米、ゴム、畑作物、鶏肉、缶詰など主要品目が変化していることが大きな特徴とされた。現在、一見固定化しているように見える輸出品目の内訳を検証することで、今でもダイナミックな変化の起きていることが確認できる。鶏肉産業は、鳥インフルエンザの発生を契機に、冷凍鶏肉を中心とした輸出から、調理済みの加工品にシフトした。またアジア経済危機の後、バーツ安からエビ輸出が急増したが、この際、ブラックタイガーからホワイト種に急速なシフトがあった（第 7 表、第 8 表）。

現在、タイからの農産物輸出について注目される点としては、①生鮮果実の輸出の増加の背景に Thai GAP や HACCP への取組が拡大していること、②商務省が行ったタイ料理の世界的なプロモーションであるキッチン・オブ・ザ・ワールドなど、タイの食品・農産物の海外への売り込み活動が盛んであること、③新しく期待されている分野としてハーブ類のプロモーションが行われていることなどがあげられる。

第 5 表 輸出総額と農業輸出の動向 （価額、百万バーツ）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2008年におけるシェア(%)
輸出総額	3,867,224	4,431,016	4,932,848	5,296,507	5,853,034	
農業、農業生産物輸出	883,177	936,519	1,071,618	1,128,658	1,339,412	22.9
上位10品目						
ゴム、ゴム加工品	221,233	250,516	331,745	330,499	375,552	28.0
米、米加工品	114,150	99,093	104,593	126,872	213,418	15.9
魚類、魚類加工品	74,223	87,735	90,368	91,207	115,015	8.6
エビ、エビ加工品	67,278	71,357	86,300	81,781	84,403	6.3
木材、木材加工品	60,314	60,169	61,158	58,686	56,835	4.2
果物、果物加工品	38,958	43,698	46,518	48,486	55,499	4.1
砂糖、砂糖加工品	37,725	34,574	33,376	48,797	54,749	4.1
鶏肉、鶏肉加工品	20,821	27,339	28,707	31,989	50,277	3.8
キャッサバ、キャッサバ加工品	34,092	34,190	43,494	47,931	47,721	3.6
紙、紙加工品	34,077	39,947	45,102	47,139	47,688	3.6
その他農業生産物	180,307	187,902	200,257	215,270	238,254	17.8

資料：タイ農産物貿易統計（2008 年版）。

第6表 輸出総額と農業輸出の動向（2004年の金額を100とした指数）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
輸出総額	100.0	114.6	127.6	137.0	151.3
農業、農業生産物輸出	100.0	106.0	121.3	127.8	151.7
上位10品目					
ゴム、ゴム加工品	100.0	113.2	150.0	149.4	169.8
米、米加工品	100.0	86.8	91.6	111.1	187.0
魚類、魚類加工品	100.0	118.2	121.8	122.9	155.0
エビ、エビ加工品	100.0	106.1	128.3	121.6	125.5
木材、木材加工品	100.0	99.8	101.4	97.3	94.2
果物、果物加工品	100.0	112.2	119.4	124.5	142.5
砂糖、砂糖加工品	100.0	91.6	88.5	129.3	145.1
鶏肉、鶏肉加工品	100.0	131.3	137.9	153.6	241.5
キャッサバ、キャッサバ加工品	100.0	100.3	127.6	140.6	140.0
紙、紙加工品	100.0	117.2	132.4	138.3	139.9
その他農業生産物	100.0	104.2	111.1	119.4	132.1

資料：タイ農産物貿易統計（2008年版）より筆者計算。

第7表 主要農産物の輸出動向（数量ベース）

年	米	ジャスミンライス	パウンタニ香り米	トウモロコシ	キャッサバチップ	キャッサバペレット	キャッサバ廃棄物	キャッサバでんぷん	粗糖	精製糖	鶏肉加工品	鶏肉（冷凍）
1998	6,540,235			122,713	161,759	3,187,213		515,398	1,363,270	927,277		213,180
1999	6,838,793			68,381	197,567	4,071,559	75	699,398	1,998,099	1,271,001	47,996	217,757
2000	6,141,341			19,944	34,015	3,212,896		1,048,230	2,321,723	1,765,710	69,327	240,905
2001	7,685,051	121,449		490,851	1,033,932	3,650,616	13	1,055,970	2,218,302	1,027,476	89,158	309,543
2002	7,334,448	1,492,995		146,049	1,369,033	1,534,998		1,239,276	2,059,790	1,969,157	103,179	330,331
2003	7,345,971	2,202,797		189,418	1,812,374	1,859,939	61,594	1,526,340	2,549,817	2,515,012	128,635	370,760
2004	9,976,589	2,259,832		871,791	2,805,988	2,212,948	194,267	1,715,566	2,246,503	2,340,370	173,960	26,548
2005	7,495,904	2,311,071	225,414	56,946	2,772,944	258,294	319,521	1,601,138	1,592,700	1,419,417	233,509	4,528
2006	7,494,140	2,599,290	346,414	257,520	3,930,294	393,315	315,594	2,307,207	1,291,670	981,463	250,444	8,012
2007	9,192,518	3,067,569	422,168	90,820	2,680,451	1,650,732	407,327	2,206,991	2,104,593	2,321,484	276,389	19,776
2008	10,216,128	2,515,929	257,113	339,504	1,202,463	1,564,314	331,776	1,987,417	2,996,811	2,015,012	359,998	23,351
2009	7,899,349	2,397,475	195,781	777,620	3,356,639	304,458	387,172	2,248,726	2,210,120	2,528,311	354,137	25,237

資料：農業・協同組合省ホームページ。

第8表 主要農産物の輸出動向（価額ベース）

年	米	ジャスミンライス	パウンタニ香り米	トウモロコシ	キャッサバチップ	キャッサバペレット	キャッサバ廃棄物	キャッサバでんぷん	粗糖	精製糖	鶏肉加工品	鶏肉（冷凍）
1998	86,805.30			622.2	587.2	10,868.50		5,213.20	14,370.60	12,238.50		16,676.70
1999	73,810.40			278.8	599.3	11,806.50	1	4,819.00	11,356.80	9,545.20	5,935.80	15,261.70
2000	65,516.30			111.4	94.2	7,605.20		6,172.40	13,369.60	12,380.60	8,749.70	15,688.90
2001	70,123.00	2,162.10		2,222.20	2,690.20	8,949.20	1.7	9,790.50	20,099.20	10,493.30	11,546.90	23,935.80
2002	70,064.60	19,038.60		712.4	4,082.80	4,125.60		13,251.60	12,935.30	16,448.50	13,152.60	22,958.90
2003	76,699.10	31,304.70		978.5	5,352.90	5,096.00	138.7	14,975.70	17,629.30	20,803.10	15,904.00	24,787.20
2004	108,328.30	35,555.00		4,651.50	8,640.70	6,391.60	479.3	17,973.40	14,055.00	18,397.80	20,821.50	1,749.00
2005	92,993.70	34,904.40	3,101.00	338.5	11,938.50	838	754.9	20,028.80	13,676.50	14,437.50	27,338.50	536
2006	98,179.00	40,341.90	5,055.20	1,572.20	16,207.90	1,386.70	730.1	24,658.10	14,957.60	13,151.60	28,706.60	594.6
2007	119,215.40	47,921.50	6,168.70	643.2	11,135.70	7,196.00	1,379.00	26,912.00	18,423.70	25,383.00	31,989.30	1,056.00
2008	203,219.10	60,281.90	5,610.80	3,165.50	6,539.80	8,681.10	1,562.60	29,794.90	25,904.00	21,733.50	50,277.30	1,345.80
2009	156,856.50	61,615.60	4,825.90	4,899.20	15,294.60	1,344.10	953.9	26,374.00	24,226.10	32,997.30	47,458.70	1,582.60

資料：農業・協同組合省ホームページ。

（4）農業部門への外国投資

タイに対する外国投資は、1980年代に急増した。食品・砂糖産業及び農業向けの投資も1980年代から1990年代に増加した。現在でも中東の湾岸諸国が、食料の確保を安定化させたいとの意図からタイで農業分野に投資を行う動きが見られる。タイでは、自国の食料安全保障を重

視するとの観点から、外国資本が出資の過半を占める事業体による農業への参入は認められていないが、出資比率 50%未満の農業ビジネス関連の合弁会社はおよそ 1500 あるとの報道もある。

（５）主要品目の生産動向

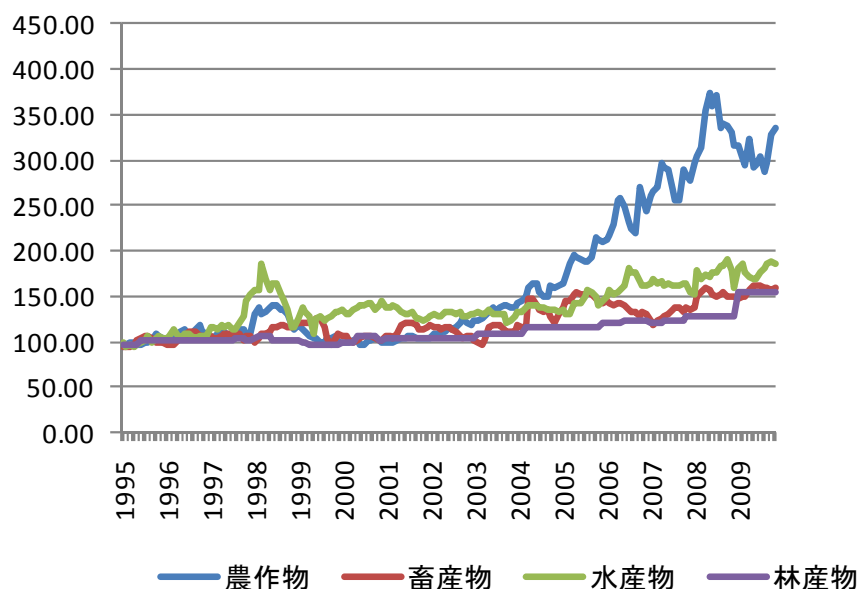
ここでは、タイの主要な農産物の生産動向について述べる。これまで、タイ農業の特徴として肥料投入の少ない粗放的な農業経営が指摘されてきた。しかし、近年、土地利用型の農産物の多くで土地生産性の増加が見られる。タイ農業が土地資源の拡大に依存した形から、集約的な農業に変化してきていることを示すものといえる。

１）農産物の価格動向

長期的に低迷していた農産物の価格は畜産物、水産物、林産物の価格に比べて、2002 年ごろから急速に上昇した（第 6 図）。そして 2008 年には、国際価格の上昇から米価格が急騰したために、1995 年を 100 として 350 を超える水準に至った。

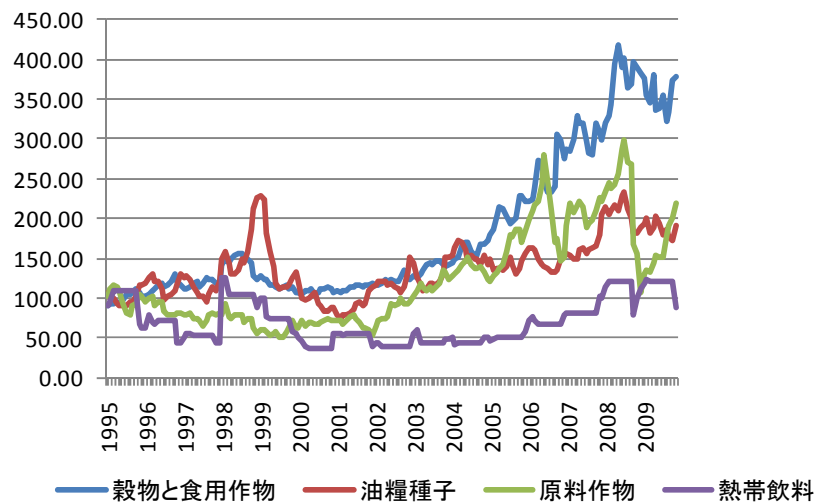
さらに農産物価格の動向の内訳を穀物と食用穀物、油糧種子、原料作物、熱帯飲料についてみると、特に穀物と食用穀物の変化が大きい（第 7 図）。この穀物の価格動向は、近年、政府による米の価格支持水準が高く維持されていることが要因と見られる。

こうした価格の上昇傾向は、多くの農産物の生産量増加の背景になっている。



第 6 図 農産物価格の動向（１）（1995 年を 100 とした指数）

資料：タイ国銀行.



第7図 穀物等の価格の動向（2）（1995年を100とした指数）

資料：タイ国銀行。

2）米

タイの米には雨季作のものと灌漑地域で行われる乾季作の二つがある。近年の米の農場価格は上昇傾向を続けており、これを背景に生産はどちらの作型でも増加している（第9表、第10表、第11表）。ただし、興味深いのは、雨季作米の場合、作付面積の増加は見られず、生産の量の増加は主として単収の増加によってもたらされていることである。対照的に乾季作の場合には、生産量の増加は作付面積の増加による。単収の増加は観察されない。

アジアの米については、ベトナムが大輸出国となったことから、先発の米輸出国であるタイは、ジャスミンライスなどの高付加価値米に生産・輸出をシフトさせていることが指摘されていた。しかし、タクシン政権以来、政府による市場介入価格が輸出価格よりも高い水準で決定されていたため、ジャスミンライスなどの高付加価値米よりも、より高い収量を期待できる低品質な品種の作付が増加した。

第9表 米（雨季作米＋乾季作米）

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/トン)	生産額 (百万パーツ)
1999	64,444	62,312	24,171	388	4,727	114,258
2000	66,492	61,819	25,844	418	4,351	112,447
2001	66,272	63,284	28,034	443	4,825	135,263
2002	66,440	60,335	27,992	464	5,051	141,387
2003	66,404	63,524	29,474	464	5,569	164,138
2004	66,565	62,455	28,538	457	6,653	189,865
2005	67,677	63,906	30,292	474	69,223	209,683
2006	67,616	63,532	29,642	467	6,832	202,513
2007	70,187	66,681	32,099	481	11,271	361,792
2008	69,825	66,772	31,651	474	9,601	303,878

資料：タイ農業統計.

第10表 雨季作米の生産動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/トン)	生産額 (百万パーツ)
1999	56,582	54,721	19,016	348	5,428	103,217
2000	57,775	53,126	19,788	372	4,765	94,292
2001	57,838	54,931	22,410	408	5,307	118,927
2002	56,908	50,852	21,566	424	5,555	119,800
2003	56,972	54,218	23,142	427	5,910	136,768
2004	57,652	53,727	22,650	422	6,741	152,683
2005	57,774	54,034	23,539	436	7,164	168,635
2006	57,542	53,500	22,840	427	7,394	168,877
2007	57,386	53,892	23,308	433	9,951	231,942
2008	57,422	54,385	23,235	427	9,593	222,898

資料：タイ農業統計.

第11表 乾季作米の生産動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/トン)	生産額 (百万パーツ)
2000	7,861	7,591	5,156	679	4,241	21,866
2001	8,717	8,694	6,056	697	4,099	24,822
2002	8,434	8,353	5,624	673	4,487	25,236
2003	9,533	9,483	6,426	678	4,693	30,155
2004	9,432	9,306	6,332	680	5,349	33,869
2005	8,914	8,729	5,888	675	6,617	38,963
2006	9,903	9,872	6,753	684	6,726	45,421
2007	10,074	10,032	6,802	678	6,427	43,718
2008	12,801	12,789	8,791	687	11,786	103,611
2009	12,402	12,387	8,415	679	10,260	86,340

資料：タイ農業統計.

3) トウモロコシ

トウモロコシは、かつては飼料用として輸出向けに生産されていた。しかし国内のブロイラー産業が発展してからは、主に国内の飼料需要向けに生産されている。作付面積は減少傾向にあるが、単収が上昇しているため、生産量は 400 万トン程度で維持されている。ただし 2008 年には高価格により、作付は急増した（第 12 表）。

第 12 表 トウモロコシの生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/kg)	生産額 (百万パーツ)
1999	7,719	7,541	4,286	568	4.31	18,475
2000	7,823	7,614	4,473	587	3.82	17,086
2001	7,742	7,529	4,497	597	3.95	17,763
2002	7,374	7,167	4,259	594	4.14	17,633
2003	7,067	6,895	4,249	616	4.43	18,823
2004	7,272	7,032	4,341	617	4.59	19,927
2005	6,906	6,704	4,094	611	4.78	19,569
2006	6,405	6,223	3,918	630	5.45	21,355
2007	6,364	6,187	3,890	629	6.89	26,804
2008	6,692	6,518	4,249	652	7.02	29,830

資料：タイ農業統計。

4) キャッサバ

キャッサバは、主にスターチ用需要の増加を背景に生産を拡大してきた（第 13 表）。作付面積には変動があり、必ずしも増加しているわけではないが、単収は上昇傾向を示している。近年の動きとして、中国がタイのキャッサバチップを飼料用に大量に輸入するようになったことから、輸出増加も順調である。また 2007 年の極端な高価格から、2008 年には作付面積が急増した。

バイオ燃料原料としての期待もあるが、今のところキャッサバを原料とした燃料用エタノールの生産が軌道に乗っている様子はない。ただし、バイオ燃料は政策的に振興が図られているため今後の動向が注目される場所である。

5) サトウキビ

タイの砂糖は「さとうきび及び砂糖法」の下に厳格な販売・価格管理がある。国内向けの砂糖の価格を高く設定することで、この利益を利用して輸出競争力を高くしているとも見られる。

また 2003 年の 12 月の閣議決定で、2006 年までに MTBE を撤廃することや（現在保留中）、2011 年までにすべてのガソリンをガソホール化するという方針が打ち出され、ガソリン税、地方税等の優遇措置がとられた。その結果、ガソリンよりも割安になったガソホールに代替が進んだ。この政府の再生可能エネルギー振興策を受けて、廃糖蜜を利用したバイオエタノールの生産が増加した（第 15 表）。

第 14 表に示したようにサトウキビの農場価格は上昇傾向にあり、生産量も増加している。しかし作付面積は増加しておらず、生産量の増加は主に単収の増加によるものである。

2009 年にはインドの干ばつによる生産減を主因として砂糖の国際相場が上昇し、エタノールの原料である糖蜜の価格も上昇している。そのためエタノール原料を糖蜜からキャッサバに切り替える動きもあると報道されている（週刊タイ経済 2009 年 9 月 7 日）

第 13 表 キャッサバの生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/kg)	生産額 (百万パーツ)
2000	7,406	7,068	19,064	2,697	0.63	12,010
2001	6,918	6,558	18,396	2,805	0.69	12,693
2002	6,224	6,176	16,868	2,731	1.05	17,712
2003	6,435	6,386	19,718	3,087	0.93	18,337
2004	6,757	6,608	21,440	3,244	0.80	17,152
2005	6,524	6,162	16,938	2,749	1.33	22,528
2006	6,933	6,693	22,584	3,375	1.29	29,134
2007	7,623	7,339	26,916	3,668	1.18	31,760
2008	7,750	7,397	25,156	3,401	1.93	48,551
2009	8,584	8,292	30,088	3,628	1.19	35,805

資料：タイ農業統計。

第 14 表 サトウキビの生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/トン)	生産額 (百万パーツ)
2000	5,710	54,052	9,466	445	24,053
2001	5,481	49,563	9,042	514	25,475
2002	6,320	60,013	9,496	435	26,106
2003	7,121	74,259	10,429	469	34,827
2004	7,012	64,996	9,269	368	23,918
2005	6,670	49,586	7,434	520	25,785
2006	6,033	47,658	7,899	688	32,789
2007	6,314	64,365	10,194	683	43,962
2008	6,588	73,502	11,157	557	40,940
2009	6,020	66,783	11,094	698	46,614

資料：タイ農業統計。

第 15 表 タイのバイオエタノール生産量の推移

単位：100万リットル

	2006年		2007年		2008年		2009年	
月	生産量	1 日 平均 生産量	生産量	1 日 平均 生産量	生産量	1 日 平均 生産量	生産量	1 日 平均 生産量
1	11.51	0.37	14.87	0.48	30.34	0.98	41.30	1.33
2	7.86	0.28	11.33	0.40	27.79	0.96		
3	7.65	0.25	16.53	0.53	27.54	0.89		
4	5.95	0.20	15.17	0.51	26.61	0.89		
5	6.59	0.21	12.41	0.40	26.21	0.85		
6	12.71	0.42	8.26	0.28	28.66	0.96		
7	14.23	0.46	14.83	0.48	28.93	0.93		
8	15.72	0.51	15.56	0.50	31.64	1.02		
9	14.11	0.47	20.76	0.69	25.45	0.85		
10	7.24	0.23	20.66	0.67	28.62	0.92		
11	13.09	0.44	18.33	0.61	24.07	0.80		
12	18.67	0.60	23.04	0.74	16.33	0.53		
年間総 生産量	135.35	0.37	191.75	0.53	322.19	0.88	41.30	0.11

資料：タイエネルギー省代替エネルギー開発と効率性局ホームページ。

6) パーム椰子

パーム油は食用や石鹸用の原料として急速に市場が拡大し、パーム椰子の作付面積も増加してきた。特に近年ではバイオディーゼル用としての需要拡大が顕著である（第 16 表）。2008 年にはバイオディーゼルの生産はバイオエタノールの生産を上回るに至った（第 17 表）。政府も後押しして、南部だけでなく中央部（そのうちの東部）や東北部でもパーム椰子の普及が進められている。

第 16 表 パーム椰子の生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/kg)	生産額 (百万パーツ)
1998	1,451	1,284	2,523	1,964	3.37	8,502
1999	1,526	1,345	3,413	2,537	2.21	7,543
2000	1,660	1,438	3,343	2,325	1.66	5,549
2001	1,827	1,518	4,097	2,699	1.19	4,875
2002	1,956	1,644	4,001	2,434	2.30	9,203
2003	2,057	1,799	4,903	2,725	2.34	11,472
2004	2,405	1,932	5,182	2,682	3.11	16,115
2005	2,748	2,026	5,003	2,469	2.76	13,807
2006	2,957	2,374	6,715	2,828	2.39	16,049
2007	3,200	2,663	6,390	2,399	4.07	26,007
2008	3,627	2,873	9,265	3,225	4.23	39,189

資料：タイ農業統計。

第 17 表 タイのバイオディーゼル生産量の推移

単位：100万リットル

	2007年		2008年		2009年	
月	生産量	1 日平均 生産量	生産量	1 日平均 生産量	生産量	1 日平均 生産量
1			29.47	0.95	43.20	1.39
2			36.58	1.31	43.81	1.56
3			44.58	1.44	45.02	1.45
4			40.10	1.34	47.52	1.58
5			39.02	1.26	52.27	1.69
6	3.64	0.12	41.05	1.37	50.30	1.68
7	5.18	0.17	35.25	1.14		
8	7.97	0.26	37.42	1.21		
9	12.34	0.41	36.32	1.21		
10	10.84	0.35	33.54	1.08		
11	11.97	0.40	34.39	1.15		
12	15.85	0.51	39.80	1.28		
年間総 生産量	67.77	2.22	447.52	14.73	282.12	9.36

資料：タイエネルギー省代替エネルギー開発と効率性局ホームページ。

7) パラゴム

天然ゴムの用途は 8 割以上が自動車用のタイヤやチューブである。品質は天然ゴムのほうがよいとされるが、石油価格の動向次第で、合成ゴムとの間で代替も起きる。したがって、石油価格が上昇すると天然ゴムの価格も上昇することになる。しかし、植付けから樹液を採取できるまで数年かかることから、価格変動に合わせた短期的に生産量を変化させることは難しい。

天然ゴムの生産はほとんどが南部地域に集中している。近年はゴム価格が好調だったことを受けて、生産も拡大した。作付面積とともに単収も上昇傾向にある（第 18 表）。

第 18 表 パラゴムの生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収 (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/kg)	生産額 (百万パーツ)
1999	11,458	8,951	2,048	229	18.12	37,110
2000	11,651	9,138	2,279	249	21.53	49,067
2001	12,144	9,400	2,523	268	20.52	51,772
2002	12,430	9,711	2,633	271	27.69	72,908
2003	12,619	10,004	2,860	286	37.76	107,994
2004	12,973	10,350	3,007	291	44.13	132,699
2005	13,617	10,569	2,980	282	53.57	159,639
2006	14,359	10,893	3,071	282	66.24	203,423
2007	15,362	11,087	3,022	273	68.90	208,368
2008	16,717	11,371	3,167	278	73.66	233,281

資料：タイ農業統計。

3. 農業政策の動き

タイでは農業に関する政策は農業・協同組合省が担当している。ただし国内の価格支持政策は商業省が中心となる。2009 年に、タイでは従来の価格保証政策である担保融資制度が廃止され、農家所得保証制度（制度名はタイ語からの仮訳）が導入されるという大きな政策の変化があった。ここでは、まず、この新しい農家所得保証政策を紹介する。次に農業・協同組合省の政策について紹介する。

（1）農家所得保証政策の導入

1）従来の担保融資制度の概要と問題点

タイでは農産物の価格保証政策として担保融資制度がとられてきた。米では毎年、その他の品目では農家価格の下落時にこの政策は実施されてきた。

米の場合、国家米政策委員会が市場の状況に基づいて、米の担保融資価格（支持価格）を決定する。農家は、この支持価格に基づいて、政府機関（農民市場機構と公共倉庫公団）及び民間の精米業者に米（粳）を預け入れるか否かを決める。預け入れた場合、農民市場機構等は、農家に対して担保証書を発行する（自家倉庫を保有する農家も、登録により担保権を持つことができる）。農業・農協銀行は農家から担保証書を受け取り、担保融資価格にしたがって融資を行う。担保期間が終了しても農家が他に販売したくなければ、担保された米は政府が所有することになる。

キャッサバ等その他の作物（サトウキビを除く）については、国際市場や国内市場の低下の際に、個々の作物に対する市場介入政策を農民援助政策委員会が決定する。これまでには、キャッサバ以外にもロンガンとパイナップルを対象に実施されている。

この担保融資政策は、長い歴史を持っていたが、タクシン政権下で、支持価格が輸出価格より高い水準で維持されるようになったため、農家保護政策としての色彩を強めた。その結果、政府所有の米を市場に放出する際の逆ザヤによる財政負担が肥大化した。また政府在庫が増大し、管理に要する負担が大きくなった。加えて政府米の輸出は実質的に 2 社に独占されていたため、その運営の透明性が問題視されたのである。

この制度による財政負担は 2008 年において 30 億ドルに達するとされる。そしてタイ開発研究所（TDRI）の推計によれば、米の担保融資制度においては、制度の便益の 40% が農民に与えられた一方で、14% が政府機関に、14% が精米業者に、24% が輸出業者に、4% が倉庫所有者の利益になったとされる（USDA/FAS（2009））。

また、国内の市場価格が高く維持されたためミャンマーなど周辺国からの密輸による米が、タイ市場に流入してくることとなった。さらには、低品質でも一定価格での買取が保証されたため、収量は高いが低品質の米の生産が拡大し、タイ米全体としての品質の低下が指摘されるようになった。そして 2010 年 1 月からは ASEAN 物品協定により米を含む域内の関税が撤廃

されることから、タイ一国での価格支持政策の継続は困難になっていた。

2) 農家所得保証政策の概要

2009 年に導入された農家所得保証制度では、政府は米、トウモロコシ、キャッサバの市場価格への直接的介入から撤退することとされた。これらの価格は、国内と海外市場での需給状況によって決定されることになる。そして、農家は登録を認められた生産量について、保証価格と参照価格との差額を支給されることになる。

目標価格は農家の生産コストと利益、輸送費を考慮して、年に一度決定される。一方、参照価格は、実際の市場の情勢を反映させて各月の 1 日と 16 日に公表される（第 19 表）。これらの価格は、商務省国内取引局、農業・協同組合省農業普及局、同農業経済局等が集まる農産物価格決定のための小委員会において決められる。決定式は以下のとおりである。

保証価格の設定方法（米の場合）

$$TP = TC + Pr + Tr$$

TP : 保証価格（バーツ/トン）

TC : 総生産コスト（バーツ/トン）

Pr : 農家の利益（総生産コストの 40%）

Tr : 農場から市場までの輸送費 200 バーツ

資料：農業・協同組合省での聞き取り結果より筆者作成。

参照価格の決定方式（米の場合）

$$RP = \frac{1}{15} \sum_{i=1}^{15} w_i p_i$$

RP : 参照価格（バーツ/トン）

w_i : i 等級米のウェイト

p_i : i 等級米の FOB 価格（Bangkok, バーツ/トン）

i : 米の等級（普通米の場合は 15 等級）

資料：農業・協同組合省での聞き取り結果より筆者作成。

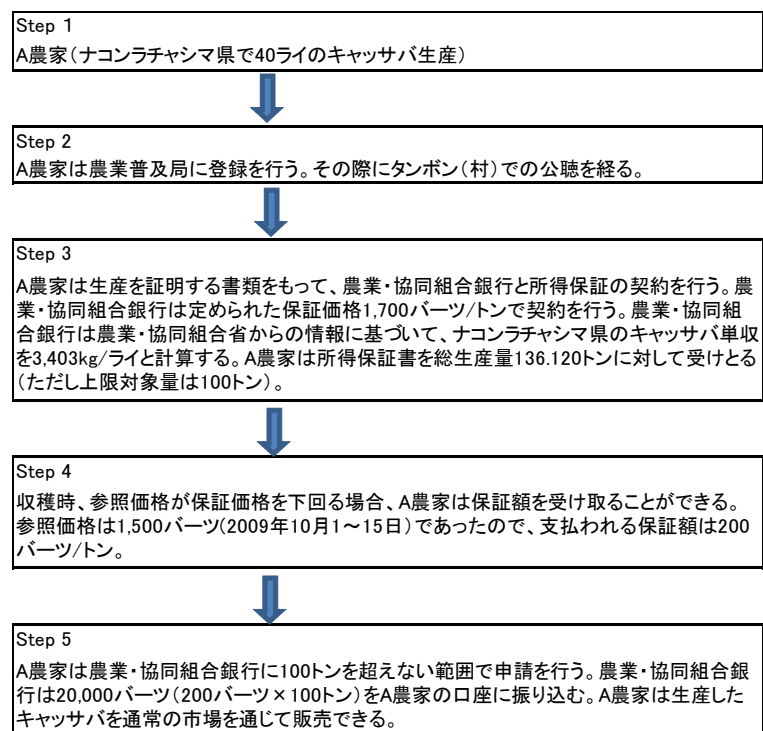
この政策は、本来、貧困農家の救済を主眼として設計されたものであり、各品目について保証対象となる上限量が定められている（第 19 表）。

手続きは、農家による登録、農業・協同組合銀行との所得保証契約、生産後の保証額の決定、保証額受取の申請、保証額の受領の順に進む。キャッサバを例に具体的な手続きの流れを、第 8 図に示した。

第 19 表 保証価格と一農家あたりの保証対象量の上限（2009 年）

	米					トウモロ コシ	キャッサ バ
	香り米	バトウンタ ニ香り米	各県産香 り米	普通米	もち米		
1 農家あたりの 上限対象量 (トン/農家)	14	25	16	25	16	20	100
保証価格 (パーツ/トン)	15,300	10,000	14,300	10,000	9,500	7,100	1,700
参照価格 (パーツ/トン)							
10月1-15日	14,986	9,896	13,899	8,806	7,523	5,550	1,400
10月16-30日	14,940	8,940	13,860	8,466	7,470	5,580	1,450
市場価格 (パーツ/トン)							
10月1-15日	n. a.	8,500	n. a.	8,600	n. a.	n. a.	n. a.
10月16-30日	13,800	8,550	n. a.	8,200	n. a.	n. a.	n. a.
保証額 (パーツ/トン)							
10月1-15日	314	104	401	1,194	1,977	1,550	300
10月16-30日	360	1,060	440	1,534	2,030	1,520	250

資料：Titapiwatanakun (2010)による。ただし価格は USDA/FAS（アメリカ農務省海外農業局）（2009a）。



第 8 図 農家所得保証制度の手続き

資料：Titapiwatanakun (2010)より筆者訳出。

第 20 表 担保融資制度と農家所得保証制度の比較

旧来の融資担保制度	
長所	短所
1. 迅速で大きい政策効果（作目変更、品質改善の誘導） 2. 農家の満足度が高く、支持を得やすい。	1. 高い市場歪曲性 2. 政府買取のための財政負担が巨額化。 3. 不正や不透明な取引の増大。 4. 政府への売却を前提とした生産が広がり、生産物の品質改善を阻害した。
新しい農家所得保証制度	
長所	短所
1. 小規模層に絞った効率的な農家保護。 2. 政府による買取、保管、販売という業務がない。 3. 市場歪曲性が低い。 4. 制度の便益を農家が全て受取ることができる。 5. 自給農家も保護。	1. 保証価格と市場価格との差が拡大した際の財政負担。 2. 不正の可能性（適正な検査が必要）。 3. 市場価格が操作され、参照価格に影響する可能性。 4. 保証価格の決定の難しさ。 5. これまでの価格支持制度に満足していた農家、輸出業者、精米業等からの反発。

資料：筆者作成。

3) 2009 年の動きと注目される点

この新制度はタイ開発研究所（TDRI）が作物価格保険政策として 2009 年 7 月に政府に行った提案を基に立案された。ただし、TDRI の提案時には、1 農家あたり 10 トンとされた 1 農家あたりの上限量は、政策の実現段階では 20 トンに倍増された。また保証価格の決定時に算入される農家利潤の割合も提案時の 20%から 40%に倍増された。すなわち、元々の TDRI 提案の志向した貧困農家に対象を絞った価格変動に対する保険から、広範な農家を対象にした所得再分配政策に、政策の力点が変わったともいえる。

この農家所得保証政策は、前年度の担保融資制度の財政負担の 3 分の 1 となる 10 億ドル(330 億バーツ) 程度の予算で、農家をより直接的に支援するものとして導入された（USDA/FAS (2009a)）。2009 年では、世界的な経済危機に対する緊急的な経済刺激対策予算であるタイケムケーンから、米の所得補償政策実施のために 266 億 7 千万バーツが支出された。またトウモロコシには 55 億 6 千万バーツ、キャッサバには 12 億 3 千万バーツが支出されたとされる(The Nation, 2010 年 1 月 12 日)。また、初年度は農家の登録数量が、実際の生産量以上に多くなっていることが、国家経済社会開発局から指摘されており、農業・協同組合省農業経済局ではこの不正を防止するためのシステム作りが急がれている。

この農家所得保証制度は、従来の担保融資制度による価格支持よりも少ない財政負担で、より効果的に農家の所得を支援するための政策として導入された。しかし、この政策が当初想定されたように財政支出削減の軽減につながるか否かは、政府による保証価格の水準次第である。また、これまでの価格支持制度で利益を得ていた大規模な農家層、精米業者、輸出業者等に対して、いかなる対策が取られるのかも、この制度の今後を占う大事な要素である（第 20 表参照）。

（２）「足るを知る経済」と農業開発計画

次に農業・協同組合省による農業政策を紹介する。タイでは、サリット政権以来、５年ごとに国家社会経済開発計画を定め、政策の基本方針としてきた。農業部門でも、それに合わせて５年ごとに農業開発計画を農業・協同組合省が策定してきた。

通貨・経済危機後に策定された第 9 次の国家社会経済開発 5 カ年計画（2001 年～2005 年）では、経済の回復を願う国王の「足るを知る経済」（セータギット・ポーピアン、「充足経済」などとも訳される）の哲学が、計画の基本的な思想に据えられた。国王の「足るを知る経済」の哲学とは、資本主義の考え方に仏教の道德原則をとりいれたもので、すでに 1969 年から提唱されてきた。経済政策に対しての国王の考え自体は抽象的であるが、これを現実に応じて解釈することで、計画の基本的な考え方としても、とりいれられている。

「足るを知る経済」の哲学は、農業部門では、小規模複合的な土地利用モデルを推奨する段階的な開発戦略として具体的に理論化され、実践されている。この「新理論農業」では第一段階として農民に節約生活を心がけさせる。農地を 30 : 30 : 30 : 10 に分割し、それぞれを貯水池、水田、畑・樹園地、住居等として持続的な利用を図る。この農業の実践により、農家が必要な物資を自己充足することが可能となる。そして、第二段階として農民グループや協同組合の設立を進める。最後に第三段階として、銀行、民間企業、量販店・小売店等とのネットワークを構築していくとされる。このように段階を追って開発を進めることで、農民が自己の能力を開発し、外部のショックに対する免疫を獲得し、自立することが可能になるとされる。この新理論農業の普及は農業開発計画の重要な事項の一つになっている。

しかし、2001 年に登場したタクシン政権では、官僚が作成する計画に基づいた政策から、政治が主導する政策運営への移行が図られ、「新理論農業」の普及も後ろにおかれた感がある。ただし農業・農村開発政策はタクシン政権下でも国家戦略の両輪の一つとして重視された。政権初期には 3 年間の農民負債元利返済猶予、村落基金と 100 万バートの融資、無担保融資の人民銀行の設置、国民皆健康保険制度（30 バート医療サービス）、一村一品運動（OTOP）の推進等の貧困層向け政策が積極的に取られた。また 2005 年以降は、商業的農業の振興に政策の重点が移され、代替エネルギー開発や食品加工を中心に輸出振興を図ることが推進された。ただし 2006 年のクーデター後に策定された第 10 次農業開発計画では、再び「足るを知る経済」の哲学と「新理論農業」の普及が前面に現れている。

（３）第 10 次農業開発計画と農業・協同組合省の政策

１）タイ農業の SWOT 分析

タクシン政権では、国は企業体であり首相はその CEO とみなす行政が行われた。そして各省は、あたかも企業のように、ビジョン、ミッション、ストラテジー、ゴールを公表し、その達成度を公表することが求められた。この方式は今でも続いている。

農業・協同組合省は、農業、水資源供給、灌漑、加工過程と農業生産その他の事柄を含んで、農民と協同組合システムの振興を管轄している。この権限に基づいて、農業開発計画の策定、生産振興、普及活動、農業統計、経済分析などを行っている。第 10 次農業開発計画（2006 年 10 月～2011 年 9 月）では、ビジネススクール流の SWOT 分析を用いて、タイの農業部門の現状評価を行っている（日本貿易振興機構輸出促進・農水産部農水産調査課（2008））。

まずタイ農業が内包する強み（Strengths）として、農業に適した自然条件、自立的農民、十分な国内生産と輸出力、食品・農産物の品質規格、公共及び民間の研究機関、農民の資金獲得機会の存在を挙げている。次に内包する弱み（Weaknesses）として、農民の生産能力が低いこと、付加価値をつけるための知識と資金が不足していること、IT システムの未整備、商業向け研究開発の不足、海外の資材・技術に依存した高コスト体質、農業開発における担当機関が複雑であること、労働力不足、資源・環境管理計画が不明確で持続性を欠くこと、農民収入の低下、法律・規則が古いこと、灌漑システムの不足と低い稼働率を列挙している。

一方、タイ農業の外部に存在する機会（Opportunities）として、外国との協定を結んで競争力をつけること、食品・農産物への需要の高まりによる市場拡大、需要の多様化、契約栽培による市場問題の解決と農民収入の確保、エネルギー代替策作物の重要性の高まり、天然資源と地方固有の知識による技術革新を挙げる。そして、外部の脅威（Threats）として、世界経済と国際農産物価格の不安定化、知的財産権法では地方特有の知恵を保護できていないこと、各国との合意事項に関する措置が農産物貿易の障害になっていること、自然災害、気候変動、疫病の流行による農業への悪影響を挙げている。

このように、自らの状況を客観的に整理したうえで、以下のビジョン、ミッション、ストラテジーを定めている。

２）農業協同組合省のビジョン・ミッション・ストラテジー・ゴール

農業・協同組合省の現行の農業開発計画（2007-2011 年）におけるビジョンは、「農家の自己充足と福祉を保護すること」である。そのビジョンの下で定められた、農業・協同組合省のミッションは、①農業技術を研究・開発し農家に移転する、②農業生産のためのインフラストラクチャーを開発する、③食品と農産物の規格を定め普及する、④農民組織を振興し、農民の自己充足と良い生活の質と職業の安定を支援する、と定められている。

このミッション達成のために、4 つの主要戦略（ストラテジー）とそのガイドラインも公表されている（第 21 表）。すなわち、①農民の能力形成と強化と農民の組織化、②農業の多様化

と農業生産物の価値創造，③農業資源の効果的なマネージメント，④行政の効率性の向上と良い統治である。

そして，農政の具体的目標（ゴール）として，①2011 年までに，貧困農家の数を 4%まで削減する，②少なくとも 4 分の 1 の農家が充足経済の哲学に基づいた農業を採用する，③農業における農薬への依存を削減する，④農業部門の成長率を少なくとも年率 3%に維持する，⑤食品と農産物の規格を定め普及する，の 5 項目を挙げている。

さて，ここで紹介した戦略には，二つの考え方が混在しているようにも見える。一つは経済の成長とグローバル化の流れに，いかにうまく適応し，農家がより多くの所得を得るのかを支援しようとする考え方である。これはタクシン元首相の「タンサマイ（時代についていく）」の考え方である。もう一つは，経済的利潤の追求よりも，足るを知る道徳の普及と必要な物資の安定的な確保こそを重視する，「足るを知る経済」の哲学である。次節では対照的な二つの事例を紹介し，政府による農業開発の実際について検討する。

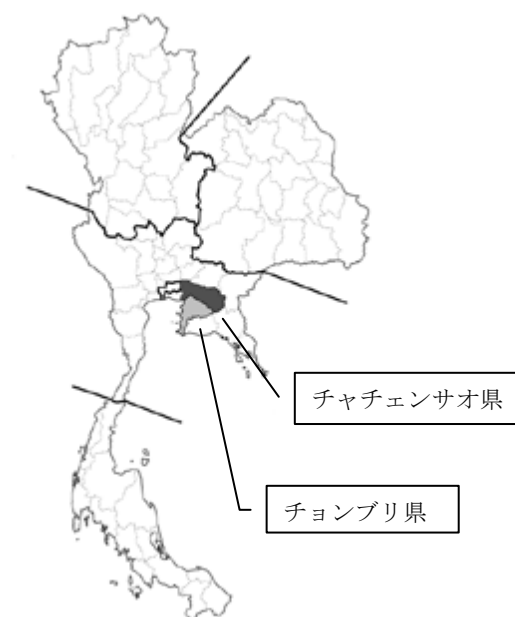
第 21 表 農業・協同組合省の戦略とガイドラインの要点

1. 農民の能力形成と強化と農民組織 足るを知る経済の哲学を普及する。 農民グループ，協同組合，農村企業を振興することにより農民の職業開発を行う。 土地配分と土地利用計画 農外所得を奨励する
2. 多様化と農業生産物の価値創造 生産性の向上 研究・開発の支援 付加価値化と価値創造 サプライチェーンとロジスティックスの改善による市場開発 国際貿易の促進
3. 農業資源の効果的なマネージメント 土地の回復と適切な利用 水資源の計画的なマネージメント 水産資源の持続可能な利用
4. 効率性の向上と良い統治 政府職員的能力形成 行政の透明化 分権化 構造調整

資料：農業・協同組合省ホームページより筆者作成。

（４）ケーススタディ：農業部門における政府の支援の二つの事例

ここでは、まずグローバル市場への積極的な適応例である生鮮マンゴーの輸出農家グループに対する政府支援の事例を紹介する。次に「新理論農業」の普及のために政府が小規模な農家を支援した事例を紹介する。



第9図 ケーススタディの場所

1) 生鮮マンゴー輸出のための農民の組織化（クラスター）

（i）農民グループの概要

タイ中央部のチャチェンサオ県(第9図)の生鮮マンゴー農家グループを2009年に訪問し、グループのリーダーであるマノ氏にインタビューをした。

この農民グループは、10年以上マンゴーの共同出荷をしているが、法的な資格を有していなかった。そこで、農業・協同組合省の農業普及局から、法人格を得ることを勧められた。そしてタクシン政権時代の2005年にコミュニティ・ビジネスを設立し、法人格を得た。設立の際、政府の支援により冷蔵倉庫を購入したが、法人として追加の資金借入は行わなかった。マノ氏はこのコミュニティ・ビジネスの理事長を務めている。

このグループ（コミュニティ・ビジネス）には約60の農家が参加しており、メンバーのマンゴーの総作付面積は5,000ライ（1ライは約0.16ha）に達する。生産する品種はナムドックマイ No. 4が多く、約60%を占める。その他には単収の高いラット種などがある。

7月から9月まではシーズンオフとなるが、ほぼ周年で出荷している。選果・包装施設はマノ氏の個人所有であり、出荷マンゴー1kgあたり1パーツの使用料を徴収している。また、輸

出には GAP の認証が必要であるため、袋かけは必須であり、台湾から輸入する袋の価格は 1 袋 1 バーツである。

このグループはタニヤマサイヤムトレード、サイヤムエクスポート、ティムフード の 3 つのマンゴー輸出業者に生産物を販売している。タニヤマサイヤムトレードは、殺虫のための蒸熱処理施設を所有しており、生鮮マンゴーの 30% を日本に輸出している。日本向け輸出の価格は 65 バーツ/kg である。そのほか、20 % を国内の市場へ 40 バーツ/kg で販売している。50 % は冷凍果実（アイスクリーム、ジュース、カットフルーツ用）として 30 バーツ/ kg でそれぞれ販売している。サイヤムエクスポートも蒸熱処理施設を有しており、生鮮品の輸出を扱っている。ティムフードは蒸熱施設を有さないために、加工用の冷凍マンゴーを出荷している。

これらの輸出業者はマンゴーの注文量を 2 日前に知らせてくる。価格は収穫前に決定される。マノ氏は業者から注文を受け、コミュニティ・ビジネスのメンバーに必要な出荷量を伝える役割を果たしている。マノ氏自身も 2,000 ライのマンゴー園を所有しているので、注文の変動に対しては自身の出荷量を調整して対応する。

輸出業者に出荷する前に選果を行い、箱に各生産者の認識表をつける。輸出業者は送られてきたマンゴーを、再度選果し基準を満たさない箱は送り返すという二重の品質チェックを行っている。

マンゴーの輸出は順調に拡大しており、有望な市場は日本、ベトナム、中国、インドネシアである。現在の課題となっているのは、農民への技術知識の普及とトレイサビリティシステムの構築である。

（ii）政府による支援と農家からの評価

前述のように、政府は、この農民グループを、法人格を持つコミュニティ・ビジネスとして組織することを勧めた。そして法人設立時には冷蔵倉庫の建設資金を援助した。農業普及局の地方事務所はマンゴーの GAP の責任者でもあり、農家と輸出業者、そして農業普及局の 3 者の協力関係はこの地域における一つの産業クラスターと言える。

これは、政府による商業的農業の奨励事例であり、また地方クラスター戦略（第 10 次 5 カ年計画（2006 年～2011 年）における農業・農村開発事業の一つでもありと考えられる。またタイにおける果実の蒸熱処理施設はもともと日本政府の援助で導入されたものである。したがって生鮮マンゴーの輸出拡大におけるタイ政府の役割は小さくない。

しかし、マンゴーの農民グループは冷蔵倉庫を援助されたものの、法人格取得によって可能となった借入までは行っていない。また政府は複数のマンゴー生産者グループの連合会の組織化も行っているが、マンゴー生産に関する情報の提供を除いては、この連合会は特段の組織的な活動はない。こうした事情から、調査事例では、政府による法人化や農民組織化の働きかけを、自身のビジネスにとって重要性の高いものとは評価していなかった。法人化はともかく、クラスターと称する政府による組織化はなくても、マンゴーの輸出ビジネスは十分拡大していたと考えている。

2) 小規模複合農業の実践例：新理論農業の振興

(i) 調査農家の概要と沿革

チョンブリ県（第9図）にある、新理論農業による小規模複合経営の事例を紹介する。経営主であるソンバット氏は所有する土地のうち、8 ライを果物と野菜生産にあて、3 ライを水田、3 ライを池（ティラピア、コイ、ナマズ）、3 ライを、土壌流出を防ぐための草地として利用している。水牛を1頭飼っているが、耕作には使役せず、農地の耕作には、賃貸のハンドトラクターを利用している（賃料は1日あたり200 バーツ）。

生産する米の3分の1はジャスミンライスで、残りの3分の2はチャイナと呼ばれる品種である。自家消費はそのうち半分ほどである。その他、野菜ではカンクーンを約20 バーツ/kg、果実ではココナツを OTOP 市場で約15 B/ 個（OTOP 市場以外の地場市場では約3 バーツ/ 個）で販売している。またトウモロコシは約15 バーツ/ 本、調理したものは約30 バーツ/本で販売している。現在の収入は夫婦をあわせて、1日350 バーツになるという。その他、生物肥料を生産し OTOP の4つ星を受けている。夫人もハーブの加工ジュースを OTOP 商品として販売している。

新理論農業では、第1段階で自給を達成し、第2段階で農民を組織化し、第3段階でさらに民間企業とのネットワークを考えるとされる。OTOP での肥料やジュースの販売などはすでに民間企業との関係を有しており、このソンバット氏の経営は第3段階にあるといえる。

ソンバット氏は軍役とホテル勤務を経験した後、30年前に、自己資金で200 ライの農地を購入して、農業を始めた。購入した土地は砂状土であり、キャッサバを栽培したが上手く行かず止めて、故郷である現在の村に帰り大工となった。この失敗の後、改めて17 ライの農地を購入し、果実、野菜、販売用の土地利用作物からなる複合農業を開始した。そして非灌漑地域であったため、自ら灌漑用の池を建設して利用していた。つまり新理論農業が紹介される以前から、そのモデルと似た複合農業を実践していたことになる。そして野菜の生産・販売が成功したことから1995年に農業に専従することとなった。

(ii) 政府による支援と農家からの評価

ソンバット氏が専業農家になった後の1996年に、農業協同組合省の農業局が新理論農業の普及を始めた。農業局の県事務所がこの地域で160の農家を集めてこの普及プロジェクトに参加させた。そして、この160農家のうちソンバット氏のみが1年間の農場の会計記録を継続することができた。その後、同じ村の中で11農家が新理論農業の実践を始めた。そして農業局が、ソンバット氏にこの11戸からなる農家を組織するように勧めた。発足当初、グループの参加農家は、各戸5,000 バーツの資金援助を受けた。

現在12戸の農家が新理論農業に参加しており、彼は自宅の施設で自身の農法を教授している。そしてソンバット氏は村のリーダーにも選ばれ、自らの3ライの草地使って土壌流出対策の指導をしている。これまでにベトナムやアジア工科大学（AIT）からも調査訪問を受けたとのことである。

ソンバット氏によると新理論農業のモデルは、自分の行っていた農業とほぼ同じであり、全く違和感はなかったという。そして自身の経営の成功に関しては、経営記録を継続的に記帳することが、他の人には難しかったということを強調している。

3) 考察

ここでは性格を異にする二つのタイプの農業経営に対する政府支援の実情をを紹介した。

輸出マンゴークラスターの事例は、具体的には一定範囲の地域の中でのマンゴー産業の関係者の間での協力関係を意味している。行政が主導してクラスター組織を作ったが、実際の活動は限られている。また地方自治体はこうした活動に関与していない。クラスター政策はタクシン政権時代に導入されたが、生鮮マンゴー輸出のビジネスネットワーク自体は、クラスターが強調される以前から存在していた。このマンゴー産業の自立的な状況を見るかぎり、今後、政府の支援策が変更されたとしても、この地域のマンゴー輸出産業は発展を続けることができると考えられる。

一方、小規模複合農業の事例においては、「新理論農業」がモデル化しているように、小規模な灌漑池を作ることで、自給的かつ多角的な農業を行ったことが、農家の経営的な成功にとって決定的に重要であった。また、経営主であるソンバット氏のパーソナリティも、経営記録の記帳を一年間継続できるなど、新理論農業が強調する小欲で勤勉な徳性とよく合致しているように見られた。

農業・協同組合省のストラテジー（第 21 表）に照らしてみると、ここで紹介した二つの政府支援の事例は、いずれも「農民の能力形成の強化と農民組織化」に対応している。

生鮮マンゴー輸出の事例では、政府が農民の組織化を進め産業クラスターを形成している。そしてガイドラインでいえば、「農民グループ、協同組合、農村企業を振興することにより農民の職業開発を行う」に対応している。

小規模複合農業の事例では、新理論農業の示すような、段階的な農業開発が実現している。これはガイドラインの一つ「足るを知る経済の哲学を普及する」に対応しており、また、第 21 表には書かれていないが、この「足るを知る経済の哲学を普及する」に関連した、「会計簿についての知識の普及」や「充足経済学習センター」といった活動にも対応している。

以上、前者は変化する市場に適応していくことで、より豊かになりたいという農民の願望を、積極的に支援する政策である。一方、後者は保守的ではあるが、急激な市場環境の変化への対応を求められる農民に対して、代替的な選択肢を提示し、社会の安定に資しているものである。急速なグローバリゼーションに直面するタイにおいて、相異なるように見える「タンサマイ（時代についていく）」という発想と、「足るを知る経済」の哲学が、ともに農業政策の中に位置づけられ、農民への支援策として、それぞれ実施されていることは興味深い。

4. FTA 交渉の動向

(1) 貿易交渉のスタンス

タクシン政権時代には、タイを東南アジアにおける通商の中心にするという目標がかかげられ、ASEAN 諸国と他地域との FTA のハブとなることが志向された。そして実際の交渉では合意の難しい事項は先送りしながら、「FTA 枠組み合意」や「アーリーハーベスト」といった成果を早く得るという姿勢が採られた。その結果、日本、オーストラリア、ニュージーランドとの FTA や、ASEAN+1 のアーリーハーベストとして中国との野菜・果実の関税撤廃などが実現された。しかし 2006 年のクーデターにより、継続していた 2 国間ベースでの FTA 交渉の多くは中断してしまった。2008 年に発足したサマック政権は、対外関係の強化を目指す姿勢を見せたが、2008 年以降、タイの政治情勢がさらに混乱していることもあり、2 国間の FTA 交渉は中断している。今後、政権が安定化すれば、FTA 交渉も再び活発化する可能性もある。

このように 2 国間ベースの FTA 締結の動きは停滞しているが、ASEAN をハブとした ASEAN+1 の地域協定の体制が 2010 年 1 月に大幅に進展することで、タイの通商環境は大きく変化している。

なお、WTO 交渉においては、タイは基本的に貿易自由化に賛成する立場であるが、自由化を積極的に主導する姿勢は今のところっていない。途上国グループである G20 の主張に従っているようである。またタイはケアンズグループのメンバーでもある。ケアンズグループはウルグアイラウンドにおいて積極的な自由化を求めたが、これには、オーストラリアやニュージーランドが果たしたリーダーシップが大きかったとされる。WTO 交渉においては、途上国も、より大きな貿易自由化の義務を負う可能性があることから、多様なメンバーからなるケアンズグループは、グループとしての一致した行動は制限され、影響力を低下させていると見られる。

(2) FTA 締結の状況

ここでは主に日本貿易振興機構（2009）に基づいて、タイの FTA 締結の状況を整理する。2 国間の自由貿易協定のうち、発効済みのものは、オーストラリア、ニュージーランド、日本との間の 3 つがある。また中国とのアーリーハーベストがある。また ASEAN による地域間の貿易協定で発効済みのものには、CEPT(AFTA) , ASEAN と中国, ASEAN とオーストラリアとニュージーランド, ASEAN と韓国, ASEAN とインド, ASEAN と日本の FTA がある。このほか締結済みの FTA や交渉中のものが多い。以下、順に簡単に紹介する(第 22 表参照)。

1) 2 国間で発効済みの協定

(i) タイ・豪州自由貿易協定 (2005 年 1 月発効)

豪州側は発効後、全品目の 83%の関税を即時撤廃し、残りの 13%を 2010 年までに、4%を 2015 年までに段階的に撤廃する。タイ側は全品目の 50%の関税を即時撤廃し、残りの 45%を 2010 年までに、鉄鋼製品や酪農品などセンシティブ品目は 2025 年までに段階的に撤廃する。豪州はタイの乗用車の最大輸出先であり、発効後タイの対オーストラリア輸出は急増した。

(ii) タイ・ニュージーランド経済緊密化協定 (2005 年 7 月発効)

物品・サービス貿易に加え、投資、知的財産権なども含む包括的な内容のものである。タイ側は発効時に 54%の品目について関税を即時撤廃し、2010 年までに 1,961 品目を追加で撤廃する。センシティブ品目のうち、520 品目は 2015 年までに撤廃する。一方、牛乳、バターなど特に保護が必要な 23 品目に関しては、2020 年までに関税撤廃先送りとされる。ニュージーランド側は、発効と同時に品目総数約 8 割の関税を撤廃した。

(iii) 日本・タイ経済連携協定 (2007 年 11 月発効)

物品貿易では、日本側は輸入額の 92%を無税化し、マンゴーなど一部の熱帯果実やエビ・エビ調製品の輸入関税を即時撤廃した。タイ側は輸入額の 97%を無税化した。そして鉄鋼は 10 年以内に関税撤廃、自動車も関税削減を続け 2009 年に再協議開始、自動車部品は 5 年後に関税撤廃する等が合意されている。

(iv) ASEAN・中国包括的経済協力枠組協定のアーリーハーベストプログラムの下でのタイ・中国早期関税撤廃協定 (2003 年 10 月発効)

ASEAN・中国包括的経済協力枠組協定 (2002 年 11 月) に基づき先行実施されたもので、野菜・果物 (HS07~08 類) の関税を先行撤廃した。この結果、ニンニクなど中国からの野菜輸入が急増したのに対し、タイの熱帯果物の対中国輸出が伸びないことについて、中国側の非関税障壁を問題視する声があるとされる。

2) 発効済みの地域間協定

これには AFTA と ASEAN+1 の枠組みによるものがある。

(i) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)形成のための共通効果特惠関税 (CEPT)協定 (1993 年 1 月発効)

CEPT は、ASEAN 域内の関税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指している。ASEAN 製品を順次、CEPT 適用品目リストに組み込み、一定期間内に関税引き下げを完了させる。先行の ASEAN6 は 2010 年に、新規加盟 4 カ国は 2015 年に域内関税を撤廃の予定である。

先行 ASEAN 加盟 6 カ国については、1993 年 1 月に段階的に削減を開始、2003 年 1 月に域内関税は、一部の例外品目を除いて 5%以下に引き下げ済みである。新規加盟の 4 カ国は域内関税の 5%以下への引き下げ目標期限には猶予があり、ベトナム 2006 年、ラオス、ミャンマー 2008 年、カンボジア 2010 年とされている。統合優先分野の関税撤廃は、各国とも 3 年前倒

して実施される予定である。

AFTA のタイにおける影響は産業ごとに異なるが、影響の大きい自動車及び自動車部品では、ASEAN 域内での部品相互補完などの事業再編が進められている。タイからは自動車関連の域内輸出の増大が顕著である。

次に、ASEAN+1 の枠組みで行われている FTA には以下のものがある。

(ii) 日・ASEAN 包括的経済連携協定 (2009 年 6 月)

2007 年 11 月に交渉が妥結し、2008 年 4 月には ASEAN10 カ国と日本により署名された。2008 年 12 月 1 日に日本とシンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオスの間で発効し、その後ブルネイ、マレーシアとの間で発効した。タイは 2009 年 6 月 1 日に、カンボジアは同年 12 月 1 日に発効した。

(iii) ASEAN・韓国自由貿易協定 (2010 年 1 月発効)

双方は原則として 2010 年までに輸入の 90%にあたる品目について、関税を撤廃する。2016 年までには残りの 7% (センシティブ品目) について関税を 0~5%に引き下げ、残りの 3% (高度センシティブ品目) については、当該品目に対する各国の状況を考慮して除外するとしている。

(iv) ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定 (2010 年 1 月発効)

約 5 千の交易品目のうち、71%の品目について 2013 年までに関税を撤廃し、9%を 2016 年までに撤廃する。関税撤廃の除外品目は 489 品目で、そのうち農業関連が 302 品目を占める。ラオスやカンボジアなど ASEAN の後発加盟 4 カ国には 5 年間の猶予がもうけられた。

(v) ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易地域 (AANZFTA) (2010 年 1 月発効)

初の地域同士 (ASEAN と CER) の FTA として発効した。豪州とニュージーランドに対し、ASEAN のブルネイ、ミャンマー、マレーシア、フィリッピン、シンガポール、ベトナムですでに発効している。残るインドネシア、カンボジア、ラオス、タイとの間でも早期批准が期待されている。

(vi) ASEAN・中国自由貿易協定 (2005 年 7 月物品貿易協定発効。2007 年 7 月サービス貿易協定発効。投資協定交渉中)

2002 年 11 月に締結した「包括的経済協力枠組協定」により、アーリーハーベスト措置 (特定品目の関税率の先行引き下げ措置) として農産品 8 分野の関税引き下げを 2004 年 1 月開始、現在までに農産品の関税は撤廃されている。物品貿易協定では、2005 年 7 月から関税引き下げを開始、中国と ASEAN 先行加盟 6 カ国は物品貿易の 90%について 2010 年 (ASEAN 新規加盟 4 カ国は 2015 年) までに関税を撤廃する。センシティブ品目は、400 品目以内でかつ総輸入の 10%以内。高度センシティブ品目は、センシティブ品目の 40%もしくは 100 品目のいずれか少ない方を指定可能としている。

3) 締結済みの協定

すでに締結しているものには、以下3つがある。これらはアーリーハーベストなどで合意しているが、実際には未実施であり、まだ交渉中である。

(i) タイ・バーレーン経済緊密化パートナーシップに関する枠組み協定

2002年12月調印しているが、合意された626品目のアーリーハーベストは未実施である。湾岸協力会議（GCC）メンバーであるバーレーンは、GCCでのFTA交渉を優先させるため、タイとの自由貿易交渉は中断している。

(ii) タイ・ペルー経済緊密化パートナーシップに関する枠組み協定

2003年10月調印し、2006年7月からアーリーハーベストを実施する予定であったが、現在未実施であり、交渉は一時停止中である。

(iii) ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ（BIMSTEC）

BIMSTEC加盟国でFTA枠組み協定を締結し、2006年7月から関税引下げ開始予定であったが、タイやバングラデシュなどとの間で交渉が難航し、現在も交渉継続中である。参加国はバングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイである。

4) 交渉中の協定

交渉は開始したが締結には至っていないもの、あるいは交渉開始合意の段階あるものとして、以下のものがある。

(i) タイ・EFTA自由貿易協定

2005年10月に交渉開始したが、タイのクーデター以降、交渉は停止中である。参加国はタイとEFTA加盟国（スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランド）である。

(ii) タイ・インド自由貿易協定枠組み協定

アーリーハーベストについては2004年9月発効しており、現在、サービス貿易や投資なども含む本協定締結に向けて交渉継続中である。なお発効後、対象品目の貿易動向では、タイからインド向けの輸出が拡大し、インド側の対タイ向け貿易収支が悪化している。

(iii) タイ・米国自由貿易協定

2004年6月に交渉を開始したが、タイのクーデターの後、米国側が暫定政権とは交渉を行わないことを表明したため、交渉は中断中である。米国とのFTAについては、タイ国内で農産品やサービス分野、医薬品などに関わる知的所有権などで、国内産業への負の影響を懸念する声がある。2009年1月に米国の政権交代があったこともあり、交渉が進展する気配はない。また、米国の大統領貿易促進権限（Trade Promotion Authority）が失効（2007年6月末）していることから、締結されても米議会の批准は難航すると見られる。

(iv) ASEAN・EU自由貿易協定

2006年10月発表のEUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」で交渉優先国としてあげられ、2007年5月に交渉を開始した。しかし、ミャンマーの人権問題などが障害となり交渉が難航している。

(v) ASEAN・米国自由貿易協定

2002 年 10 月にブッシュ大統領が発表した米国と ASEAN 諸国との FTA 構想である「ASEAN エンタープライズ計画 (Enterprise for ASEAN Initiative, EAI)」によるものである。米国と貿易投資枠組協定を締結していること及び、WTO 加盟国であることを前提条件に、二国間で交渉を進めるアプローチがとられた。

タイと米国は FTA 交渉を開始した。その他の ASEAN 諸国では、インドネシアとフィリピンが交渉の対象国となっている。しかし、米国の政権交代後、交渉は進展していないとされる。

(vi) タイ・パキスタン自由貿易協定

2005 年 5 月に共同研究を開始することに合意している。

5) 政府間予備協議など

その他、予備協議段階のものとして以下の 3 つがある。

(i) アジア大洋州自由貿易地域 (FTAAP) 構想

APEC 参加エコノミーによる自由貿易協定構想である。2004 年 APEC ビジネス諮問委員会で提唱され、2006 年 11 月ハノイ首脳会議で同地域の経済統合促進方法などの研究が開始され、2008 年 11 月 APEC 首脳会議にて、作業の進展報告がなされた。

(ii) 東アジア自由貿易協定 (EAFTA, ASEAN+3) 構想

2001 年 11 月の東アジアビジョングループ報告書での提言が端緒であり、2004 年 11 月の ASEAN+3 経済相会議において、中国が EAFTA 実現可能性に関する民間専門家会合の開催を提案し合意に至った。

2005 年 4 月から民間専門家会合が開始された。2006 年 8 月の ASEAN+3 経済相会議で報告された研究結果は、韓国の主導により、ASEAN+3 首脳会議の場で報告され、フェーズ II 研究会合開催が了承された。

(iii) 東アジア包括的経済連携協定 (CEPEA, ASEAN+6) 構想

ASEAN+6 (日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド) による構想。

2006 年 4 月にわが国の経済産業省が発表したグローバル経済戦略の中で打ち出されたもの。2006 年 8 月の ASEAN+3 経済相会議で日本が提案したトラック 2 の民間専門家会合が賛同され、2007 年 1 月に開催された東アジアサミットで、民間研究会合の開始が合意された。

第 22 表 タイをめぐる FTA 締結の動向

分類	加盟国・地域	名称	形態	段階	
発効済	2国間協定	タイ、オーストラリア	タイ・豪州自由貿易協定（TAFTA）	自由貿易協定	2005年1月発効
		タイ、ニュージーランド	タイ・ニュージーランド経済緊密化協定（TNZCEP）	自由貿易協定	2005年7月発効
		タイ、日本	日本・タイ経済連携協定（JTEPA）	自由貿易協定	2007年11月発効
	地域協定	タイ、中国	中国・ASEAN包括的経済協力枠組協定のアーリーハーベストプログラムの下でのタイ・中国早期関税撤廃協定	自由貿易協定	2005年7月発効
		ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）	自由貿易協定	豪州、ニュージーランドとASEANのうち6カ国で2010年1月発効。タイは年内に発効される見込み。
		ASEAN、中国	中国・アセアン自由貿易協定	自由貿易協定	2005年7月物品貿易協定、2007年7月サービス貿易協定発効、2010年1月投資協定発効
		ASEAN、インド	ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定	自由貿易協定	2010年1月発効
		ASEAN、日本	日本・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）	自由貿易協定	タイとの間では、2009年6月発効
		ASEAN、韓国	韓国アセアン自由貿易協定（AKFTA）	自由貿易協定	タイとの間では2010年1月発効
		ASEAN10カ国	ASEAN自由貿易地域（AFTA）形成のための共通効果特惠関税協定（CEPT）	自由貿易協定	1993年1月発効。2010年1月までに先行6カ国で域内関税撤廃
締結済	タイ、バーレーン	タイ・バーレーン経済緊密化パートナーシップに関する枠組協定	自由貿易協定	2002年12月調印したが、アーリーハーベストは未実施。	
	タイ、ペルー	タイ・バーレーン経済緊密化パートナーシップに関する枠組協定	自由貿易協定	2002年12月調印したが、その後交渉中断中。	
	バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ	ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ（BIMSTEC）	自由貿易協定	2004年2月調印するも、現在、交渉継続中。	
交渉中	タイ、EFTA	タイ・EFTA自由貿易協定	自由貿易協定	クーデター以降中断中	
	タイ、インド	タイ・インド自由貿易協定枠組協定	自由貿易協定	2004年9月にアーリーハーベストが発効	
	米国、タイ	米国・タイ自由貿易協定	自由貿易協定	クーデター以降中断中	
	ASEAN、EU	ASEAN・EU自由貿易協定	自由貿易協定	2007年5月交渉開始	
	ASEAN、米国	ASEAN・米国自由貿易協定	自由貿易協定	タイと米国間では2002年10月の計画により交渉開始	
	タイ、パキスタン	タイ、パキスタン自由貿易協定	自由貿易協定	共同研究会設立合意	
政府間予備協議など	APECエコノミー	アジア太平洋自由貿易地域（FTAAP）構想	自由貿易協定	事前研究中	
	日本、中国、韓国、ASEAN	東アジア自由貿易協定（EAFTA、ASEAN＋3）構想	自由貿易協定	民間研究中	
	日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、ASEAN	東アジア包括的経済連携協定（CEPEA、ASEAN＋6）構想	自由貿易協定	民間研究中	

資料：筆者作成。

おわりに

以下に本稿で記述した内容を簡単にまとめておく。

タイでは政治の民主化過程が進む中で、選挙で選ばれる首相に強い権限を与える憲法が成立する。その憲法の下で登場したタクシン政権は、国家を一つの企業体、自らをその最高執行責任者（CEO）と位置づけて旧来の統治機構の大幅な改革に取り組んだ。

タクシン政権は、農村基金、30 パーツ医療制度などの政策を打ち出し、国家が農業・農村分野に大胆に注力する姿勢を見せた（デュアルトラックポリシー）。2006 年のクーデター後、タイの政治は混乱を続け、その帰趨は不透明であるが、現在のアピシット政権でもタクシン時代の残した農業政策の多くは、名称を変え、あるいは拡充しながら引き継がれている。選挙による政治の民主化が進んだ今日、一度導入された再配分的政策を継続することは、政権を維持するために、現政権にとっても必要になっていると考えられる。こうした事情から、農業・農村分野への支援を強化するという農政の方向性は、当面のところは変わらないと考えられる。

2009 年には農家所得保証政策が導入された。これも、旧来の価格支持政策よりもより少ない財政負担で、農家への支援を行うことが主目的であると理解される。また、現在の農業開発計画では、国王の「足を知る経済」の哲学に基づいて、小規模複合農業の実践を唱える新理論農業の普及が前面に出されている。これは、農家の経済的自足を確実にさせ、その後、順を追いながら安定的に市場経済に適応していくことを導こうとするものである。つまり持続的生産を重視しながらも、あくまで長期的には市場経済に適応していくことを目指しているのである。したがって、これまで市場需要にダイナミックに反応してきたタイ農業の基本的性格は継続していくとみられる。

農業生産の分野では、多くの土地利用型の作目で土地生産性の向上が観察される。これは、粗放的な生産方法がその特徴であったタイ農業が、肥料の投入を増やすなど高投入型の農業に変化していることを意味する。今後は農業生産による環境への影響が拡大することが注視される。

タクシン政権は、積極的に FTA を締結するという通商戦略が顕著であった。しかし 2006 年のクーデターとその後の政治的混乱により、タイ独自の FTA 交渉の動きはほぼ中断している。一方、2010 年 1 月からは ASEAN+1 の枠組みによる自由貿易圏が拡大し、アジアの通商の枠組みが大きく変化している。そのため、今後、タイが独自の FTA を締結し、タクシン時代のように ASEAN 諸国のなかでのハブとなることを目指す可能性は弱まっていると考えられる。

参考文献

1. アジア経済研究所（各年版），『アジア動向年報』，アジア経済研究所。
2. 日本貿易振興機構輸出促進・農水産部農水産調査課（2008），『平成 19 年度 食品規制実態調査 タイの農業政策，農業の現状と周辺国を巡る動き』，日本貿易振興機構。
3. 日本貿易振興機構海外調査部国際経済研究課（2009），『世界と日本の主要な FTA 一覧』
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000039/05001661.pdf> （2010 年 1 月 19 日アクセス）
4. 日本タイ学会編（2009），『タイ事典』，めこん。
5. 農畜産業振興機構（2009），「タイのキャッサバをめぐる事情 ―担保融資制度から価格保証制度へ―」
<http://www.alic.go.jp/starch/world/country/200912-01.html>，（2009 年 1 月 19 日アクセス）
6. 農林漁業金融公庫（2006），『タイの農業と農村金融 2006 年版』
http://www.afc.jfc.go.jp/information/investigate/international/pdf/01_01Thailand.pdf（2009 年 12 月アクセス）
7. 末廣昭（1993）『タイ 開発と民主主義』，岩波新書。
8. 末廣昭（2009）『タイ 中進国の模索』，岩波新書。
9. 重富真一（2006），「第 5 章 タイ ―世界市場に依存した農業発展―」，重富真一編『グローバリゼーションと途上国農村市場の変化 ―統計的概観―』 調査研究報告書，95-117 ページ，アジア経済研究所。
10. 恒石隆雄（2007），「セタキット・ポーピアン(充足経済)」 海外研究員レポート，アジア経済研究所
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/200703_tsuneishi.pdf
11. 財団法人地方自治体国際化協会（2004），『ASEAN 諸国の地方行政』，
<http://www.clair.org.sg/j/newsletter/asean.pdf>，（2010 年 1 月 18 日アクセス）
12. 在タイ日本国大使館（2009），『タイ国の農業情勢』。

英語

1. Bangkok Post, “ASEAN free trade accord may lead to black market rice”, 3 January, 2010.
2. Bureau of the Budget （タイ予算局）（2009），Thailand’s Budget in Brief Fiscal Year 2009
3. Slayton, Tom (2009), “Rice Crisis Forensics: How Asian Governments Carelessly Set the World Rice Market on Fire”, Working Paper Number 163, The Center for Global Development.
<http://www.cgdev.org/content/publications/detail/1421260/> （2010年1月15日アクセス）
4. The Nation, “Korbsak resigns, gets ready for his new role”, January 12, 2010.
5. Titapiwatanakun, Boonjit (2010), “Transformation of recent agricultural policies in selected APO countries: Price insurance program for agricultural products in Thailand”, Paper presented at “Workshop for Research on Agricultural Policies in Asia”, 19-21 January 2010, APO, Tokyo.
6. USDA/FAS（アメリカ農務省海外農業局）（2009a）, “Price Insurance Starts to Replace Mortgage Scheme”, GRAIN Report, Number TH9161, <http://gain.fas.usda.gov/>
7. USDA/FAS（アメリカ農務省海外農業局）（2009b）, “Bangkok Newsletter - November 2009”, GRAIN Report, Number TH9163, <http://gain.fas.usda.gov/>

タイ語

1. กรมเจรจาการค้าระหว่างประเทศ (国際交渉局) (2009), ความคืบหน้าการเจรจาการค้าเสรีระหว่าง กันยายน 2552 (国際貿易交渉の進展, 2009年), http://www.thaifita.com/ThaiFTA/Portals/0/ftaprogram_dec52.pdf, (2010年1月19日アクセス)
2. ของกระทรวงเกษตรและสหกรณ์โดย (農業・協同組合省) (2009), การขับเคลื่อนนโยบายพัฒนาการเกษตร (農業政策の流れ)
http://www.oae.go.th/download/download_hot/policy%20development.ppt (2010年1月19日アクセス)

統計

1. ข้อมูลพื้นฐาน เศรษฐกิจการเกษตร (基礎データ 農業経済)
2. สถิติการเกษตรของประเทศไทย (タイ農業統計)
3. สถิติการค้าการนำเข้าส่งออกเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ農産物貿易統計)

関連ホームページ

在タイ日本国大使館 <http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>

ASEAN 事務局 <http://www.aseansec.org/>

タイ国エネルギー省代替エネルギー開発と効率性局 <http://www.dede.go.th/dede/>

タイ国農業・協同組合省 <http://www.moac.go.th/>

タイ国農業・協同組合省農業経済局 <http://www.oae.go.th/>

タイ国商務省 <http://www.moc.go.th/>

タイ国商務省国内取引局 <http://www.dit.go.th/>

タイ国商務省国際交渉局 <http://www.dtn.go.th/>

タイ国国家経済社会開発委員会 <http://www.nesdb.go.th/>

タイ国銀行 <http://www.bot.or.th/>

付表 1 ASEAN 諸国の 1 人あたり GDP (US ドル) の推移

年	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1960		117			300		247	395	100	
1961		116			288		260	438	106	
1962		116			293		153	430	113	
1963		125			303		164	472	117	
1964		131			314		172	464	124	
1965	1, 113	141			335		183	512	136	
1966	1, 236	145			347		196	561	159	
1967	1, 234	148	55		350		203	619	165	
1968	1, 361	160	67		356		220	701	173	
1969	1, 302	144	77		383		237	803	185	
1970	1, 381	104	82		394		183	914	191	
1971	1, 456	138	82		406		197	1, 061	193	
1972	1, 910	71	94		470		207	1, 354	209	
1973	2, 925	98	136		697		253	1, 903	268	
1974	6, 954	82	210		844		337	2, 320	332	
1975	7, 266		242		807		354	2, 506	352	
1976	8, 507		289		937		396	2, 587	393	
1977	9, 969		348		1, 089		443	2, 830	447	
1978	10, 766		382		1, 269		498	3, 333	531	
1979	15, 012		379		1, 608		587	3, 962	592	
1980	25, 534		526		1, 812		674	4, 859	685	
1981	21, 930		611		1, 805		721	5, 489	721	
1982	20, 800		614		1, 886		731	5, 777	740	
1983	18, 232		543		2, 067		636	6, 496	793	
1984	17, 444		547	494	2, 267		586	6, 891	811	
1985	15, 801		536	647	2, 027		558	6, 485	740	239
1986	10, 282		482	473	1, 751		529	6, 589	806	437
1987	11, 671		449	281	1, 938		573	7, 413	930	594
1988	11, 081		516	151	2, 062		637	8, 932	1, 119	402
1989	11, 950		580	175	2, 207		699	10, 275	1, 292	97
1990	13, 699		642	206	2, 432		710	12, 091	1, 506	98
1991	14, 002		707	238	2, 642		710	13, 768	1, 710	142
1992	15, 386		755	254	3, 099		810	15, 388	1, 915	143
1993	14, 686		844	291	3, 417		812	17, 552	2, 122	187
1994	14, 228		931	329	3, 709		936	20, 672	2, 426	227
1995	16, 049	284	1, 049	367	4, 314		1, 059	23, 916	2, 792	284
1996	16, 903	301	1, 163	380	4, 774		1, 159	25, 214	2, 997	332
1997	16, 751	308	1, 089	346	4, 623		1, 127	25, 255	2, 473	356
1998	12, 743	281	475	247	3, 249		874	20, 982	1, 822	356
1999	14, 126	288	688	275	3, 479		1, 000	20, 868	1, 979	370
2000	17, 996	293	800	321	4, 030		977	23, 019	1, 968	402
2001	16, 405	307	768	321	3, 903		899	20, 700	1, 834	415
2002	16, 721	317	924	327	4, 157		951	21, 152	1, 991	440
2003	18, 339	350	1, 094	378	4, 457		967	22, 651	2, 211	480
2004	21, 527	402	1, 180	434	4, 952		1, 036	26, 319	2, 472	553
2005	25, 497	463	1, 296	470	5, 378		1, 156	28, 352	2, 544	635
2006	30, 032	514	1, 635	601	5, 989		1, 349	31, 621	2, 987	711
2007		578	1, 914	706	7, 033		1, 624	36, 384	3, 533	806
2008		651	2, 254	837	7, 221		1, 847	37, 597	3, 869	1, 052

資料 : World Bank, World Development Indicators.

付表2 ASEAN 諸国の名目 GDP 成長率 (%) の推移

年	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1960										
1961			6.1		7.6	0.5	5.6	13.8	5.4	
1962			1.9		6.4	4.1	4.8	0.0	7.6	
1963			-2.3		7.3	13.3	7.1	8.9	8.0	
1964			3.5		5.4	-5.9	3.4	0.6	6.8	
1965			0.9		7.7		5.3	11.7	8.2	
1966			2.9		7.8	-4.9	4.4	10.8	11.1	
1967			1.1		3.9	-5.9	5.3	12.2	8.6	
1968			12.0		8.0	12.1	4.9	13.6	8.1	
1969			7.5		4.9	3.3	4.7	13.6	6.6	
1970			8.2		6.0	5.0	3.8	13.7	11.4	
1971			7.0		5.8	4.1	5.4	12.0	4.9	
1972			7.9		9.4	2.4	5.4	13.4	4.3	
1973			9.8		11.7	-1.0	8.9	11.1	10.2	
1974			8.3		8.3	5.3	3.6	6.1	4.5	
1975	0.4		6.2		0.8	4.2	5.6	3.1	5.0	
1976	20.2		6.0		11.6	6.1	8.8	7.1	9.3	
1977	10.9		8.6		7.8	6.0	5.6	7.8	9.8	
1978	6.8		9.2		6.7	6.5	5.2	8.5	10.3	
1979	22.6		7.1		9.3	5.2	5.6	9.4	5.4	
1980	-7.0		8.7		7.4	7.9	5.1	9.7	5.2	
1981	-19.8		8.1		6.9	6.4	3.4	9.7	5.9	
1982	4.0		1.1		5.9	5.6	3.6	7.1	5.4	
1983	0.5		8.4		6.3	4.4	1.9	8.5	5.6	
1984	0.6		7.2		7.8	4.9	-7.3	8.3	5.8	
1985	-1.5		3.5	5.0	-1.1	2.9	-7.3	-1.4	4.6	3.8
1986	-2.7		6.0	4.8	1.2	-1.1	3.4	2.1	5.5	2.8
1987	2.0		5.3	-1.4	5.4	-4.0	4.3	9.8	9.5	3.6
1988	1.1		6.4	-2.1	9.9	-11.4	6.8	11.5	13.3	5.1
1989	-1.1		9.1	14.2	9.1	3.7	6.2	10.0	12.2	7.4
1990	1.1		9.0	6.7	9.0	2.8	3.0	9.2	11.2	5.1
1991	3.1		8.9	4.3	9.5	-0.7	-0.6	6.6	8.6	6.0
1992	4.8		7.2	5.6	8.9	9.7	0.3	6.3	8.1	8.6
1993	0.3		7.3	5.9	9.9	6.0	2.1	11.7	8.3	8.1
1994	3.1	9.1	7.5	8.2	9.2	7.5	4.4	11.6	9.0	8.8
1995	4.5	6.4	8.4	7.0	9.8	6.9	4.7	8.2	9.2	9.5
1996	2.9	5.4	7.6	6.9	10.0	6.4	5.8	7.8	5.9	9.3
1997	-1.5	5.6	4.7	6.9	7.3	5.7	5.2	8.3	-1.4	8.2
1998	-0.6	5.0	-13.1	4.0	-7.4	5.9	-0.6	-1.4	-10.5	5.8
1999	3.1	11.9	0.8	7.3	6.1	10.9	3.4	7.2	4.4	4.8
2000	2.8	8.8	4.9	5.8	8.9	13.7	6.0	10.1	4.8	6.8
2001	2.7	8.0	3.6	5.8	0.5	11.3	1.8	-2.4	2.2	6.9
2002	3.9	6.7	4.5	5.9	5.4	12.0	4.4	4.2	5.3	7.1
2003	2.9	8.5	4.8	6.1	5.8	13.8	4.9	3.5	7.1	7.3
2004	0.5	10.3	5.0	6.4	6.8	13.6	6.4	9.6	6.3	7.8
2005	0.4	13.3	5.7	7.1	5.3	13.6	5.0	7.3	4.6	8.4
2006	4.4	10.8	5.5	8.1	5.8	12.7	5.3	8.4	5.2	8.2
2007	0.6	10.2	6.3	7.9	6.3		7.1	7.8	4.9	8.5
2008		5.2	6.1	7.5	4.6		3.8	1.1	2.6	6.1

資料 : World Bank, World Development Indicators.

付表 3 ASEAN 諸国の消費者物価指数の推移 (1995 年=100)

年	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1960			0.0		30.9	2.8	2.6	33.8	16.2	
1961			0.0		30.8	2.8	2.7	33.9	17.4	
1962			0.0		30.9	2.8	2.8	34.0	18.1	
1963			0.0		31.8	2.7	3.0	34.8	18.1	
1964			0.0		31.7	2.7	3.2	35.4	17.9	
1965			0.1		31.7	3.1	3.3	35.5	18.0	
1966			1.0		32.0	3.9	3.5	36.2	18.7	
1967			2.0		33.4	4.0	3.7	37.4	19.5	
1968			4.6		33.4	4.1	3.8	37.6	19.8	
1969			5.3		33.2	3.9	3.9	37.5	20.3	
1970			6.0		33.8	3.7	4.5	37.7	20.3	
1971			6.2		34.4	3.8	5.4	38.4	20.4	
1972			6.6		35.5	4.1	5.9	39.2	21.4	
1973			8.7		39.3	5.1	6.8	46.9	24.7	
1974			12.2		46.1	6.4	9.2	57.3	30.7	
1975			14.5		48.1	8.5	9.8	58.8	32.4	
1976			17.4		49.4	10.4	10.7	57.7	33.7	
1977	54.3		19.3		51.8	10.2	11.7	59.5	36.3	
1978			20.9		54.3	9.6	12.6	62.4	39.1	
1979			24.3		56.2	10.2	14.8	65.0	43.0	
1980	64.2		28.6		60.0	10.2	17.5	70.5	51.5	
1981	70.1		32.2		65.8	10.3	19.8	76.3	58.0	
1982	74.6		35.2		69.7	10.8	21.8	79.3	61.1	
1983	75.4		39.4		72.2	11.4	24.0	80.2	63.3	
1984	77.7		43.5		75.1	12.0	36.0	82.3	63.9	
1985	79.6		45.5		75.3	12.8	44.4	82.7	65.4	
1986	81.0		48.2		75.9	14.0	44.7	81.6	66.7	
1987	82.0		52.6		76.1	17.4	46.4	82.0	68.3	
1988	83.0		56.9	27.0	78.0	20.2	50.5	83.2	70.9	
1989	84.1		60.5	43.6	80.2	25.7	55.8	85.2	74.7	
1990	85.9		65.3	59.1	82.3	30.3	62.9	88.1	79.1	
1991	87.2		71.4	67.1	85.9	40.0	74.5	91.2	83.6	
1992	88.3		76.8	73.7	90.0	48.8	80.9	93.2	87.1	
1993	92.1		84.2	78.3	93.2	64.4	86.5	95.4	90.0	
1994	94.4	99.0	91.4	83.6	96.7	79.9	93.7	98.3	94.5	
1995	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1996	102.0	110.1	108.0	113.0	103.5	116.3	107.5	101.4	105.8	105.7
1997	103.7	113.6	114.7	144.1	106.2	150.8	113.5	103.4	111.8	109.1
1998	103.3	130.4	181.7	275.2	111.8	228.5	124.0	103.1	120.7	117.0
1999	102.9	135.6	218.9	628.7	114.9	270.5	131.4	103.2	121.0	121.8
2000	104.5	134.5	227.0	786.4	116.7	270.2	136.6	104.6	123.0	119.7
2001	105.1	133.7	253.1	847.8	118.3	327.2	145.8	105.6	125.0	119.2
2002	102.6	138.0	283.2	937.9	120.5	514.0	150.2	105.2	125.8	123.8
2003	103.0	139.7	301.9	1,083.2	121.7	702.0	155.6	105.7	128.1	127.8
2004	103.8	145.2	320.7	1,196.6	123.5	733.9	164.7	107.5	131.6	137.7
2005	105.1	154.4	354.2	1,282.3	127.2	802.6	177.3	107.9	137.6	149.1
2006	105.2	163.9	400.7	1,369.5	131.8	963.1	188.4	109.0	144.0	160.1
2007		176.5	426.0	1,431.5	134.4	1,300.4	193.7	111.3	147.2	173.4
2008		220.6	469.0		141.7	1,648.9	211.7	118.6	155.3	213.5

資料 : World Bank, World Development Indicators.

第3章 カントリーレポート：ベトナム

—世界市場に本格参入した農林水産物輸出大国の動向—

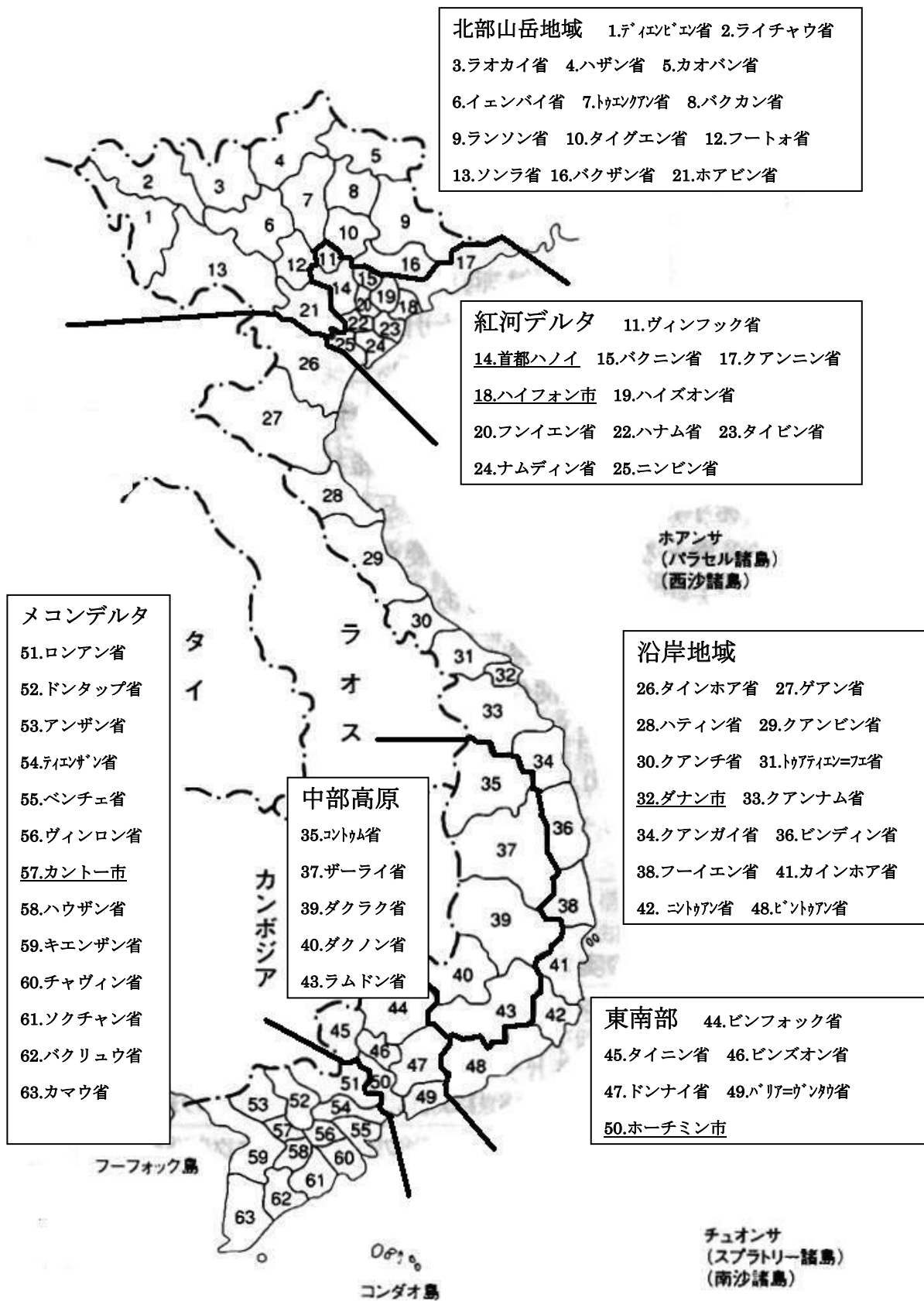
おかえたかし
岡江恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からも 2006 年に就任したグエン・タン・ズン（Nguyen Tan Dung）現首相の初の外遊先として日本を選び、アセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国⁽¹⁾として日本を選ぶ（2009 年 10 月に日越経済連携協定 JVEPA 発効）など日本を重視する姿勢を示している。

農林水産分野では、現在ベトナムは世界第 2 位のコメ・コーヒー輸出国、世界第 1 位のコショウ輸出国となっており、日本にとってはコメ・水産物（エビなど）の主要輸入先である。WTO 加盟を果たした今後は、ますます世界市場においても日本市場においても重要度を増すものと思われる。また昨今の世界的な米価急騰の一因としてベトナムによる輸出制限も指摘されている。

本レポートはベトナムの農業・農政事情に関する報告である。構成は以下の通りである。まず「1. 基本情報」において、地理及び政治経済の基本情報提供する。続く「2. 農業・農政動向」において、ドイモイ路線に基づく農政改革、WTO 加盟に伴う貿易制度の改正と農業生産の概況を報告する。そして、「3. コメ」でベトナム人の主食であり主要な輸出産品であるコメの生産・輸出概況と世界食料危機への対応について解説する。「4. その他の品目」でコメ以外の主要輸出品目の生産・輸出概況と政府の対策を報告する。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田〔2009〕のベトナム地図に筆者が加筆。

注。下線が省と同格の中央直轄市。

第 1 表 ベトナム各地域の面積と人口（2008 年）

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	331,150	20,973	95,434	95,895	54,640	23,605	40,602
うち農地	94,203	8,026	14,232	17,583	16,269	12,487	25,606
林地	148,166	4,454	51,737	50,697	31,225	6,684	3,368
居住地	6,204	1,294	1,056	1,699	435	619	1,100
人口（千人）	86,211	19,655	11,208	19,820	5,004	12,829	17,695
人口密度 (人/km ²)	260	933	118	207	92	543	436

資料：TCTK[2009]。

1. 基本情報

（1）地理的環境

行政・地域区分を示したベトナム地図を第 1 図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北 1650km の細長い国土（東西の幅は最も狭いところで 50km もない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムでは Bien Dong（東海）と呼ぶ）をはさんでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。なお南シナ海のパラセル諸島（ベトナム名；ホアンサ（Hoang Sa）群島、中国名；西沙諸島）は中国と、スプラトリー諸島（ベトナム名；チュオンサ（Truong Sa）群島、中国名；南沙諸島）は中国・台湾・フィリピン・マレーシア・ブルネイとベトナムは領有権を争っている。ベトナムの国土面積は 331,150km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は 86,211 千人（2008 年）であり、10 年前（1998 年）に比べて 14.3% 増となっている（TCTK[2009]）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の 8 割以上を占めるベト族⁽²⁾ が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する⁽³⁾ が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」「中部高原（Tay Nguyen）」「東南部（Dong Nam Bo）」「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。第 1 表は、ベトナムの各地域の面積と人口をまとめたものである。紅河デルタはベトナム国家発祥の地で、首都ハノイは 11 世紀の国家成立以来一時期を除いてベトナムの首都であり続けた。ベトナムの王朝は紅河デル

タを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。人口密度は 933 人/km² とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。紅河デルタは主要な農業地帯でもあり、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が半分以上を占め、農地がほとんど存在しない。また民族的にはタイ系の少数民族⁽⁴⁾の居住地である。第二次世界大戦以来共産主義者を中心に抗仏運動を続けたベトミン（ベトナム独立同盟）の最も重要な根拠地であったのも、フランスによる植民地支配の終焉を決定づけたディエンビエンフー（第1図の1.）の戦い（1954年）が行われたのもこの地域であり、ベトナム社会主義共和国の国民統合にとって少数民族問題は極めて重要である。ちなみに第9回ベトナム共産党大会（2001年）によって書記長（党のトップ）選出されたノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）は、この地方のバクカン省（第1図の8.）出身の少数民族（タイ族）である。これも少数民族をベトナム国民として統合しようとする共産主義者の努力の現れとみることもできよう。またこの地域で主に栽培されていたタバコもかつて輸入禁止措置によって保護されていたが、WTO加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。沿岸地域の貧農が収入源としている砂糖は貧困対策として輸入制限措置がとられてきたが、これもWTO加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。ベトナム最大の農業地帯であるメコンデルタは19世紀からのフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓された。植民地政府は土地をフランス人及び対仏協力ベトナム人に払い下げ当地域における大地主制が成立した。現在、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

（2）経済・貿易

1）ドイモイ政策の採択とその特徴

東西冷戦構造の中で戦われたベトナム戦争は、1975年に東側陣営に属する北ベトナム（ベトナム民主共和国）が西側陣営に属する南ベトナム（ベトナム共和国）を占領・吸収するという形で終結した。翌年統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足したが、共産政権による中央計画経済体制は、ハイパーインフレーション・食糧不足・工業の停滞・失業者の低下などベトナム経済の破綻をもたらした。そのため重工業中心の旧ソ連型開発モデル⁽⁵⁾からの転換が1982年のベトナム共産党第5回大会から始まった。フランス及びアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる市場経済の導入には理論武装が必要であった。当大会では、封建社会・植民地主義から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義

を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでには長期の「過渡期」が存在し、その前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである。この戦略は経済の窮状を打開するための一時的なものであったが、86年の第6回党大会ではこれが正式に継続され、さらに外国直接投資の積極的導入が主張された。これがいわゆるドイモイ（Doi Moi）政策と呼ばれる今日までの市場経済化路線を決定づけた。続く第7回党大会（91年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった（トラン[2003]）。

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革—農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レート的一本化、等—によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済⁽⁶⁾の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank[1996]）が出されたのが1996年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。当大会で採択された1996～2000年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向②雇用促進と各地域の均等開発（特に後進農山村・地域への社会政策の強化）という2つの特徴が現れている（竹内[1997]）。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放（事実上の資本主義化）であり、②は社会的公正の実現（理念としての社会主義）である。ドイモイ政策はこの両者のバランスを取りながら進められることになった。特に②は単なる貧困層や条件不利地域対策だけではなく、少数民族の国民統合という問題を含む重要問題である。

また90年代以降、かつての敵国であった西側諸国や中国との関係を急速に改善した。対東南アジアでは、ベトナムはアセアンに95年7月に加盟し翌96年1月にはアセアン自由貿易地域（AFTA）の共通効果特惠関税（CEPT）スキームにも参加した。2006年にはほとんどの品目の域内関税が5%以下となった。対米では、94年2月にアメリカは75年より継続してきた対越経済制裁を全面解除し、95年8月には国交正常化条約に調印した。そして2001年12月には米越通商協定が発効した。対日では、92年11月に日本は79年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定し、2004年12月には日越投資協定が発効した。2009年10月には日越経済連携協定（JVEPA）が発効した。対中では、91年11月に国交正常化し後述のように近年は経済関係も緊密になっている。上記のような全方位外交によってWTO加盟国の合意を徐々に得ることができた結果、2006年11月にWTO一般理事会はベトナムを150番目の加盟国・地域として承認することになった。ベトナムは1995年1月のWTO発足時より加盟申請を行っていたが、あしかけ12年をかけて国際社会・経済への参入の総仕上げともいえるべきWTO加盟を果たした。

2) WTO加盟後のベトナム経済

第2表は、ベトナム経済の基礎統計である。21世紀に入ってからのは年間およそ7～8%のGDP成長率を示している。世界的な不況によって輸出市場が縮小した2008年において成長率はやや鈍化したとはいえ、対前年比6%以上であり、一人あたりGDPがついに1,000米ドルを

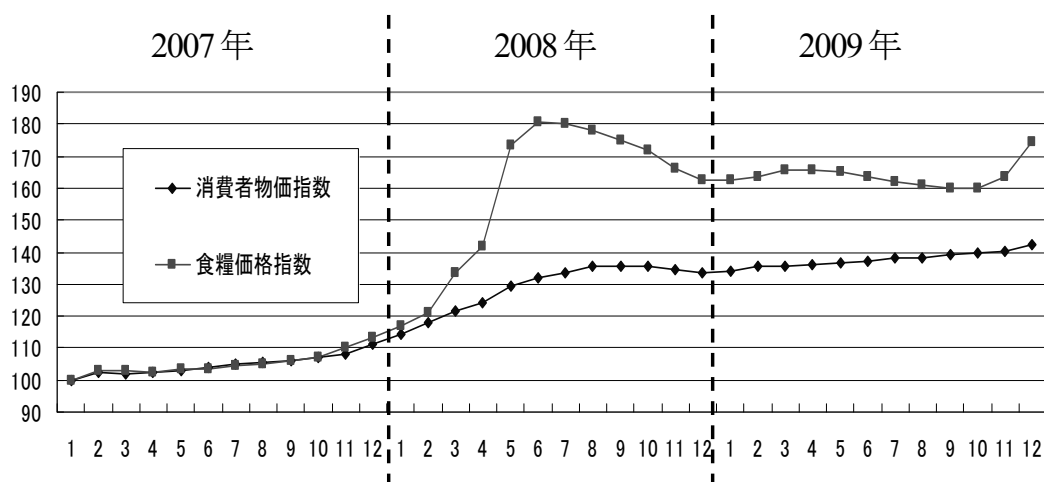
突破した⁽⁷⁾。都市失業率も抑えられたままでありベトナムは順調な経済成長を遂げている。世界金融危機のベトナムへの影響が軽微な理由として、ベトナムの銀行による海外からの直接的な資金調達や海外資産での運用がまだ広く行われていないことがあげられる（野村総合研究所[2009]）。

近年のベトナム経済にとってもっとも大きな問題は急激なインフレの進行である。2007年1月にベトナムは念願のWTO加盟を果たし、第2表にみるように加盟初年の海外からの直接投資は対前年比で倍増した。さらに翌年も増加し続けている。WTO加盟は輸出入ともに増加をもたらしたが、特に輸入の伸びが顕著であり、加盟初年には貿易収支の赤字は前年の約3倍に急増し、翌年も拡大し続けている。このような投資の過熱・貿易収支の赤字拡大に加えて、石油や鉄などの原材料や穀物の国際価格高騰によって、2007年末から急速なインフレが発生した。

第2表 ベトナム経済の基礎統計

	WTO 加盟前						WTO 加盟後	
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (暫定値)
一人あたり GDP (米ドル)	n.d.	440	492	553	639	723	834	1,034
GDP 成長率 (% : 94 年価格)	6.89	7.08	7.34	7.79	8.44	8.23	8.46	6.18
海外からの直接投資 (百万米ドル : 実行ベース)	2,451	2,591	2,650	2,853	3,309	4,100	8,030	11,600
輸出額 (百万米ドル)	15,029	16,706	20,149	26,485	32,447	39,826	48,561	62,685
輸入額 (百万米ドル)	16,218	19,746	25,256	31,969	36,761	44,891	62,765	80,714
貿易収支 (百万米ドル)	-1,189	-3,040	-5,107	-5,484	-4,314	-5,065	-14,203	-18,029
人口 (千人)	78,686	79,727	80,902	82,032	83,106	84,137	85,172	86,211
都市失業率 (%)	6.28	6.01	5.78	5.60	5.31	4.82	4.64	4.65
消費者物価上昇率 (% : 各年 12 月の前年比)	0.8	4.0	3.0	9.5	8.4	6.6	12.6	19.9

資料 : TCTK[2007a][2009].



第2図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇

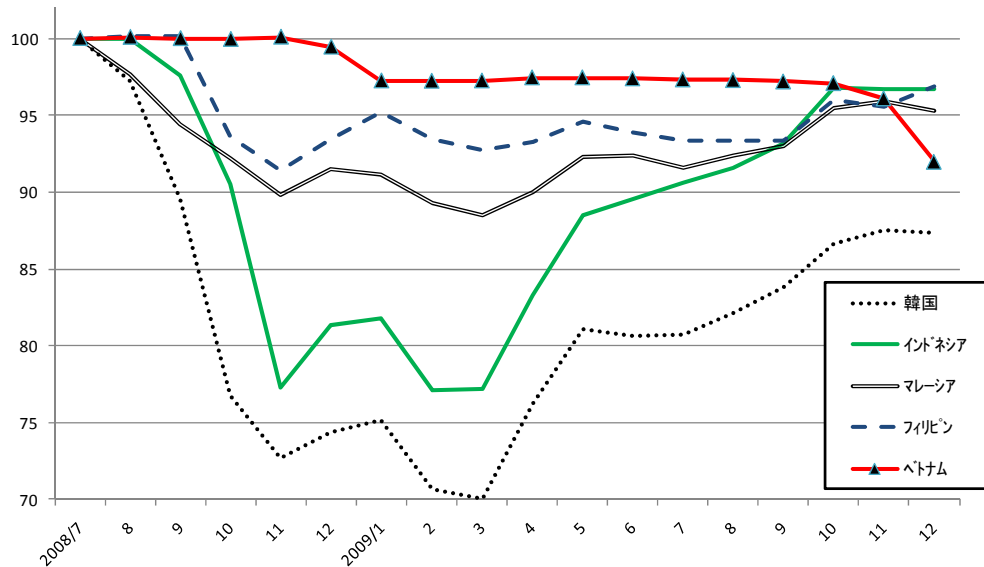
資料：TCTK[online].

注：2007年1月を基準（100）とする指数。

第2図は、2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。なおこの「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 “luong thuc” の訳であり、食料品全体ではない。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが、特に食糧が世界的な価格高騰を受けて2008年4～6月に急騰している。6月以降は食糧価格も下落傾向にあるが、下落幅はわずかで通貨切り下げ時の2009年11月の消費者物価指数及び食糧価格指数は2007年1月から40%増・63%増と高値を維持している。

この深刻な国内物価高騰への対策として、政府は2008年3月31日、輸出振興・貿易赤字抑制・貿易均衡の確保・必需品価格の管理を目的とする第481号公文（CPVN[2008b]）を出し、原油などは国内価格維持のために輸出税を調整することになったが、この時点ではまだコメに関しては新たに輸出税は課せられなかった。その後、7月21日にコメに対しても輸出税を課することを決定した。なおすでに3月25日にはコメの輸出量に関しては規制が始まっている（後述「3.（3）2）2008年に取られた対策」参照）。

前述のように世界金融危機のベトナムへの直接的な影響は軽微であったが、巨額の貿易赤字に加えて、2008年後半から他の東南アジア諸国や韓国の為替相場が大幅に下落する（第3図参照）中でベトナムの輸出競争力が急速に失われていき、ベトナムは2009年11月末に通貨ドンの対米ドル基準相場の5.4%切り下げに追い込まれた。



第3図 2008年後半以降の韓国・東南アジア諸国の通貨価値の変化

資料：IMF〔2010〕。

注．各国通貨の対米ドルレートを2008年7月を100とした指数表示。

第3表 ベトナムの主要な貿易相手国

輸出先と輸出総額（米ドル）に占める割合

	2001		2002		2003		2004		2005		2006		2007	
	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合
第1位	日本	16.7	米国	14.7	米国	19.5	米国	19.0	米国	18.3	米国	19.7	米国	20.8
第2位	中国	9.4	日本	14.6	日本	14.4	日本	13.4	日本	13.4	日本	13.2	日本	12.5
第3位	米国	7.1	中国	9.1	中国	9.3	中国	10.9	中国	9.9	豪州	9.4	豪州	7.8
第4位	星国	6.9	豪州	8.0	豪州	7.1	豪州	7.1	豪州	8.4	中国	8.1	中国	7.5
第5位	豪州	6.9	星国	5.8	星国	5.1	星国	5.6	星国	5.9	星国	4.5	星国	4.6
ASEAN		17.0		14.6		14.7		15.3		17.7		16.7		16.7
APEC		67.1		71.6		73.6		73.6		74.5		73.7		72.2
EU		20.0		18.9		19.1		18.8		17.0		17.8		18.7

輸入先と輸入総額（米ドル）に占める割合

	2001		2002		2003		2004		2005		2006		2007	
	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合
第1位	星国	15.3	星国	12.8	中国	12.4	中国	14.4	中国	16.0	中国	16.5	中国	20.3
第2位	日本	13.5	台湾	12.8	日本	11.8	台湾	11.6	星国	12.2	星国	14.0	星国	12.1
第3位	台湾	12.4	日本	12.7	台湾	11.5	星国	11.3	台湾	11.7	台湾	10.7	台湾	11.1
第4位	韓国	11.6	韓国	11.5	星国	11.4	日本	11.1	日本	11.1	日本	10.5	日本	9.9
第5位	中国	9.9	中国	10.9	韓国	10.4	韓国	10.5	韓国	9.8	韓国	8.7	韓国	8.5
ASEAN		25.7		24.2		23.6		24.3		25.4		27.9		25.3
APEC		81.3		82.5		81.4		82.5		83.5		83.5		83.9
EU		9.3		9.3		9.8		8.4		7.0		7.0		8.2

資料：TCTK[2007a][2009]。

注：割合の単位は％。豪州はオーストラリア，星国はシンガポールのこと。

3) 貿易構造

第3表は、ベトナムの主要な貿易相手国と輸出総額・輸入総額に占める割合である。輸出に関しては、かつて日本はベトナムの第1位の輸出先であった。米越通商協定発効（2001年12月）の翌年以降はアメリカに第1位の座を譲ったとはいえ、日本が依然重要な輸出先であることに変化はない。また輸入先でも日本が主要な相手国であるが近年はシェアを徐々に下げており、代わって中国からの輸入が急上昇している。2009年10月発効の日越EPAによって今後日本からベトナムへの輸出が拡大することが期待される。なおアセアン内では単一の国で上位に入ってきている国はシンガポールのみであるが、アセアン全体で見た場合は、輸出先で第2位以上、輸入先では第1位を近年常に占めている。AFTAの経済統合によって今後ますますアセアンとの経済的結びつきは大きくなるだろう。またAPECの枠組みで見た場合は、輸出の7割以上、輸入では8割以上を占めることになる。ドイモイ以前はソ連・東欧が主要な貿易相手国であったベトナムは今や完全にアジア太平洋を主要な貿易相手国とするようになった。

(3) 政治・行政

ベトナム社会主義共和国の国家元首は国会によって選出される国家主席（Chu tich nuoc）である。国家主席は大統領と和訳されることもあるが、実際の権限は制限されておりアメリカ大統領のような中央政府の長ではない。実際の国政は、国会の承認に基づき国家主席が任命する首相（Thu tuong）を長とする政府行政機構によって行われる。各省（Bo）には日本でいう大臣に当たる閣僚（Bo truong）がその長として存在し、各閣僚は首相によって指名され国会の承認を経て国家主席によって任命される。日本の農林水産省にあたるのが、農業農村開発省（Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon）⁽⁸⁾である。

ベトナムは今なお共産党一党独裁体制が続いており、政府の政策は共産党が決めた方針に従って執行される。共産党の指導者である書記長（Tong Bi thu）・国家元首である国家主席・政府の長である首相の3人がベトナムにおける最大の実力者であり、ベトナムはこの3人の集団指導体制によって運営されているといわれている。なお先進民主主義国家においては、立法・行政・司法の三者がお互いに監視・抑制することによって権力の集中・濫用を防止し国民の政治的自由を保障する三権分立のシステムが採用されているが、ベトナムでは共産党の方針を実行するための国家権力が立法・行政・司法の三者に分担（三権分業）され、お互いに監視・抑制することはない。

各地方レベルの行政機構は、上から省（tinh、日本の県に相当）－県（huyen、郡に相当）－社（xa、行政村に相当）という構成である。各地方の省・県・社にはそれぞれ日本の地方議会にあたる人民評議会（Hoi dong nhan dan）が存在し、人民評議会によって地方行政の執行機関である人民委員会（Uy ban nhan dan）が選出される。だが、首相は各地方省人民評議会の決議執行停止及び人民委員会主席（日本の知事に相当）の罷免を行う権限を有し、ベトナムには地方自治という概念が存在しない（白石[2000]）。

また国会も各地方レベルの人民評議会も人民の選挙によって代表（議員）が選ばれることになっているが、実際には共産党の方針に反する政治活動や言論は厳しく統制されており、各地方レベルの人民委員会はその地方レベルの共産党支部の指導下にある⁽⁹⁾。

2. 農業・農政動向

（1）ベトナム農業の脱集団化・市場経済化の過程

前述の様にベトナムの経済改革には①市場経済化と対外開放（事実上の資本主義化）と②社会的公正の実現（理念としての社会主義）という2つの柱があった。農業は地理条件に左右されることから、特にその改革にはこの2つを満たすように慎重に進められた（第4表参照）。

重工業中心から農業重視への転換を決めたベトナム共産党第5回大会の前年（1981年）には、各農家世帯を生産単位として公認する党中央書記局第100号指示が出され、すでに実質的な脱集団化は始まっていた。この改革は農家の意欲を刺激したが、農業合作社による集団生産管理が依然として残り、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であった。さらに88年の党政治局第10号議決では、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが40%と倍増し、翌年からはコメの輸出国に転じた。93年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（Nguyen Sinh Cuc[1995]）。

ここまでは上記①の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらし、前述のような順調な経済発展に貢献した。だが経済発展に伴う弊害への対策が主張されるようになった第8回党大会（96年）の前後の時期からは、①に加えて②に基づく社会的公正をもとめる

政策も目立ち始めてきた。例えば、93年には価格安定基金（Quy Binh On Gia）が設立された。95年には政府（労働・傷病兵・社会省が中心）が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保融資を手がける貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立された（Okae[2009]）。これに加えて少数民族・山岳地域委員会（省と同格の政府組織）を主管とする新たな貧困対策プログラムが98年7月31日付首相決定第135号（CPVN[1998]）によって始められた。このいわゆるプログラム135号は対策を要する地域を社（行政村）レベルまで指定（その多くが山岳少数民族地域）し、当該地区における土地無し農民に未開墾地を優先的に分配したり国有地に優先的に契約できる権利を与えるなど、より直接的な支援を行うことになっている。さらに99年には重要な経済プロジェクト及び条件不利地域の開発において優遇金利貸付・利子補給・債務保証の3業務を行う開発支援基金（Quy Ho Tro Phat Trien）が設立された。

これに対して①の方針に基くものとして、96年には合作社法が制定され、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。農民の実際の要求や市場の需要に応じたサービスに特化した新たな合作社が同法制定以降設立されている。それらは非常に活動的であり利潤追求の面でも効率的であるが、反面旧来の合作社が持っていたような社会的なサービスは行わない（岡江[2007a]）。2000年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府議決第9号（CPVN[2000]）が出された。具体的には、新技術の導入・生産と加工販売との効果的結合・農村内インフラ整備・外国市場の情報収集とマーケティング能力開発・商業的農産品販売に備えた行政の効率化などである⁽¹⁰⁾。これは①の路線上にはあっても、それまでの量的拡大一辺倒からは方針が修正されている。2003年には土地法がさらに改正され、国家による高収量・高品質な水稻栽培専用農地への補助策及び民間農場への奨励策が規定された。これは政府議決第9号における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、世界市場参入をめざして農地使用の合理化を促すものである。

2001年の第9回党大会において採択された「2001～2010年の経済・社会発展戦略」においては、ASEAN（1995年加盟）・米越通商協定（2000年調印）に続く目標としてWTO加盟を掲げる（藤田[2006]）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田[2002]）。これに沿うように、2002年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行（Ngan Hang Chinh sach Xa hoi）が設立された。同銀行は、貧困世帯融資に加えて各種政策融資（条件不利地域への優先的貸付、農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がけていることになった。貧民銀行と同じく利息は市場金利より大幅に低く、その主な資金源は政府からの補助である（Okae[2009]）。また2003年には農地使用税の減免措置が出された。これは耕作者自身が使用権を持つ農地の使用税は事実上撤廃しながら、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、また土地法の定める制限面積以上は50%の減免措置とされるなどの配慮もなされている（岡江[2007b]）。

第4表 ドイモイの2つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会及び重要な事件	ドイモイの2つの柱	
	①市場経済化と対外開放 (事実上の資本主義化)	②社会的公正の実現 (理念としての社会主義)
1976. 統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）成立		
1982. 第5回党大会 (農業重視。市場経済導入。)	1981. 党中央書記局第100号指示（各農家世帯を生産単位として公認）	
1986. 第6回党大会（外資導入推進。ドイモイ路線確定。)	1988. 党政治局第10号議決（集団農業体制解体）	
1991. 第7回党大会（私有制を積極的に認める）。対中国交正常化。		
1995. WTO 設立(ベトナム加盟申請)。アセアン加盟。対米国交正常化。	1993. 土地法改正（実質的な農地私有制）	1993. 価格安定基金設立 1995. 貧民銀行設立（貧困世帯向け低利融資）
1996. 第8回党大会 (社会的公正の実現を明記)	1996. 合作社法制定（合作社を市場経済下の協同組合に）	1998. プログラム135号（条件不利地域への援助） 1999. 開発支援基金設立（同上）
2001. 第9回党大会（少数民族出身のマイン書記長選出）。米越通商協定発効。	2000. 政府議決第9号（海外向けに農産物の高品質化促進）	2002. 社会政策銀行設立
	2003. 土地法改正（農地集積と民間農場の奨励）	2003. 農地使用税撤廃
2006. 第10回党大会（ズン首相就任）。	2005. 首相決定第150号	
2007. ベトナムのWTO加盟。		
2009. 日越EPA発効		

出典：筆者作成。

注）ベトナムの各農業政策の①②の分類はどちらの要素が強いかによる便宜的なものであり、実際には各政策のいずれも①②双方の要素が含まれている。例えば1996年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば①の面が濃厚であるが、反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では②の要素もある。また1995年設立の貧民銀行も、その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり、市場経済下における農業経営体育成と言う面で見れば①の要素も存在する。

（２）WTO 加盟に伴う農林水産物輸出入制度の改正 ⁽¹¹⁾

上記の一連の農政改革は WTO 加盟に代表されるさらなる世界市場への参入を見据えたものとはいえ、政策内容自体はベトナム自身が自国の利益のために主体的に選んだものである。しかし WTO へ加盟するためには、既存加盟国との交渉で「WTO 整合的でない」と見なされた制度の改変を約束させられる。加盟交渉において議論されるのは申請国側の制度のみであり、WTO 加盟のために申請国は一方的に譲歩しなければならないことになる。しかもこの過程で実質的には加盟の条件となるはずの WTO 協定以上の約束（‘WTO-plus’ commitments）を結ばされる。なお 2001 年に WTO に加盟した中国は加盟条件の一部について最長 2005 年までの移行期間が認められたが、その履行は順調には進まなかった。その期間がまさにベトナムの WTO 加盟交渉の大詰めを迎えつつある時期であったために、ベトナムの WTO 加盟に際しては加盟承認前に WTO ルールに沿った法制度整備など加盟条件の確実な履行に対する担保が求められた（藤田[2006]）。

輸出制度に関するもっとも大きな変化は、1998 年から続けられていた輸出補助金の廃止である。WTO 農業協定は輸出補助金の削減を規定しているものの輸出補助金の即時禁止しているわけではない。だが WTO 加盟交渉の中で輸出補助金の即時撤廃を既存メンバーに要求され、ベトナムは加盟後にはいかなる形でも輸出補助金は支給しないことに合意させられた。また加盟後最大 12 年間は「非市場経済国」の地位を受け入れることに同意した。

輸入制度に関しては、特定の品目を守るために取られていた非関税措置が廃止させられた。それまで輸入禁止されていたたばこ（少数民族地域で栽培 ⁽¹²⁾）や輸入割当を行っていた砂糖（貧困地域で栽培）は WTO 加盟に伴い関税割当措置への移行を余儀なくされた。

さらに輸入関税率の大幅な引き下げにも応じた。ベトナムにはおよそ 4 種類の輸入関税率が存在する。最も税率が低いのが AFTA（アセアン自由貿易地域）の共通効果特惠関税率である。これよりわずかに高いのがベトナムが他国と結んだ FTA 及びアセアン全体として他国と結んだ FTA の関税率である。次が最恵国関税率である。そして最も高いのが最恵国待遇が与えられていない国への一般関税率であり、税率は最恵国関税率の 1.5 倍と設定されている。GATT 及びそれを引き継いだ WTO の最も重要な原則は最恵国待遇の原則（GATT 第 1 条）である（FTA はこの原則の例外）。ベトナムが WTO に加盟することによりすべての既存加盟国はベトナムへ上記の最恵国関税率で輸出が可能になる。農林水産物輸出国として注目を浴びるベトナムであるが、設備不足のため競争力のない冷凍食品や調整品、食品工業などは高関税によって守ってきた。これらの品目は WTO 加盟に伴い漸次輸入関税を引き下げることに合意させられた。

(3) 農業生産・食料消費の現状

第5表 ベトナム経済に占める農業・農村の割合

	1990	1995	2000	2005	2007	2008 (暫定値)
GDP に占める農林水産業の割合 (%)	38.7	27.2	24.5	21.0	20.3	22.1
輸出金額に占める農林水産業の割合 (%)	47.8	46.3	29.0	22.9	23.1	23.8
就業人口に占める農林水産業の割合 (%)	73.0	71.3	68.2	57.1	53.9	52.6
人口にしめる農村居住者の割合 (%)	80.5	79.3	75.8	73.1	72.5	71.9

資料：TCTK[1994a][2002][2009].

ベトナム経済に占める農業・農村の位置を知るために、農林水産業の GDP・輸出金額・就業人口に占める割合と農村に居住する人口の割合を第5表に示した。いずれの数値も経済成長に伴って年々減少傾向にあるが、GDP・輸出金額の割合が現在では20%程であるにもかかわらず、就業人口では今なお過半数が農林水産業に従事していることがわかる。さらに人口の面では、今なお7割以上の人口が農村に滞留している。後述する様にベトナムの圧倒的多数の農家が零細経営であることから、彼らは零細な農地で自給的な農業を営んでいることがわかる。なおそれまで減少傾向にあった農林水産業の GDP に占める割合が2008年に反転しているが、農林水産業の成長率が2008年には対前年度4.07%（TCTK[2009]）だったのが翌2009年には1.83%（TCTK[online]）と急落していることから、世界食料危機で価格が上昇したことによる一時的な現象であろう。

第6表 ベトナムにおける食料消費の変化

	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
コメ	1,569	1,642	1,649	1,633	1,639	1,638	1,635	1,623
魚	22	28	34	34	34	40	43	45
肉	127	156	195	210	231	246	268	298
合計	2,146	2,354	2,481	2,522	2,548	2,606	2,660	2,698
コメの 割合 (%)	73.1	69.8	66.5	64.8	64.3	62.9	61.5	60.2

資料：FAO[online]

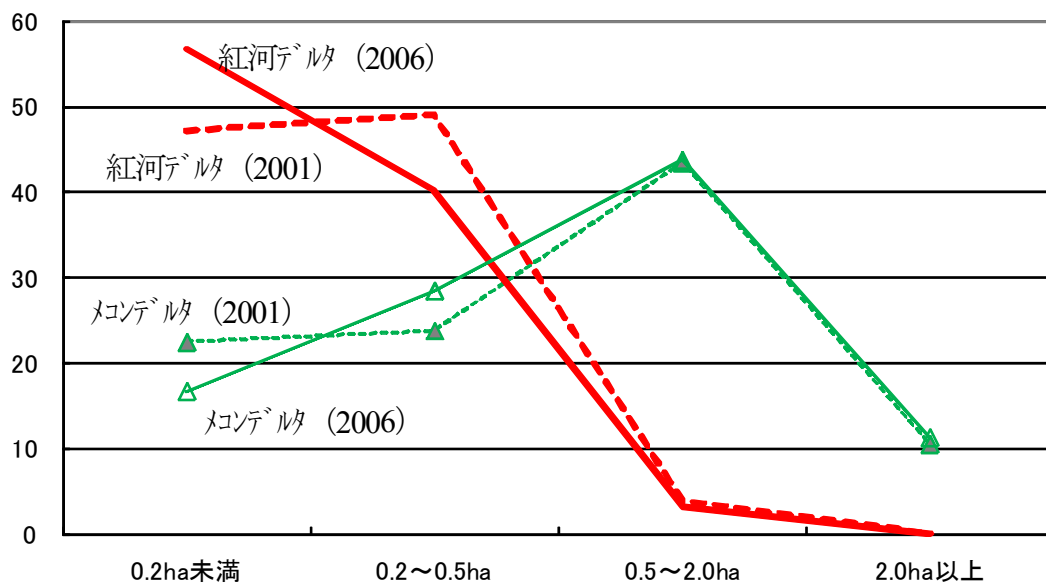
注. コメの割合 (%) 以外の単位は Kcal/capita/day.

ベトナム農業の中心となるのは稲作である。およそ8割の農家が稲作に携わっている（Nguyen Ngoc Que[2009]）。また消費カロリーの面でも圧倒的である。第6表は1990年以降のベトナムにおける一人一日あたりのコメ・魚・肉の消費カロリーと総消費カロリーに占めるコメの割合を示したものである。近年の経済発展に伴ってベトナムでも肉の消費が増加し消費

カロリーに占めるコメの割合が徐々に減少している事がわかる。とはいえコメ消費の絶対量自体はほとんど減少しておらず、2005 年の消費カロリーに占めるコメの割合も 60.2%と依然として極めて高い。ちなみに同年の日本のコメ消費カロリーは 605 Kcal/capita/day（割合にして 22.1%）であるから、ベトナム人一人あたりで日本人の約 2.7 倍ものコメを消費していることになる⁽¹³⁾。

第 4 図は、2001 年及び 2006 年に行われた『農村・農業・水産業センサス』（TCTK[2003] [2007b]）からベトナムの南北両デルタにおける経営規模（農用地面積）別に見た農家世帯の分布を計算したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きいが土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。両デルタのこのような違いは、紅河デルタが古くから人口稠密地域で独立後も共産政権下で平等に土地が分配されたのに対して、メコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され独立後も土地改革が徹底されなかったという歴史に起因する。また 2001 年から 2006 年の変化を見てみると、紅河デルタでは 0.2ha 未満の割合が上がる反面、0.2～0.5ha の割合が下がってきている。つまりメコンデルタに比べて均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で農民層分解が起きていることがわかる。一方メコンデルタでは逆に 0.2ha 未満の割合が下がり、0.2～0.5ha の割合が上がっている。これは 2000 年 9 号議決以降の生産適地への集中という方針を受けて狭小な農地が耕作放棄されたことを示しているのであろう。後掲第 8 表にみるように紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。

なお紅河デルタでは 80 年代の脱集団化に際して単に一人あたりの農地面積を均等に分配するだけではなく土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため、狭い農地がさらに細分化された。そのため 2003 年に交換分合（don dien doi thua）が政府の指導で推進され一世帯あたり 5～10 筆程度に分かれていた農地が 4 筆以内に集約された（岡江[2007b]）。2008 年現在においても紅河デルタの人口密度は 933 人/km²と、メコンデルタの 436 人/km²（TCTK[2009]）に比べて圧倒的に稠密であり、このため一作期あたりの水稻耕作に投入される労働力も紅河デルタでは 200 人日/ha、メコンデルタは 85～100 人日/ha（Nguyen Ngoc Que[2009]）という大きな違いがみられる。



第4図 南北両デルタにおける経営規模別農家世帯分布（2001，2006年）

資料：TCTK[2003][2007b].

注．単位は％．

3. コメ

（1）生産の概要

前述のようにベトナムにとってコメは、およそ8割の農家が携わり国民の消費カロリーの6割以上を占める最も重要な作物である。コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ（2007年の生産量の17.6%）と南部のメコンデルタ（52.0%）で行われている（TCTK[2008]）。この両デルタ以外のベトナムの各地域（第1図参照）では、コメは常にギリギリ自給できるかもしくは不足の状態にある（Nguyen Ngoc Que[2009]）。北部ではおおむね2期作，南部では3期作でコメが栽培されている。ベトナムではコメの3作期を冬春作（Lua dong xuan）・夏秋作（Lua he thu）・ムア作（Lua mua）と呼んでおり，栽培期間は地方や品種によってまちまちであるが，南北2大デルタではおおむね第7表の通りである。

第7表 作期ごとのコメの作付面積・単収（2007年）

	紅河デルタ（北部）			メコンデルタ（南部）			全国	
	栽培期間	作付面積	単収	栽培期間	作付面積	単収	作付面積	単収
冬春作	12～翌5月頃	553	5.8	11～翌4月頃	1,507	6.0	2,989	5.7
夏秋作	（栽培していない）			4～8月頃	1,800	4.6	2,205	4.6
ムア作	7～11月頃	559	5.6	8～11月頃	378	3.5	2,008	4.4
合計		1112	5.7		3,684	5.1	7,201	5.0

資料：TCTK[2008].

注：作付面積の単位は千ha，単収の単位はt/ha.

第8表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳（2004年現在）である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の7割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか2割強である。また紅河デルタの農家世帯の95%が水稻耕作を行っているという事実（Nguyen Ngoc Que[2009]）から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第8表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・消失がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業⁽¹⁴⁾を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。

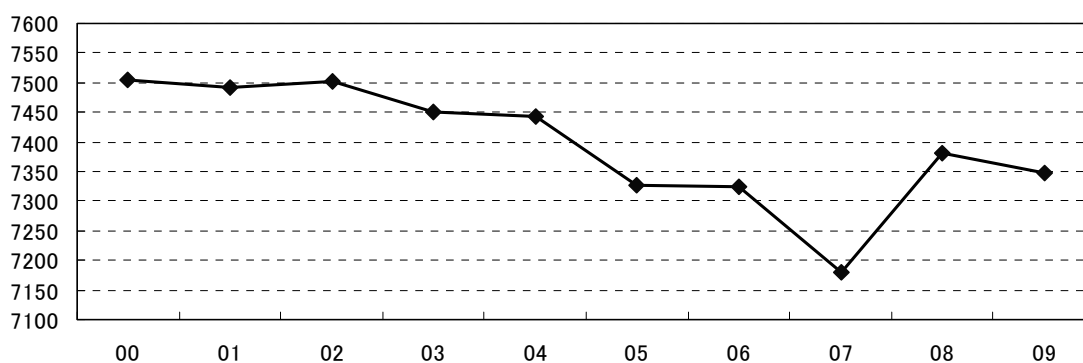
第8表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳（%）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
消失	0.40	0.10	0.20

資料：TTPNN [2008].

前述のように2000年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府議決第9号が出されたが、この中でコメに関しては、灌漑設備の整備された水田を

400 万 ha 維持するとともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する方針が示されている。第 5 図は 2000 年以降のコメの作付面積をグラフ化したものである。図が示すように水田転用を容認した政府 9 号議決が出された 2000 年以降には面積が年々減少し続けていたが、国際米価が急騰した 2007 年以降は急激に面積が回復している。



第 5 図：2000 年以降のコメの作付面積（単位：千 ha）

資料：CCPDTV[2010a].

（２） 輸出の概況

ベトナムのコメ輸出制度は 90 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。そして 2001 年 4 月 4 日付け第 46 号首相決定（CPVN[2001]）によって輸出割当そのものが廃止され、輸出業者も認可制から登録制へと移行することになった。しかし同決定は政府間契約の輸出米については、商務省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て、各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大きさ（2009 年現在でも総輸出量の 8 割を占める）から、実質的には 2001 年以降も実質的には輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

また毎年年初頭に商工省、農業農村開発省、そしてコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会（Hiep Hoi Luong Thuc Viet Nam）の三者が協議してコメ需給計画の原案を政府に提出し、首相が最終的に年間コメ需給計画を発表する。そして各作期ごとに需給の見直しを行う。原則として輸出は自由化しているが、いざというときには政府の権限で輸出に規制をかけることがある（伊東[2007]）。実際、2008 年にも輸出規制が行われ、それが世界的なコメ価格高騰の引き金になった。

ベトナム食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体である。協会に参加している業者のほとんどは南北食糧総公司⁽¹⁵⁾及びその傘下の国有企業であり、協会の定款には外資や合弁企業は議決権のない准会員にしかな

れないことが定められている。現在、当協会参加業者の取り扱う食糧輸出量はベトナムの全輸出量の 98%以上を占めている（HHLTVN[online]）。そしてコメ輸出を行う業者は一件ごとに食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。協会の承認はほぼフリーパスとはいえ、輸出企業への監視は常時行える体制となっている（伊東[2007]）。

このように制度上自由化されたかに見えるベトナムのコメ輸出は依然として官製組織によって担われており、WTO 加盟交渉時にもその不透明性が既存加盟国から問題視された。しかしベトナムは食糧安全保障を理由として 2011 年まで国家貿易体制による輸出規制を存続させることに成功した。さらに播種用もみ以外のコメに 40%の輸入関税を課し、WTO 加盟後の関税引き下げも約束せずに済んでいる（岡江[2010]）。このような輸出業務における国有企業の寡占状況と国内流通における非効率性によって、ベトナムでは高級米の生産・輸出の効率化を促す市場原理が働きにくい構造になっている。このためベトナム米の世界市場での評価は低い。

最近におけるベトナム国内のコメ消費動向を知る手がかりとして、ベトナム国内の統計から 2000～09 年におけるコメ生産・輸出量とその差額を第 9 表に示した。なお 2000 年 9 号議決では、2010 年までの目標として生産を 33,000 千トン、国内消費を 25,000 千トンとしていたので、そこから籾から精米への歩留まりを 65%として計算して第 9 表に付す。生産目標に関しては早くも 2002 年には達成されているものの、輸出は 2005 年に一時的に目標値に達した後はながらく未達成のままだった。そして世界食料危機を迎えた後の 2009 年に再び目標値に達した。また国内消費量（表中“a-b”）に関しては、2000 年に 9 号議決を發布した当時、ベトナム政府はおそらくコメの国内消費はその後大きく減少するとの見通しに立っていたが、実際には減少どころか増加することになってしまった。

第 9 表 2010 年に向けてのコメ生産・輸出量の目標値と実際の値

年	2010 年 目標値	実際のコメ生産・輸出量									
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
生産量(a)	33,000	32,529	32,108	34,447	34,569	36,194	35,833	35,827	35,917	38,540	38,940
輸出量	5,200	3,477	3,729	3,241	3,813	4,060	5,250	4,500	4,558	4,830	5,535
籾換算輸出量(b)	8,000	5,349	5,737	4,986	5,866	6,246	8,077	6,923	7,012	7,431	8,515
a-b	25,000	27,180	26,371	29,461	28,703	29,948	27,756	28,904	28,905	31,109	30,425
消費量/人 (精米換算)		228	218	240	231	237	217	223	221	235	

資料：「2010 年目標値」は 2000 年 9 号議決原文（CPVN[2000]），「実際のコメ生産・輸出量」は CCPDTV[2010a]，「消費量/人（一人あたりコメ消費量）」の元になった人口は TCTK[online]。

注．生産及び輸出の単位は千トン．消費量/人の単位は kg．「籾換算輸出（b）」は実際の輸出量を 0.65 で割った量（籾から精米への歩留まりを 65%として計算）．「消費量/人」は「a-b」をベトナムの全人口で割ったものに 0.65 をかけた数値（2009 年の人口データがないため 2009 年度分は算出していない）。

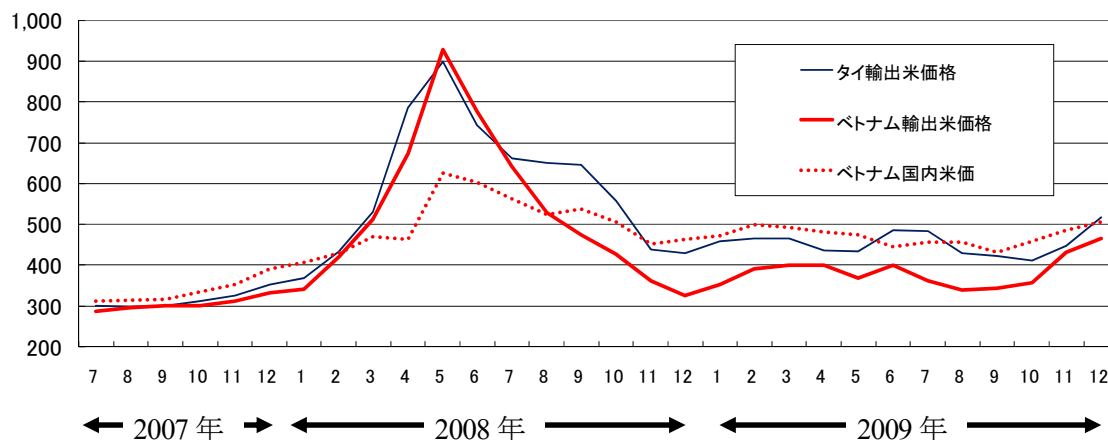
多くのアジア諸国では経済成長に伴う食の欧米化によって一人あたりのコメ消費量が減少したという事実を踏まえて、ベトナムも今後はコメ消費の減少に向かうという見方がある（伊東[2007]）。実際にベトナム統計総局が標本調査により国民各世帯の生活水準を調査したところによると、1993年に食事として消費された一人あたりのコメは年間153kgであり（TCTK[1994b]）、これが98年には150kgに（TCTK[2000]）、2002年には144kgに、2006年には137kgに（TCTK[online]）と確かに減少傾向にある。しかし、これらの数字は第9表にみる一人あたりの消費量より遙かに少ない。これは、コメが食用以外に消費されているからである。第8表でみたように多くの零細稲作農家が自らの生産したコメを家畜飼料に使っている。さらに流通過程で13%ものコメが失われているといわれている（Nguyen Ngoc Que [2009]）ように流通面での消失も大きい。

世界一のコメ輸出国であるタイはコメ輸出量は常に生産量の30%を越しており、海外輸出向けのコメ生産が安定して行われている。ベトナムはコメ輸出を開始した時（1989年）には10%程度だったのが現在では約20%と輸出の割合を増やしている（FAO[online]）。今後タイのような安定的な輸出米生産国になれるかは、畜産の大規模化やコメ流通の効率化が順調に進むかによるであろう。

（3）世界食料危機とベトナムの対応

1）国内外の米価高騰

前述のように、2007年末以降ベトナムの食糧価格が高騰している。しかし第9表でみたように2008年におけるコメの総生産量も一人あたり消費量も前年を上回っており、ベトナムが深刻な食糧不足に陥った訳ではない。にもかかわらず食糧価格の高騰に至った理由の一つは、不安心理による買い占めである。政府によって食糧備蓄量などのデータが公表されているにも関わらずベトナム人が不安心理にかられるのは、長い間の戦乱と平和回復以降も共産党一党独裁のもとで言論統制が行われているために、他人や政府を信用せず自分の身は自分で守る行動様式が身に付いているからかもしれない。さらに、コメが重要な輸出品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることも一因である。第6図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰することになった（前掲第2図参照）。



第6図 2007年後半～09年におけるタイ輸出米価格
・ ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPDTV[2010a]，TTPNN [2009b]より。

注．輸出米価格は両国とも25%碎米価格．ベトナム国内米価は，メコンデルタのコメ生産地カントー省における通常米（Giate thuong）価格．単位はいずれも米ドル/t.

2）2008年に取られた対策

2008年の米価高騰に対処するため，3月5日に商工省は第1746号公文（BCT[2008]）を發布し各四半期ごとのコメ輸出量を計画した。さらに3月25日には第78号政府通達（CPVN[2008a]）によって6月末までの間は新たにコメ輸出の契約（政府間契約だけでなくすべての契約が対象）は行わない（すでに契約済みのものは履行）ことを決定した。輸出規制措置によって，3月以降の国内米価は抑えられたが，反面ベトナムの輸出米価格が急上昇し，コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった（前掲第6図参照）。さらに，7月21日公布の第104号政府首相決定（CPVN[2008d]）によってコメに対して臨時的輸出税が課せられた（輸出税の適用期間は2008年8月15日から12月19日まで）。

また2008年には農地規制策も新たに取られた。4月18日に第391号首相決定（CPVN[2008c]）が公布され，水田専作地の転用の原則禁止の方針を打ち出された。これを踏まえて農業問題が2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において議論され，2010年及び2020年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号議決」（DCSVN[2008]）が8月5日に公布された。同議決はドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で，国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にし水田面積維持の方針を明確にした。前述のように2000年の政府議決第9号が水田面積減少をもたらした（前掲第5図参照）国内食糧価格の高騰の一因となったことから，2008年26号議決は2000年9号議決からの事実上の方針転換を促したものである。

3) 2009 年に取られた対策

2008 年に続いて 2009 年も 2 月から 5 月までコメの輸出規制を行ったが、2009 年初頭の作況が良好であったことから、2009 年 6 月 4 日に政府は 2009 年内にはもう輸出規制を行わないことを決定した（CCPDTV[2010a]）。さらに 6 月 15 日付政府通達 176 号（CPVN[2009a]）によって、政府間契約の輸出米の各地方省への割当も廃止することを決定した。つまりどの地方のどの企業がどれだけ輸出してもかまわないということであり、輸出に関する政府規制は大幅に緩和されるに至った。

また価格が低迷していることから、農民の所得保障のため 8 月からは食糧協会を通じて参加業者へ備蓄用米として最低価格 3,800 ドン/kg（湿度 17%の乾燥籾米）以上で農民から買い取るように指示を出した。さらに 9 月 22 日付首相決定 1518 号（CPVN[2009b]）により、政府（財務省）は輸出米の主産地であるメコンデルタを管轄する南部食糧総公司傘下の業者が夏秋米の購入のために銀行から融資を受けた場合は全額政府が利息を負担することを決定した（対象となる備蓄期間は 2010 年 1 月 20 日まで）。

12 月 23 日には、2012 年までに食糧が不足する国民をなくし、2020 年までに食糧生産者の所得を現在の 2.5 倍にすることを目標とする国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号（CPVN[2009c]）が公布された。さらにこの中で、コメ生産コストの最低 30%を稲作農民の利益として保証することも挙げられている。本議決は 2008 年のベトナム共産党中央執行委員会第 26 号議決を具体化したものである。

4) 世界食料危機後のコメ生産の概要

第 10 表 2000・07・09 年におけるメコンデルタのコメ生産

		冬春作	夏秋作	ムア作	合計
作付面積	2000 年	752	1,882	544	3,178
	2007 年	1,526	1,567	260	3,353
	2009 年	1,549	2,019	254	3,822
生産量	2000 年	3,632	6,642	1,696	11,970
	2007 年	9,827	7,279	1,035	18,141
	2009 年	9,861	9,765	909	20,535

資料：CCPDTV[2010a]。

注．面積の単位は千 ha，生産の単位は千 t。

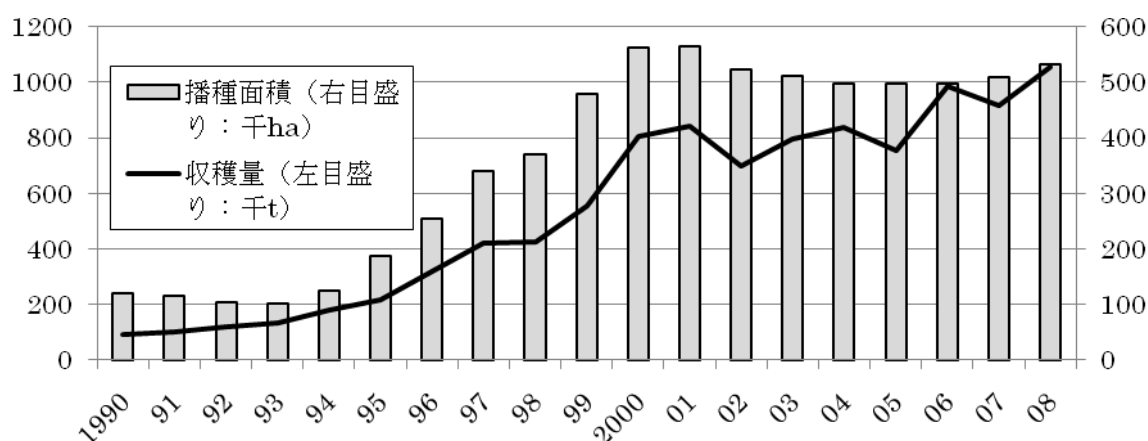
2007～08 年におきた世界食料危機がベトナムのコメ生産に与えた影響を知るために、第 10 表に輸出米の主産地であるメコンデルタにおける 2000・07・09 年のコメの作付面積及び生産量をまとめた。2000 年以降はほとんど増えていなかった作付面積が価格高騰を受けて 2007 年からわずか 2 年で急拡大した。このことによって第 5 図でみたように全国的にも作付面積が

2007 年以降回復することになった。2000～07 年の作付面積の拡大は単収の高い冬春作（前掲第 7 表参照）に関してのみ行われ、それより低い夏秋作ではむしろ減少傾向にあったのに、世界食料危機後は夏秋米の作付も急拡大している。このことはベトナムの市場経済化が進み農民が市場動向に敏感に反応していること、またベトナムには生産・輸出余力があることを示している。なおもっとも単収の低いムア作の生産放棄の傾向は価格高騰傾向においても変わっていない。

4. その他の品目

ここではコメ以外のベトナムの主要輸出品目であるコーヒー・コショウ・水産物を取り上げる。

(1) コーヒー



第 7 図 1990 年代以降のベトナムのコーヒー播種面積と収穫量

資料：TCTK [2009].

注：2008 年は暫定値。

現在ベトナムはブラジルに次ぐ世界第 2 位のコーヒーの生産及び輸出国であり、ベトナムにとっても主要な輸出農産品になっている。自給中心のコメとは違い生産の約 95% が輸出に向けられる。ベトナムにおけるコーヒー栽培の発展は、南北統一以降の国策によるダクラク省（第 1 図の 39）を中心とする中部高原の開発（人口稠密な北部からの開拓移住）によるものである。統一直後の 1976 年のコーヒーの栽培面積は 19,000ha・生産量は 6,100t だったのが、2000 年には 430,000ha・680,000t と、面積で約 22.6 倍・生産量で約 111.5 倍と激増している（Nguyen Sinh Cuc[2003]）。第 7 図は 1990 年代以降のベトナムのコーヒー播種面積と収穫量を図示したものである。収穫量は一貫して上昇しているが、播種面積は 2001 年でピークを迎え、その後は国際価格が急騰した 2007 年（後掲第 12 表参照）の前までは年々減少している。このことは、生産適地はほぼ開拓され尽くしたことを示している。ベトナム産コーヒー豆はロブスタ種が主流

であるが、それは主産地であるダクラク省周辺の標高が 800m までと低く、高地を好むアラビカ種の生産に適さないためである。アラビカ種も標高 1,500m を超えるラムドン省（第 1 図の 43）周辺で栽培されているが、その生産は最大でも年間 500t 前後と微々たるものである（日本貿易振興機構[2009]）。

世界市場へは 90 年代後半から本格参入し、2000 年にはベトナムの大量輸出によってコーヒーの国際相場価格の大暴落（ここ 30 年間で最低価格）を引き起こすまでになった。またコーヒー・ブームの恩恵から排除された中部高原の少数民族が 2001 年に暴動を起こした（ボリス[2005]）。ベトナムのコーヒーの主な輸出先（2008 年）は、ドイツ（13.0%）・アメリカ（10.0%）・イタリア（8.0%）・ベルギー（7.9%）・スペイン（7.0%）と欧米向けが主流である（TTPNN[2009a]）が、最近では日本へも輸出を伸ばしている。第 11 表は、日本のコーヒー豆輸入量とベトナムからの輸入量、そのシェアと順位を示したものである。2008 年のベトナムからの輸入量は 5 年前の約 2.5 倍に達し、ブラジル・コロンビアに次ぐ第 3 位を占めるに至った。この背景には、インドネシア産のロブスタ種コーヒー豆が品質不均等や契約不履行の問題をもつために日本のコーヒーメーカーがベトナムへ原料調達先をシフトしてしたこと、また高価なアラビカ種の比率を下げた低価格プライベートブランド商品が消費者に人気を集めているという事情がある（日本貿易振興機構[2009]）。

第 11 表 日本のコーヒー豆輸入量とベトナムのシェア

	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総輸入量(t)	377,647	400,977	413,264	422,696	389,818	387,538
ベトナムからの輸入量(t)	22,446	25,743	28,210	31,325	44,484	55,055
割合(%)	5.9	6.4	6.8	7.4	11.4	14.2
順位	6	6	6	5	4	3

資料：日本貿易振興機構[2006][2009]

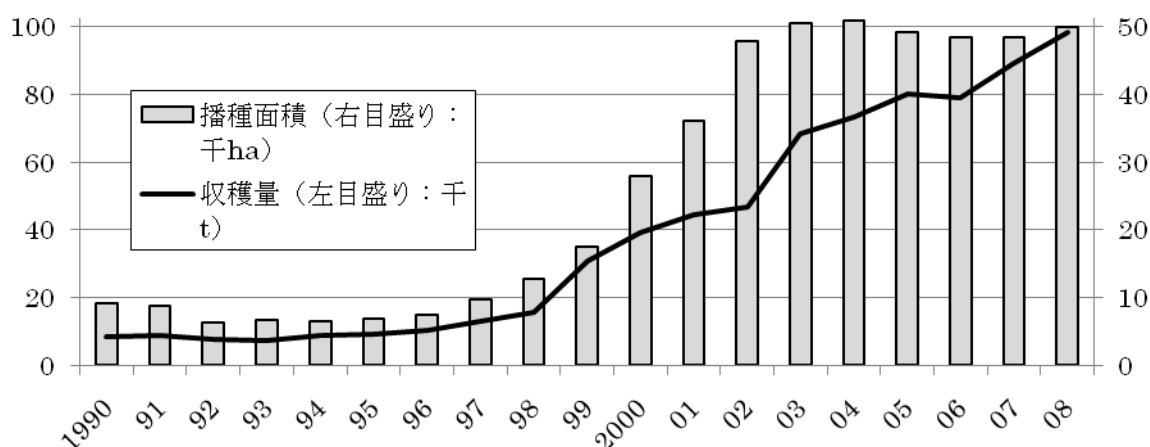
第 12 表は、WTO 加盟直前（2006 年）からのベトナムのコーヒー輸出量・金額とロブスタ種の国際価格を示したものである。WTO 加盟によって輸出補助金を廃止したにも関わらず加盟直後から輸出量・金額ともに激増しているが、当時はちょうど国際価格も急騰していたので、その原因のすべてを WTO 加盟による世界各国の輸入関税削減による影響とみなすことはできない。国際価格が落ち着いた 2009 年のデータを加盟直前(2006 年)に比べると輸出量を 20.7% 増加させており、これは WTO 加盟による成果といえよう。しかし、価格ではロブスタ種の国際価格よりも低く、品質面ではなお改善を要する。また加工設備が充分整備されていないために WTO 加盟前は煎ったコーヒー豆には 50%もの高関税を課して保護していたが、WTO 加盟に際して 2011 年までに 30%に削減することを約束させられた（岡江[2008]）。

第 12 表 WTO 加盟前後のベトナムのコーヒー輸出量・金額と国際価格

	WTO 加盟前	WTO 加盟後		
	2006	2007	2008	2009
ベトナム輸出量 (t) :a	980,878	1,229,233	1,059,506	1,183,523
ベトナム輸出額 (千米ドル) :b	1,217,167	1,911,463	2,111,187	1,730,602
ベトナム価格 (千米ドル/t) :b/a	1.24	1.56	1.99	1.46
ロブスタ種国際価格 (千米ドル/t)	1.49	1.91	2.32	1.64

資料:ベトナムのコーヒー輸出量・金額はベトナムのベトナム財務省税関総局(日本貿易振興機構ハノイセンターより入手), 国際価格は国際コーヒー機関ウェブサイト(ICO[online])のデータより計算.

(2) コショウ



第 8 図 1990 年代以降のベトナムのコショウ播種面積と収穫量

資料: TCTK[2009].

注: 2008 年は暫定値。

コショウは 2009 年現在, 生産量の 76.3% (金額では 71.3%) が輸出にまわされており (CCPD TV[2010c]), コーヒーと並ぶベトナムの代表的な工芸作物である。コーヒーと同様 1990 年代後半から世界市場に本格参入し, 現在では世界最大の生産及び輸出国となっている。2000 年のコーヒー価格暴落の引き金を引いたことで世界から非難を浴びたベトナムは, その反省を活かして豊作になった 2002 年には国際コショウ機構と密接に連携して, 少しずつ小出しに世界市場に放出することによって国際相場価格に混乱をもたらすことなく世界一のコショウ大国の地位を確立した (ボリス[2005])。2009 年の世界のコショウ生産量におけるベトナムのシェアは 36.7%であり, 第 2 位のインド (18.4%) のおよそ倍と圧倒的な首位を保っている。

以下順位はブラジル（13.9%）・中国（9.0%）・インドネシア（8.3%）・マレーシア（7.6%）・スリランカ（5.4%）となっており，この上位7カ国で生産量の99%以上を占めている（CCPDTV[2010c]）。

コシウの主産地は東南部（特にビンフオック省。第1図の44）である。2000年9号議決では，コシウは高い経済効果が見込まれる作物としての評価が与えられ，農産物の中で唯一面積の拡大が目指されている品目である。同議決では栽培面積を2000年の27,900haから2010年には50,000haへ，年間生産量を39,200tから100,000tまで拡大する目標が与えられている。第8図は1990年代以降のベトナムのコシウ播種面積と収穫量を図示したものである。面積では2003年にすでに目標が達成（50,500ha）され，それ以降も目標面積（50,000ha）をほぼ維持している。収穫量も年々右肩上がりに増加し，2009年には105,600t（2000年の約2.7倍）と目標をついに達成した（CCPDTV[2010c]）。

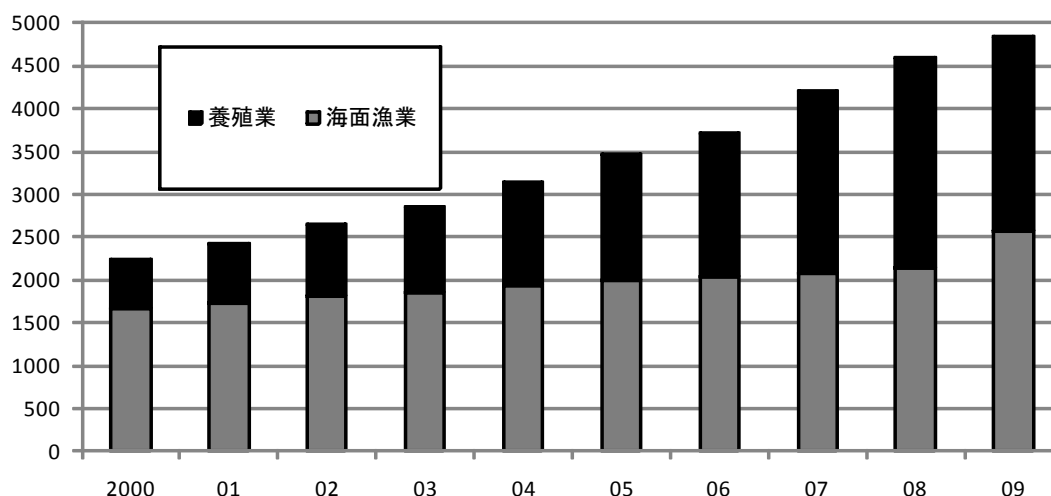
主な輸出先（2008年）は，アメリカ（15.1%）・ドイツ（8.3%）・アラブ首長国連邦（7.2%）・オランダ（6.0%）・エジプト（5.4%）となっている（TTPNN [2009a]）。なお日本のコシウ輸入先はマレーシア一国で約60%のシェア（日本貿易振興機構[2009]による2006～08年の数値）を占め，ベトナムの割合はいまだ低い。

（3）水産物

水産物は市場経済化によって急速に発展した品目である。主産地はメコンデルタで，漁獲量の過半（2008年現在全国の58.7%）を占めている。省別で特に多いのが，キエンザン（第1図の59，全国の9.3%）・アンザン（第1図の53，7.7%）・カマウ（第1図の63，6.7%）である（TCTK[2009]）。

2000年9号議決では2010年までに300～350万tの漁獲量を達成することが目指されていたが，この目標は2006年にすでに達成（372万t）されており，2009年現在485万tにまで達している（CCPDTV[2010b]）。2005年150号決定では2006～2010年の農林水産業全体の生産高の年間増加率を4～4.5%に維持することが目指されているが，中でも水産物は8～9%の増加率が目指されており，実際に2006・07・08年の増加率は7.3%，12.8%，9.6%増（TCTK[2009]）とWTO加盟後2年間は目標以上の成長率を示している。輸出に関してもWTO加盟後の2007・08年の水産物の輸出額が対前年度12.1%，19.9%増と，順調に輸出を伸ばしており，輸出補助金廃止という譲歩をしてまでWTOに加盟した成果を示すことができた。ただし2009年は後述のように水産物輸出量の過半を占めるナマズが不振だったこともあり，輸出額は対前年度比5.7%の減少（GDPは5.4%増加）となった⁽¹⁶⁾。

2000年9号議決ではさらに水産業の中では養殖業に投資を集中することと生産性の低い水田の転換が奨励されている。これを受けて2000年の養殖面積が65.2万haであったのが，翌2001年には100万ha近くにまで急増し，この増加分のうち19万haが水田からの転換だといわれている（CTCPTTKTDN[2003]）。

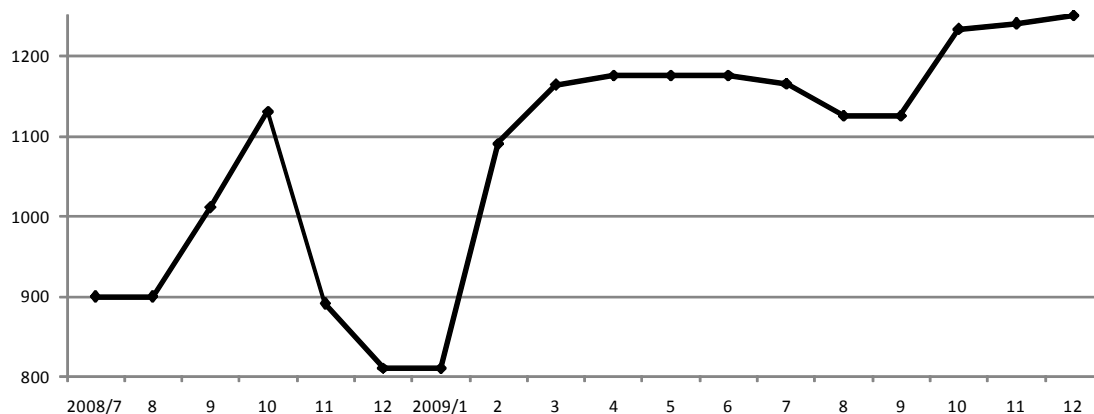


第9図 2000年代のベトナムの漁獲量

資料：CCPDTV[2010b].
注：単位は千t.

第9図は2000年代のベトナムの漁獲量を養殖業・海面漁業の区別をつけて積み上げ式に棒グラフ化したものである。このグラフから、2000年代に入ってから一貫して発展していることと9号議決の方針に沿って年々養殖業の占める割合が大きくなってきていることが分かる。2000年に養殖業の占める割合は26.2%だったのが、2007年には50.6%と海面漁業と逆転し、翌08年には53.6%とさらに割合を増やしている。しかし、2009年には47.0%と海面漁業に再逆転された。この背景には、近年世界の水産資源不足による価格高騰にベトナムの海面漁業が刺激されたことと、エビに代わって近年ベトナムの養殖業の主流となったナマズの不振が存在する。

第10図は2008年後半～2009年のナマズの国内価格を図示したものである。2008年後半からナマズへの投資ブームが起き、ナマズの国内価格が急騰した。しかし最大の輸出市場であったロシアが輸入禁止措置を取ったことをきっかけにこの投資バブルははじけ、2008年末にナマズ価格が暴落することになった。このことからナマズの養殖面積が急速に縮小した（メコンデルタにおける2009年第一四半期の面積は対前年度比15%減）。このことが不足感を生み、2009年に入ってから価格は再び急騰することになった。このような価格の急変動は、零細な経営規模と市場情報の不整備及び国民の不信という稲作と共通する構造的な問題が存在する。さらに農林水産業関連の保険が整備されていない中で、飼料原料のキャッサバが2009年一年間で約3倍に跳ね上がるという生産コスト増もあり、多くの事業者がナマズ養殖から撤退することになった⁽¹⁷⁾。



第10図 2008年後半～2009年のナマズの国内価格

資料：CCPDTV[2010b].

注：アンザン省における2.5cmサイズのナマズ一匹の取引価格（単位はベトナムドン）。

第13表は2008年及び2009年におけるナマズの輸出先上位10カ国の国別輸出額を示したものである。2008年末から禁輸措置を取った最大の輸出市場ロシアは翌09年には金額を約3分の1にまで激減させて第4位に転落した。代わって輸出先として台頭してきたのがアメリカ市場である。アメリカは2008年には第7位だったが、翌09年には金額を倍増させて第1位に躍り出た。アメリカのナマズ市場にとってもベトナムは圧倒的最大の輸入先となった（2009年1～10月の総輸入額の66%）（CCPDTV[2010b]）。

第13表 2008～09年におけるナマズの輸出先別輸出額

年次	2008		2009	
輸出先	国名	金額	国名	金額
第1位	ロシア	181.1	アメリカ	134.2
第2位	ウクライナ	135.0	スペイン	114.3
第3位	スペイン	112.4	ドイツ	100
第4位	ドイツ	101.0	ロシア	65.0
第5位	オランダ	88.0	メキシコ	64.5
第6位	ポーランド	85.5	オランダ	63.2
第7位	アメリカ	73.0	ウクライナ	59.8
第8位	メキシコ	58.3	ポーランド	43.5
第9位	エジプト	52.0	エジプト	38.5
第10位	ベルギー	40.4	ベルギー	35.8

資料：CCPDTV[2010b].

注：金額の単位は百万米ドル。

ベトナムにとって日本は 1990 年代前半には水産物輸出額の 65～75%を占める圧倒的第 1 位の輸出先（CTCPTTKTDN[2003]）であり、まさにベトナムの水産業は日本市場ともに発展してきたといえるだろう。また日本にとってもベトナムは主要なエビ輸入先である。2008 年のシュリンプ・プローンの輸入先では、ベトナムが 21.1%と日本市場で最大のシェアを占める。またエビ調製品ではタイ（50.2%）に次ぐ第 2 位（19.7%）である（日本貿易振興機構[2009]）。第 14 表は 2008 年及び 2009 年におけるエビ・カニの輸出先上位 10 カ国の国別輸出額を示した物である。依然日本が第 1 位を保っているが、注目すべきことに 2008 年に第 10 位だった中国が翌 09 年には金額を 2 倍以上に増やして第 7 位に躍り出た。絶対額自体はまだ日本に比べて微々たるものとはいえ、急激な経済成長と食生活の多様化という近年の中国の事情を考えれば、その動向は注視する必要があるだろう。

第 14 表 2008～09 年におけるエビ・カニの輸出先別輸出額

年次	2008		2009	
輸出先	国名	金額	国名	金額
第 1 位	日本	472.8	日本	473.6
第 2 位	アメリカ	443.9	アメリカ	385.1
第 3 位	韓国	81.1	韓国	101.4
第 4 位	オーストラリア	66.9	カナダ	65.0
第 5 位	カナダ	65.8	ドイツ	64.5
第 6 位	台湾	64.9	オーストラリア	63.9
第 7 位	ドイツ	57.7	中国	58.3
第 8 位	ベルギー	33.3	台湾	56.6
第 9 位	英国	28.6	英国	42.0
第 10 位	中国	26.6	ベルギー	40.3

資料：CCPDTV[2010b].

注：金額の単位は百万米ドル。

おわりに

ベトナムは 1980 年代からの脱集団化・経済自由化政策によって、世界有数の農林水産物輸出国に躍り出た。2007 年の WTO 加盟は、これまで保護されていた品目の関税化や関税引き下げ等痛みをも伴うものであったが、それによって世界中の加盟国に輸出市場を開拓することができ、加盟後はますます輸出を伸ばすことになった。WTO 加盟後の貿易赤字拡大や他のアジア諸国の通貨価値下落の影響で 2009 年 11 月にベトナム政府は通貨ドンに対する米ドル基準相場切り下げを行ったが、このことは今後のベトナムの農林水産物輸出にとってプラスに作用するであろう。

昨今の世界食料危機を経て、ベトナムにはまだコメの輸出余力があることが明らかになったが、反面ベトナム人の主食であるコメの輸出規制措置は今後ともベトナム側の都合でいつでも行使される可能性があることも示した。日本市場ではコメ以外に、近年コーヒーの輸入が急増している。またエビに関しても引き続き主要な輸入先である。WTO 加盟を達成し世界市場に本格参入したベトナムの農林水産業の動向は引き続き注視する必要がある。

注

- (1) ベトナムはアセアン加盟国として AFTA（アセアン自由貿易地域）の共通効果特惠関税スキームにも参加している。またアセアン全体として、2004 年に中国と「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定における商品貿易協定」(ACFTA) に調印、2006 年に韓国と「ASEAN・韓国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」(AKFTA) に調印、2008 年に日本と「日本・ASEAN 経済連携協定」(AJCEP) を署名、2009 年にオーストラリア・ニュージーランドと「ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定」(AANZFTA) を署名、インドと「ASEAN・インド自由貿易協定」(AIFTA) を締結している。
- (2) ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれる。
- (3) 本章において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお 2008 年に首都ハノイ市の市域が拡大され、旧ハタイ省のほぼ全域とヴィンフック省・ホアビン省の一部を吸収し、面積で約 3.6 倍、人口は約 1.9 倍になった（寺本・坂田[2009]）。また地域区分では 2008 年度の統計年鑑からクアンニン省（第 1 図の 17.）が紅河デルタに区分けされた。本レポートにおいて 2007 年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。
- (4) タイー（Tay）族、ターイ（Thai）族など。
- (5) 速水佑次郎は、旧ソ連型中央計画経済体制を消費財部門を最小限に抑え、投資財部門に資源を集中し、高蓄積・高成長を図る「開発モデル」の一種であったと分析している（速水[1995]）。
- (6) 「移行経済（transition economy）」とは旧ソ連型中央計画経済体制から市場経済へ移行しつつある経済のことで、世銀の報告書では共産政権崩壊後の旧ソ連・中東欧、共産政権下で市場経済化を進める中国・ベトナムが取り上げられている。ベトナム共産党第 5 回大会（1982 年）で提唱された社会主義への「過渡期」とは字面は似ているがその意味するところは異なる。もっとも第 8 回党大会（96 年）では「社会主義への道」の概念について「日増しに明確に確定される」としてその確定を事実上先送りにした（竹内[1997]）。さらに第 9 回党大会（2001 年）からは「社会主義への過渡期」は「社会主義志向の市場経済化」とも称されることになったが、第 10 回党大会（2006 年）においてもその定義を明確に示さなかった（坂田[2006]）ことから、共産党指導部自身が「社会主義への過渡期」論をどこまで本気で考えているかは疑問である。
- (7) 2009 年の GDP 成長率は 5.32%と 2008 年よりさらに低くなっているが、四半期ごとにみると 3.14%→4.46%→6.04%→6.90%（TCTK[online]）と着実に回復している。
- (8) 現在の農業農村開発省は 1996 年に農業食品工業省・林業省・水利省の三省が合併して設立され、2008 年には水産省も吸収した。ほぼ日本の農林水産省の所掌事務に重なるが、さらに塩業、水利管理、そして人口の 7 割以上を占める農村部の開発（農村への開拓移住や水質改善等も含む）も管轄している。独立（1945 年）以降の農林水産行政機構の変遷は一昨年度レポート（岡江[2008]）の「1（3）2）中央省庁再編と新農業農村開発省」参照。
- (9) 共産党の翼賛組織である祖国戦線が、国会や人民評議会の選挙において候補者の推薦や審査等を行っている。また祖国戦線は近年農家への銀行融資を仲介することによって農村部への共産党の影響力を維持する役割を果たしている。

(Okae[2009])。

- (10) 2000 年 9 号議決の路線は 2005 年の第 150 号政府首相決定 (CPVN[2005]) によってさらに補強された。同決定は、
①2003 年土地法に沿った農地政策執行と農地交換分合推進②AFTA と WTO 加盟交渉のための国際的合意事項遵守③
品目ごとの生産適地特定と生産集中、といった点が新たに付け加えられている。
- (11) WTO 加盟に伴う制度改正について詳しくは岡江[2010]参照。
- (12) 前述のプログラム 135 号に沿って、たばこ総会社は北部山岳地域のカオバン省 (第 1 図の 5.) における契約栽培面
積を 1997 年から 2001 年までに 2 倍以上に拡大し、農民の所得安定に貢献した。当時たばこ総会社は、たばこ製品の
みならず原料の輸入禁止も政府に要請していた (石田[2002])。
- (13) ただし FAO の数値は食用以外に消費される分 (第 8 表での家畜飼料など) も含むすべての国内消費分を含んでいる
ので、ベトナム人が日本人の 2.7 倍ものコメを食べているというわけではない。
- (14) もちろん紅河デルタにおける畜産のすべてがこのような稲作の片手間で行われているわけではない。大都市への交通
アクセスに恵まれた農村地区では大規模な畜産経営が成長しつつあり、こういう農家では家畜飼料として自家生産米
ではなく市販の配合飼料を使用する (岡江[2006])。
- (15) 食糧総会社は 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食糧総会社として設立され、1995 年に北部食糧総会社と南部食糧総
会社に再編された。南北食糧総会社は自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧会社を傘下に置くことにより、
国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている。輸出割当が行われていた時代にはそのアレンジは実質的に食糧総会社に
よって行われていた (坂田[2003])。
- (16) 水産物輸出額はベトナム財務省税関総局資料 (日本貿易振興機構ハノイセンターより入手) より、2009 年の水産業
GDP は TCTK[online] より。
- (17) 2009 年 1 ～ 11 月のナマズ輸出量総計は対前年度比 5 % 減 (金額では 9.6% 減) となったが、2009 年 11 月 1 ヶ月
間の輸出量は対前年度比 29.9% 増 (金額では 13.7% 増) と着実に回復し始めている (CCPDTV[2010b])。

[引用・参考文献]

日本語文献

- 石田暁恵[2002], 「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」, 石田暁恵 (編) 『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオ
スー新たな課題への挑戦ー』, アジア経済研究所
- 伊東正一[2007], 「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域
及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 国際農林業協力・交流協会
- 岡江恭史[2006], 「ベトナム農民組織の新潮流ー首都近郊農村における畜産合作社の事例よりー」『2005 年度日本農業経済
学会論文集』, 日本農業経済学会
- 岡江恭史[2007a], 「ベトナムの新設合作社とそのリーダーシップ」, ベトナム社会文化研究会 (編) 『ベトナムの社会と文
化』第 7 号, 風響社
- 岡江恭史[2007b], 「WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」『FTA・WTO 体制下のアジアの農業, 食
品産業と貿易』, 農林水産政策研究所
- 岡江恭史[2008], 「カントリーレポート: ベトナムーWTO 加盟に伴う農業関連制度の改正と最新の農業・農政動向ー」『平
成 19 年度カントリーレポート ASEAN, ベトナム』, 農林水産政策研究所

岡江恭史[2010],「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開—グローバル化と社会主義ベトナム—」『東南アジア—歴史と文化—』第 39 号, 東南アジア学会

坂田正三[2003],「ベトナムのコメ流通—流通構造からみたドイモイの再評価—」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所

坂田正三[2006],「2006～2010 年の経済発展の方向性」, 坂田正三 (編)『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

白石昌也[2000],「党・国家機構概観」, 白石昌也編『ベトナムの国家機構』, 明石書店

竹内郁雄[1997],「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号, アジア経済研究所

寺本実・坂田正三[2009],「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』, アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ[2003],「ベトナム—ドイモイの成果と課題—」, 渡辺利夫 (編)『アジア経済読本 (第 3 版)』, 東洋経済新報社

日本貿易振興機構 (編) [2006],『ジェトロ・アグロトレードハンドブック 2006』, 日本貿易振興機構

日本貿易振興機構 (編) [2009],『ジェトロ・アグロトレードハンドブック 2009』, 日本貿易振興機構

野村総合研究所[2009],『ベトナム金融資本市場ハンドブック』, 東洋経済新報社

速水佑次郎[1995],『開発経済学—諸国民の貧困と富—』, 創文社

藤田麻衣[2006],「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三 (編)『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

ボリス, ジャン=ピエール (林昌宏 訳) [2005],『コーヒー, カカオ, 米, 綿花, コシウの暗黒物語 (Jean-Pierre Boris, 2005, Commerce inéquitable, Hachette の翻訳)』, 作品社

英語文献・ベトナム語文献 (書籍, 講演及びウェブサイト)

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予測株式会社) [2010a]. *Bao Cao thuong nien Nghanh hang gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムと世界のコメ及び次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV[2010b]. *Bao Cao thuong nien Nghanh Thuy san Viet Nam 2009 va Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムの水産業及び次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV[2010c]. *Bao Cao thuong nien Nghanh Ho tieu Viet Nam 2009 va Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムのコシウ及び次年度の展望に関する年次報告)

CTCPTTKTDN (Cong Ty Co Phan Thong Tin Kinh Te Doi Ngoai, 国際経済情報株式会社) [2003]. *Thuy San Viet Nam - Phat Trien va Hoi Nhap* (ベトナムの水産業—発展と世界市場への参入—). Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia (国家政治出版社)

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) [online], FAOSTAT (<http://faostat.fao.org>), 2010 年 3 月 17 日アクセス

HHLTVN (Hiep Hoi Luong Thuc Viet Nam, ベトナム食糧協会) [online], ベトナム食糧協会ウェブサイト (<http://www.vietfood.org.vn>), 2010 年 3 月 17 日アクセス

ICO (International Coffee Organization) [online], *Coffee Prices* (http://www.ico.org/coffee_prices.asp), 2010 年 3 月 17 日アクセス

IMF (International Monetary Fund) [2010]. *International Financial Statics*. IMF

Nguyen Ngoc Que[2009]. ‘Rice production and food policies in Vietnam’, Agricultural Policy Seminar on “Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States”, 5 March 2009, Tokyo

Nguyen Sinh Cuc[1995]. *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

Nguyen Sinh Cuc[2003]. *Nong Nghiep, Nong Thon Viet Nam Thoi Ky Doi Moi (1986-2002)* (ドイモイ時代 (1986～2002 年) のベトナムの農業と農村). Nha Xuat Ban Thong Ke

Okoe, Takashi[2009]. “Rural Credit and Community Relationships in a Northern Vietnamese Village”, 『東南アジア研究』 47 巻 1 号, 京都大学東南アジア研究所

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) [online]. ベトナム統計総局ウェブサイト (<http://www.gso.gov.vn/>), 2010 年 3 月 17 日アクセス

TCTK[1994a]. *Nien Giam Thong Ke 1993* (1993 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[1994b]. *Khao sat Muc song Dan cu Viet Nam 1992-1993* (1992～93 年度ベトナム人生活水準に関する考察). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2000]. *Dieu tra Muc song Dan cu Viet Nam 1997-1998* (1997～98 年度ベトナム人生活水準調査). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2002]. *Nien Giam Thong Ke 2001* (2001 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2003]. *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2007a]. *Nien Giam Thong Ke 2006* (2006 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2007b]. *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006* (2006 年度農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2008]. *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2009]. *Nien Giam Thong Ke 2008* (2008 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) [2008]. *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN[2009a]. *Bao Cao thuong nien Nong nghiep 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム農業及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN[2009b]. *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

World Bank[1996]. *From plan to market -World development report 1996*, New York: Oxford University

ベトナム語文献 (共産党・政府文書)

BCT (Bo Cong Thuong, ベトナム商工省) [2008]. *So:1746/BCT-XNK, Con Van ve Dieu hanh xuat khau gao nam 2008* (2008 年コメ輸出管理に関する第 1746 号公文). 2008 年 3 月 5 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) [1998]. *So:135/1998/QĐ-TTg, Quyét Dinh cua Thu tuong Chinh phu phe duyét Chuong trinh phat trien kinh te - xa hoi cac xa dac biet kho khan mien nui, vung sau, vung xa* (特別困難な状態にある山岳地域・僻地各社の社会経済発展計画承認に関する政府首相決定 135 号). 1998 年 7 月 31 日公布

CPVN[2000]. *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyét cua Chinh phu ve mot so chu truong va chinh sach ve chuyen dich co cau kinh te va tieu*

thu san pham nong nghiep (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府議決 9 号) .
2000 年 6 月 15 日公布

CPVN[2001]. So:46/2001/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005* (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する政府首相決定 46 号). 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN[2005]. So:150/2005/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び 2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号). 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN[2008a]. So:78/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại buổi làm việc với Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về tình hình sản xuất và xuất khẩu gạo, thủy sản* (コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2008 年 3 月 25 日公布

CPVN[2008b]. So:481/ TTg-KTTH, *Con Văn về tăng cường các giải pháp đẩy mạnh xuất khẩu, kiểm chế nhập siêu và bảo đảm cân đối, quản lý giá cả các mặt hàng thiết yếu* (輸出振興, 貿易赤字抑制, 貿易均衡の確保, 必需品価格の管理のための追加措置に関する第 481 号公文). 2008 年 3 月 31 日公布

CPVN[2008c]. So:391/2008/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về rà soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó rà soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nội chung và đất trong lúa nước nội riêng* (2006～2010 年 5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定). 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN[2008d]. So:104/2008/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc ban hành mức thuế tuyệt đối thuế xuất khẩu đối với mặt hàng gạo và phân bón xuất khẩu* (コメ及び肥料物品輸出に対する従量税の公布に関する第 104 号政府首相決定). 2008 年 7 月 21 日公布

CPVN[2009a]. So:176/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Chính phủ tại cuộc họp thường trực Chính phủ về hoạt động sản xuất, kinh doanh lương thực* (食糧の生産経営活動に関する政府定例会議における政府首相の結論に関する第 176 号通達). 2009 年 6 月 15 日公布

CPVN[2009b]. So:1518/2009/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về mua tạm trữ lúa, gạo hè thu năm 2009* (2009 年夏秋米の備蓄購入に関する第 1518 号政府首相決定). 2009 年 9 月 22 日公布

CPVN[2009c]. So:63/2009/NQ-CP, *Nghi quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布

DCSVN (Đang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) [2008]. So: 26 NQ/TW, *Nghi quyết của Ban Chấp hành Trung ương Đảng về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号議決). 2008 年 8 月 5 日公布

2010（平成22）年10月29日 印刷・発行

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料 第13号

平成21年度カントリーレポート

韓国，タイ，ベトナム

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

電 話 東京（03）6737-9000

F A X 東京（03）6737-9600

印刷・製本 株式会社美巧社